



茨城町都市計画マスタープラン

～人や自然がきらめく 元気でたくましいまち いばらき～



平成 28 年 3 月

茨城町

ごあいさつ

本町では、まちづくりの基本的な考え方や、実現化のための総合的な指針として、平成11年3月に「茨城町都市計画マスタープラン」を策定し、やさしさのまち「桜の郷」の整備や、本町の産業拠点である「茨城中央工業団地」の整備を推進するなど、まちづくりの目標として掲げた「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」の実現に向けて、各種施策や事業に取り組んでまいりました。



しかし、現在の我が国においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行や、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、大規模な自然災害への対応など、都市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの状況は本町においても例外ではなく、都市計画マスタープランの内容を見直し、時代の変化に適切に対応した計画の推進が求められています。

このため、都市計画マスタープランの見直し作業に着手することとし、その策定にあたっては、町民の皆様を対象としたアンケート調査の実施や、学識経験者や町民代表者などで構成される改定検討委員会の開催など、議論を重ねてまいりました。

今回新たに策定した「茨城町都市計画マスタープラン」では、「人と自然がきらめく 元気でたくましいまち いばらき」を町の将来都市像に掲げ、快適で安全な暮らしができる魅力ある都市づくりや、本町が有する優れた広域交通ネットワークや、豊富で貴重な自然・文化・歴史を活かした茨城町らしさのある個性豊かな都市づくりを目指してまいります。

今後は、この「茨城町都市計画マスタープラン」に基づき、行政だけでなく、住民・企業などとの協働によるまちづくりを推進してまいりますので、町民の皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、改定検討委員、町議会、審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様並びに関係各位に対して、心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

茨城町長 小林宣夫

目 次

序章 策定に関する基本方針

序-1 都市計画マスタープランの概要	1
序-2 策定の背景と必要性	1
序-3 都市計画マスタープランの位置づけ	2
序-4 策定に関する基本方針	2

第1章 町の現況

1-1 位置・地勢・沿革	5
1-2 人口・世帯数	6
1-3 生活行動	11
1-4 産業	13
1-5 都市計画及び都市整備状況	17
1-6 防災状況	40
1-7 公共施設	41
1-8 文化・歴史的資源	42
1-9 上位計画の位置づけ	43
1-10 主要プロジェクトの概要	49
1-11 住民意向の把握	50

第2章 都市づくりの課題

2-1 全国的な課題	53
2-2 都市づくりの前提条件	54
2-3 都市づくりの課題	55

第3章 将来都市像

3-1 都市づくりの目標	60
3-2 将来目標人口	63
3-3 将来都市構造	64

第4章 分野別方針

4-1 土地利用の方針	67
4-2 道路・交通の方針	72
4-3 公園・緑地の方針	75
4-4 河川・湖沼・下水道の方針	78
4-5 その他の都市計画施設の方針	80
4-6 景観形成の方針	80
4-7 防災の方針	81

第5章 地域別将来像

5-1 地域別将来像の基本的な考え方	82
5-2 長岡地域の将来像	84
5-3 川根地域の将来像	87
5-4 上野合地域の将来像	90
5-5 沼前地域の将来像	93
5-6 石崎地域の将来像	96

第6章 計画の推進に向けて

6-1 協働によるまちづくりの推進	99
6-2 まちづくりの推進に向けて	101

参考資料

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱	104
茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会委員名簿	106
茨城町都市計画マスタープラン策定経過	107
用語集	108

序章 策定に関する基本方針

序章 策定に関する基本方針

序-1 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法^{*}第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年後を目標時期として、都市における将来像や、土地利用、道路、公園、下水道、河川などの市町村が定める都市計画の方針を定めるものです。

序-2 策定の背景と必要性

本町では、平成11年3月に「茨城町都市計画マスタープラン」を策定し、「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」をまちづくりの目標に掲げ、道路や公園などの基盤整備や、生活拠点の形成、地域の自然や文化・歴史の保全・活用、町民と行政による協働^{*}のまちづくりを進めてきました。

しかし、現在では、当初策定から相当の期間が経過しており、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化など、本町を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような様々な状況の変化による新たな課題に対応し、魅力ある都市づくりを進めるため、本町における都市計画の基本的な方針である茨城町都市計画マスタープランを見直すこととします。

旧計画策定以降の状況の変化

【社会情勢の変化】

- ・人口減少・少子高齢化
- ・安全・安心への関心の高まり
- ・コンパクトシティ^{*}など

【都市計画法などの改正】

- ・まちづくり三法(中心市街地活性化法^{*}、大規模小売店舗立地法^{*}、都市計画法^{*})の改正(※1)
- ・地方分権改革による法改正(※2)など

【上位計画の策定・改定】

- ・水戸・勝田都市計画区域マスタープラン^{*}
- ・茨城町第5次総合計画^{*}など

【基幹的な社会資本や市街地整備】

- ・北関東自動車道、東関東自動車道水戸線の整備
- ・前田・長岡地区の市街地整備の方向転換など

茨城町都市計画マスタープランの見直し

参考：現行の茨城町都市計画マスタープラン(H11.3策定)の概要

- | | |
|-----------|---|
| ・計画期間 | ：平成10年度～平成27年度 |
| ・まちづくりの理念 | ：「町民生活に密着した生活環境整備の計画的な推進」
：「個性を活かした魅力ある都市づくり」
：「町民と行政が役割と責任をもちながら一体となって進める」 |
| ・まちづくりの目標 | ：「住み続けたい夢のあるふるさと・いばらきまち」 |
| ・目標人口 | ：46,500人(平成27年) |

※平成15年度に一部改定済み

(茨城中央工業団地の用途地域^{*}の変更や地区計画^{*}の決定に伴い、土地利用方針などの位置づけを見直し)

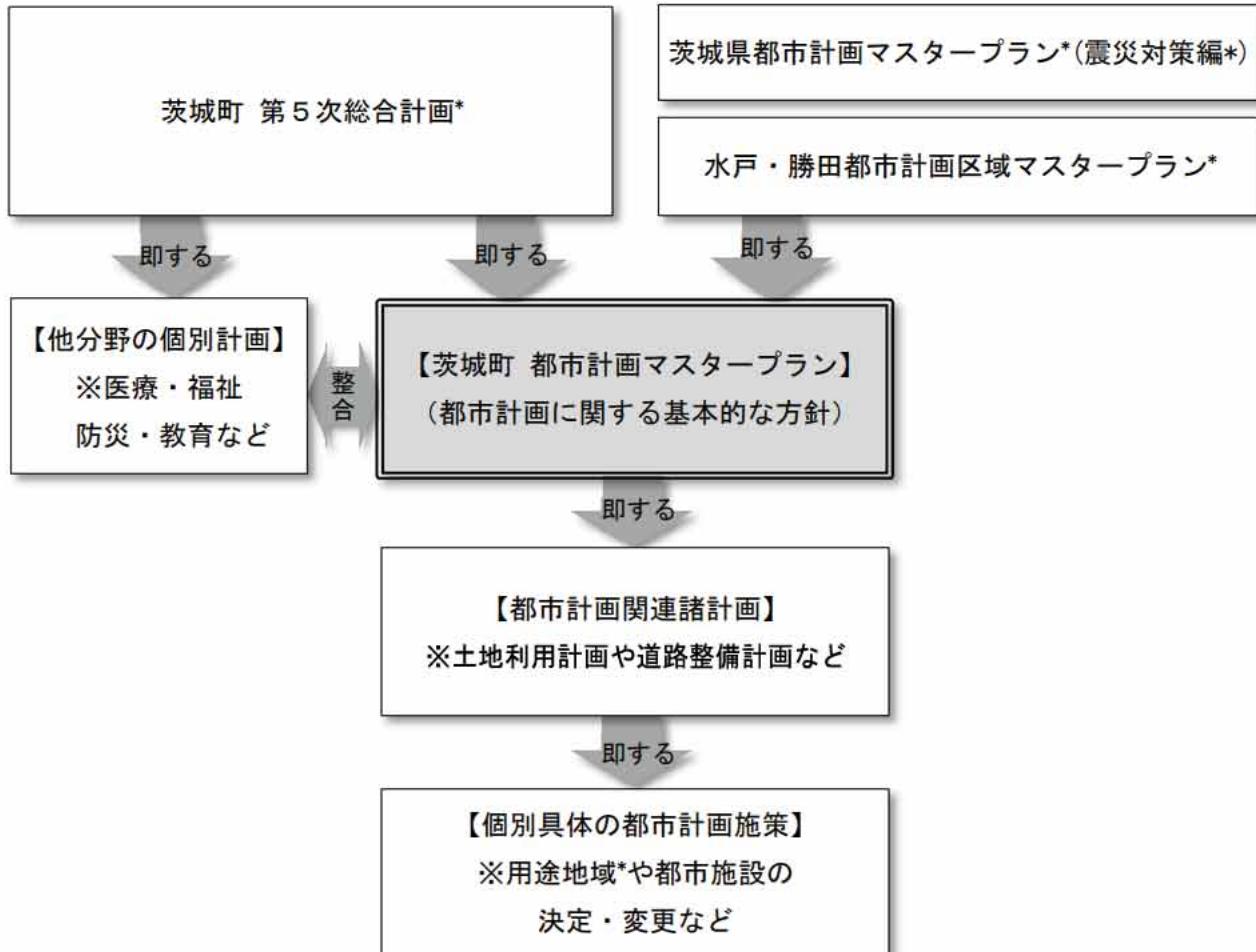
※1 中心市街地活性化の推進のため、用途地域^{*}などの見直しによる大規模集客施設^{*}の郊外立地を抑制など

※2 地方分権の推進のため、都道府県が有していた都市計画(規模の大きい道路や公園など)の決定権限の一部が市町村へ移譲など

■本文中の*については、巻末の「用語集」に解説を記載していますのでご覧ください。

序-3 都市計画マスター プランの位置づけ

本計画は、町の最上位の計画となる「茨城町第5次総合計画*」や、茨城県が都市計画区域*ごとに定める「水戸・勝田都市計画区域マスター プラン*（都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針）」などの内容に即して定めることとし、本町が取り組む土地利用や道路などの都市づくりに関する個別具体的な都市計画施策の指針として策定します。



序-4 策定に関する基本方針

（1）策定方針

策定の背景や必要性を踏まえ、本計画の策定方針を以下のとおり定めます。

- ①時代のニーズにあった都市計画マスター プランを策定するため、人口減少や少子高齢化の進行、安全・安心への関心の高まり、都市計画に関する国の施策方針など、大きく変化する社会潮流への対応について十分に留意します。
- ②茨城町第5次総合計画*や茨城県が定める水戸・勝田都市計画区域マスター プラン*などの上位・関連計画との整合を図ります。
- ③本町がこれまで進めてきた都市計画の進捗状況の整理と評価を行い、現計画の方針や位置づけとの不整合を解消するほか、今後の効率的かつ効果的な施策展開に役立てます。
- ④各種の策定組織を構築するとともに、広く町民の意向を得るための意向調査などを実施し、広範かつ客観的な視点を踏まえて検討します。

(2) 目標年次

本計画の目標年次は、都市づくりという長期的な視点から、概ね 20 年後を目標時期とするとともに、国勢調査などの各種統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点から、本計画の目標年次は、平成 47 年（2035 年）とします。

(3) 策定体制

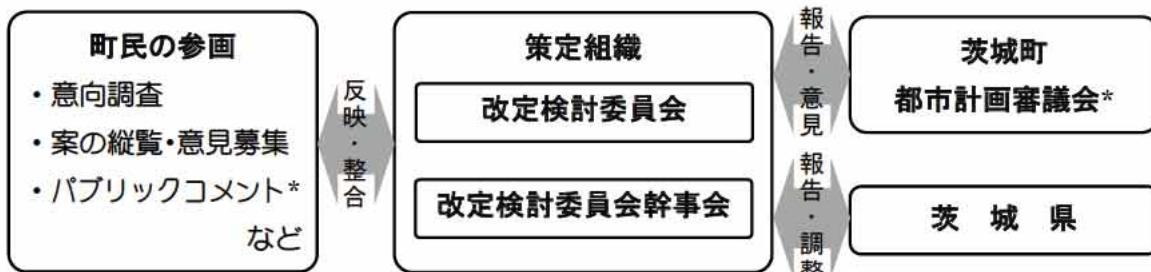
本計画の策定にあたっては、以下の策定組織を設置し、計画内容の検討を進めます。また、町民の参画による策定を目指すため、町民を対象とした意向調査やパブリックコメント*などを実施し、計画内容へ反映します。

◎「茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会」

役割：町民や庁内の意見調整、全体の整合、原案の検討・決定
組織：町民・各種団体代表、議会代表、行政代表など

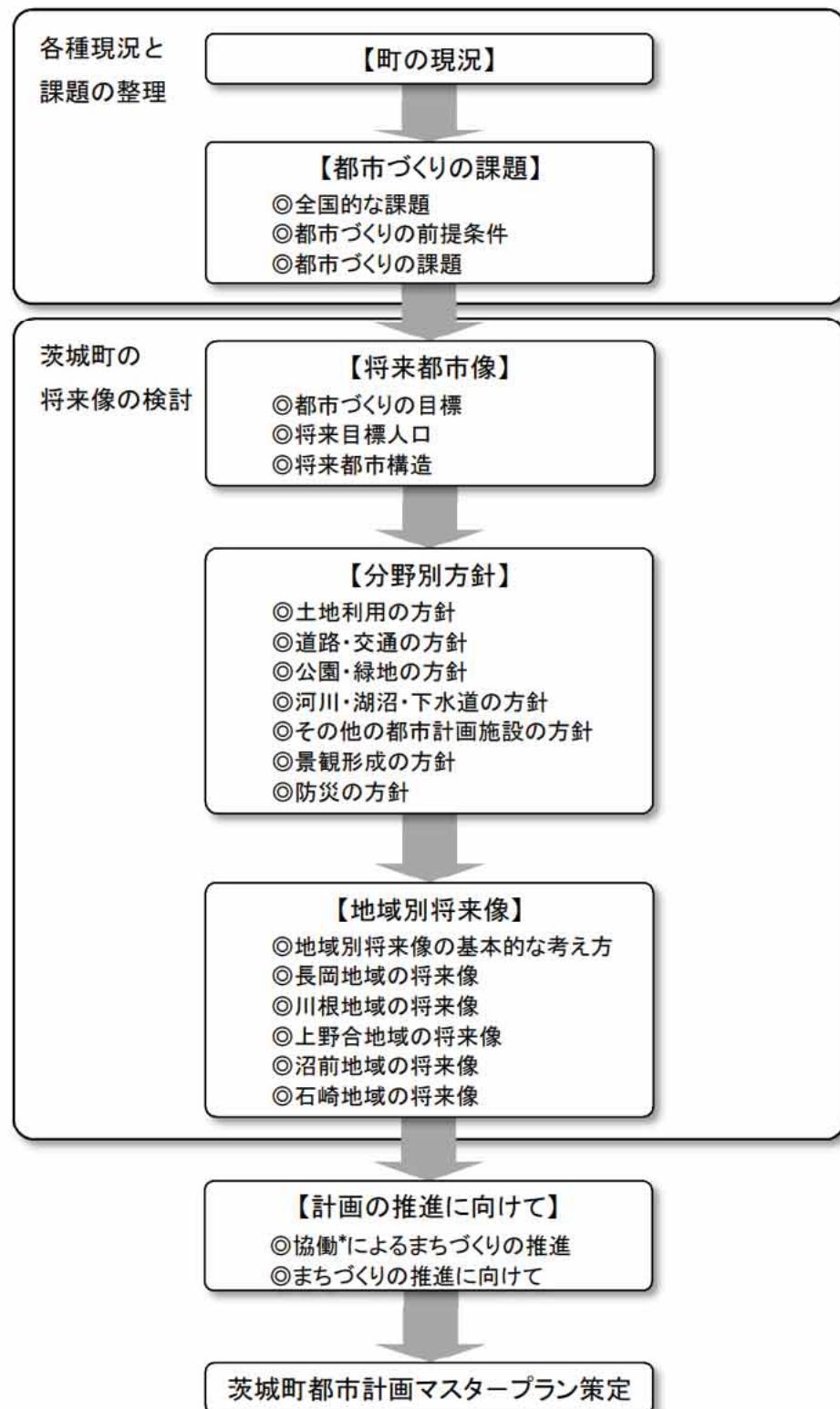
◎「茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会」

役割：委員会で協議する素案などの調査・検討、庁内関係部課との調整（適宜）
組織：庁内関係課職員



(4) 計画の構成と流れ

本計画は、町全体を対象として、概ね 20 年後における将来の都市の姿を定める「将来都市像」や、土地利用や道路などの都市計画に関わる主な分野ごとに方針を定める「分野別方針」、身近な地域を対象に地域づくりの方針を定める「地域別将来像」、定めた方針の実現に向けた取り組みの方法や考え方を示す「計画の推進に向けて」で構成されています。



第1章 町の現況

第1章 町の現況

1-1 位置・地勢・沿革

(1) 位置・地勢

本町は、首都東京からおよそ 100km、茨城県のほぼ中央に位置し、北は県都水戸市に接するほか、東に大洗町、南に鉾田市及び小美玉市、西は笠間市と接しています。

町域は、東西 17km、南北 14km、面積は 121.58km²となっており、町域の大半が標高 20、30m 程度の台地上にあり、平坦な地形を形成しているほか、涸沼へと注ぐ涸沼川、涸沼前川、寛政川の3つの河川が町の中心部を流れ、河川の流域には田園が広がっています。

また、本町には、茨城県と栃木県、群馬県を結ぶ北関東自動車道や、茨城県と千葉県を結ぶ東関東自動車道水戸線が通過するなど、広域交通条件に恵まれた地域となっています。

(2) 沿革

本町は、国指定遺跡である小幡北山埴輪製作遺跡が形成されるなど、縄文・弥生時代から人々が住み着き、農業に適した肥沃な土地と交通の要所として発展しました。

昭和 30 年には、長岡村、川根村、上野合村、沼前村の 4 カ村が合併し、その後昭和 33 年には石崎村を編入統合し、現在の町域を有するに至っています。

昭和 40 年代には、国道 6 号バイパスが整備されたほか、都市計画区域*や区域区分*が指定されるなど、水戸・勝田都市圏における農業生産地や田園環境を有する住宅地として発展しました。

その後、長岡、大戸、前田、矢頭、奥谷地区周辺で住宅団地開発が進んだほか、首都圏の放射軸である常磐自動車道が整備され、人口が大きく増加するなど、都市化が進展しました。

近年では、北関東 3 県を結ぶ北関東自動車道の整備に伴う企業誘致の推進のため、茨城中央工業団地の整備が進められるとともに、高齢社会に対応したまちづくりをコンセプトとした住宅地として、桜の郷地区が整備されています。



1-2 人口・世帯数

(1) 人口・世帯数の推移

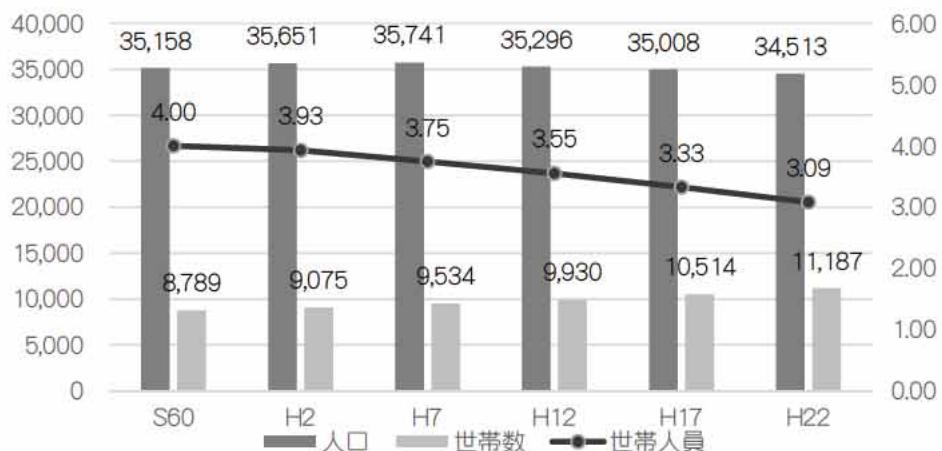
本町の人口は、平成 7 年の 35,741 人から、以降減少傾向となり、平成 22 年には 34,513 人となっています。

また、世帯数については、毎年増加傾向で推移しており、平成 22 年には 11,187 世帯となっていますが、1 世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、平成 22 年には 3.09 人／世帯となっています。

■人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

	S60	H2	H7	H12	H17	H22
人口	35,158	35,651	35,741	35,296	35,008	34,513
増加率	—	1.4%	0.3%	-1.3%	-0.8%	-1.4%
世帯数	8,789	9,075	9,534	9,930	10,514	11,187
増加率	—	3.2%	4.8%	4.0%	5.6%	6.0%
世帯人員	4.00	3.93	3.75	3.55	3.33	3.09



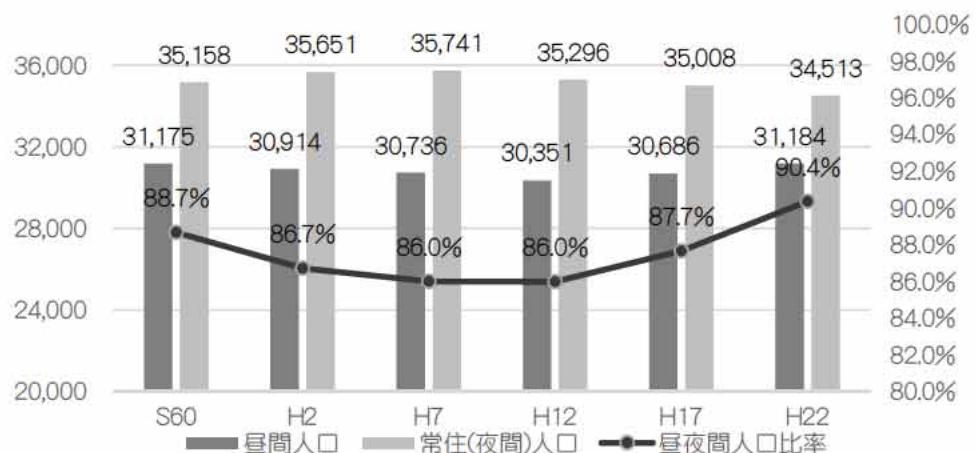
(2) 昼夜間人口の推移

本町の昼間人口は常住(夜間)人口よりも少なく、通勤や通学人口の流出が多い状況となっています。

また、昼間人口は減少傾向で推移していますが、平成 12 年以降は増加傾向に転じ、平成 22 年には昼間人口 31,184 人、昼夜間人口比率が 90.4% となっています。

■昼夜間人口の推移

資料：国勢調査



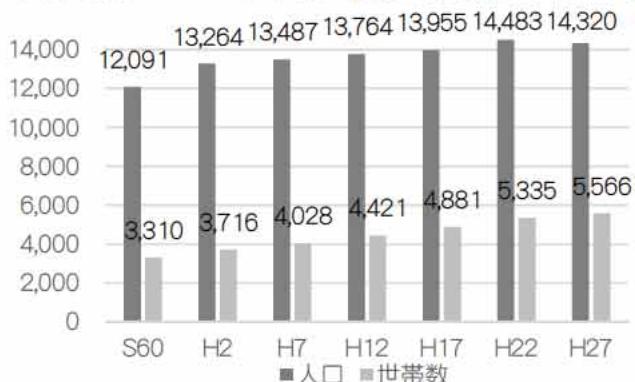
(3) 地域別人口・世帯数の推移

①長岡地域

長岡地域の人口及び世帯数は、町の40%以上を占めており、昭和60年から平成22年まで人口及び世帯数とともに増加傾向で推移しますが、その後、平成27年には人口が減少傾向に転じています。

平成27年の人口及び世帯数は、14,320人、5,566世帯（世帯人員2.57人/世帯）となっています。

■長岡地域の人口・世帯数の推移 資料：常住人口調査*

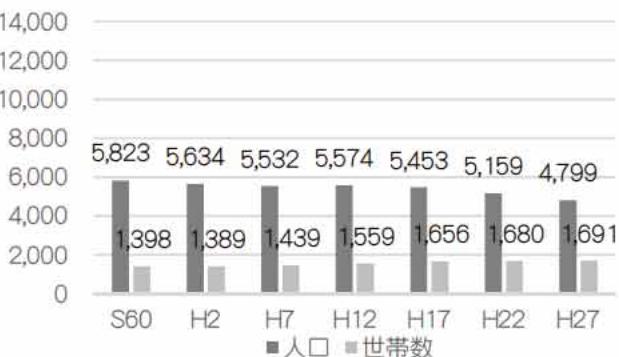


②川根地域

川根地域では、人口が昭和60年から一貫して減少傾向で推移しますが、世帯数は増加傾向となっています。

平成27年の人口及び世帯数は、4,799人、1,691世帯（世帯人員2.84人/世帯）となっています。

■川根地域の人口・世帯数の推移

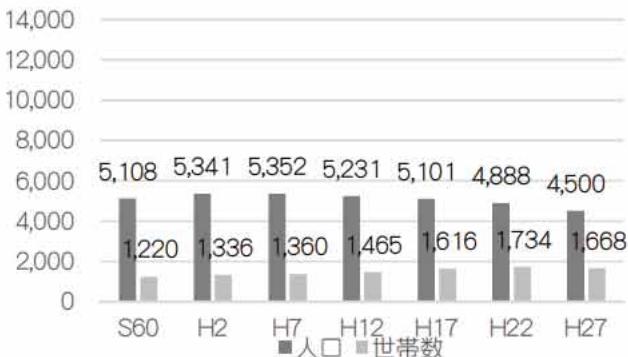


③上野合地域

上野合地域では、人口が平成7年まで増加傾向で推移しますが、以降減少傾向に転じてあり、世帯数は増加傾向となっています。

平成27年の人口及び世帯数は、4,500人、1,668世帯（世帯人員2.70人/世帯）となっています。

■上野合地域の人口・世帯数の推移



④沼前地域

沼前地域では、上野合地域と同様に推移し、人口が平成7年まで増加傾向で推移しますが、以降減少傾向に転じてあり、世帯数は平成7年から12年にかけて減少傾向となります。以降は増加傾向で推移します。

平成27年の人口及び世帯数は、5,329人、1,912世帯（世帯人員2.79人/世帯）となっています。

■沼前地域の人口・世帯数の推移



⑤石崎地域

石崎地域では、人口が昭和 60 年から平成 2 年にかけて大きく減少し、その後はほぼ横ばいで推移しますが、平成 12 年以降は再び減少傾向で推移します。

世帯数は平成 2 年から増加傾向で推移しますが、平成 22 年以降は減少傾向に転じます。

平成 27 年の人口及び世帯数は、4,661 人、1,714 世帯（世帯人員 2.72 人/世帯）となっています。

■地域ごとの構成地区

地域名	長岡地域	川根地域	上野合地域	沼前地域	石崎地域
構成地区	長岡、谷田部 小鶴、前田 大戸、馬渡 近藤、常井 桜の郷	木部、飯沼 上飯沼、下飯沼 下土師、奥谷 越安、蕎麦原 駒渡、野曾 南栗崎、南川又 中央工業団地	秋葉、小幡 南島田、神谷 鳥羽田、生井沢 下雨ヶ谷 上雨ヶ谷、下座	小堤、駒場 神宿、海老沢 城之内、宮ヶ崎 網掛 涸沼の一部	上石崎、中石崎 下石崎、若宮 涸沼の一部

(4) 年齢別人口の推移

本町の年少人口は、昭和 60 年から一貫して減少傾向にある一方、老人人口は増加傾向で推移しており、平成 22 年の構成比は年少人口が 12.3%，老人人口が 26.2% を占めており、少子高齢化が進行しています。

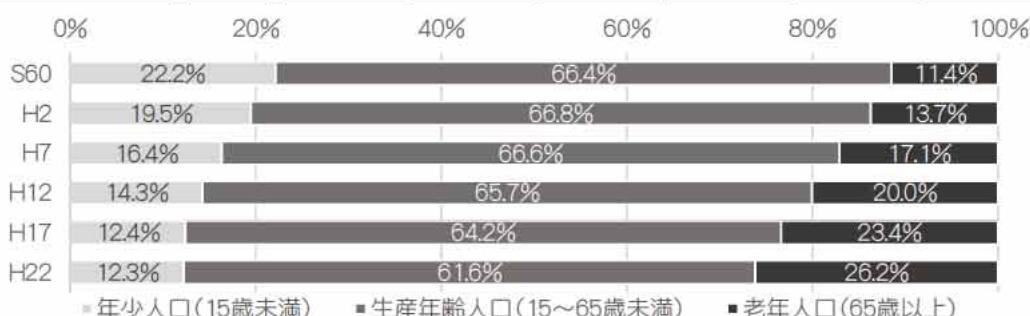
また、生産年齢人口が占める割合は、平成 2 年の 66.8% から、以降減少傾向で推移し、平成 22 年には 61.6% となっています。

なお、平成 22 年の年齢別人口割合における茨城県平均値（年少人口：約 13.5%，生産年齢人口：約 64.0%，老人人口：約 22.5%）と比較すると、本町は全県の中においても、少子高齢化が進んでいる状況にあると思われます。

■年齢 3 区分別人口推移

資料：国勢調査

		S60	H2	H7	H12	H17	H22
年少人口 (15歳未満)	人口	7,788	6,952	5,847	5,034	4,349	4,229
	構成比	22.2%	19.5%	16.4%	14.3%	12.4%	12.3%
生産年齢人口 (15～65歳未満)	人口	23,350	23,816	23,800	23,191	22,476	21,245
	構成比	66.4%	66.8%	66.6%	65.7%	64.2%	61.6%
老人人口 (65歳以上)	人口	4,020	4,883	6,094	7,071	8,183	9,026
	構成比	11.4%	13.7%	17.1%	20.0%	23.4%	26.2%



※年齢不詳を含まないため、総人口と一致しない場合があります
※構成比は四捨五入のため 100% にならない場合があります

(5) 人口動態

本町の自然動態は、昭和 60 年から平成元年の 514 人から、以降減少傾向にあり、平成 7 年から平成 11 年以降には死亡数が出生数を上回り、マイナス値で推移しています。

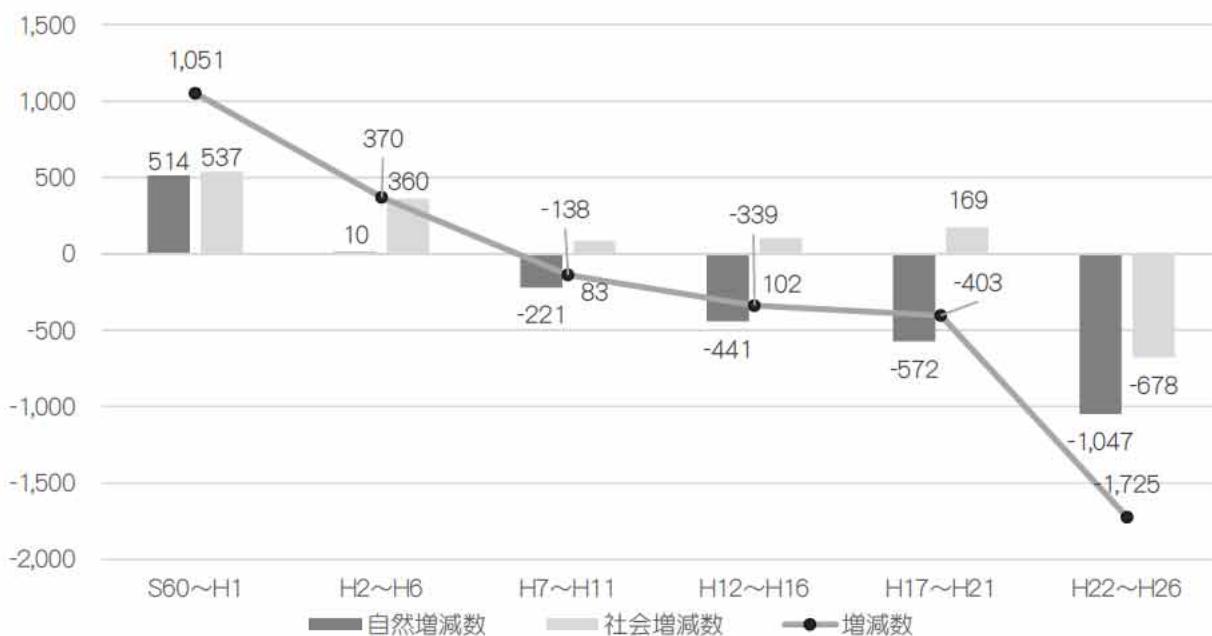
また、社会動態においても同様に、昭和 60 年から平成元年の 537 人から、以降減少傾向で推移し、平成 22 年から平成 26 年では、転出者数が転入者数を上回るマイナス値で推移しています。

これらの少子化や転出超過の状況から、本町の人口動態は減少傾向で推移しており、平成 7 年から平成 11 年以降にはマイナス値に転じ、今後は減少幅の拡大が予想されています。

■自然動態・社会動態の推移

資料：常住人口調査*

年次	自然増減数	出生	死亡	社会増減数	転入者数	転出者数	増減数
S60～H1	514	1,827	1,313	537	6,160	5,623	1,051
H2～H6	10	1,406	1,396	360	6,408	6,048	370
H7～H11	-221	1,316	1,537	83	6,534	6,451	-138
H12～H16	-441	1,169	1,610	102	7,231	7,129	-339
H17～H21	-572	1,184	1,756	169	7,427	7,258	-403
H22～H26	-1,047	1,045	2,092	-678	6,418	7,096	-1,725



(6) 転入・転出の動向

平成 26 年における転入・転出の状況（県内）では、転入者数が 904 人、転出者数が 936 人となっており、転出者数が転入者数をやや上回っている状況となっています。

また、転入者数及び転出者数の多い市町村はいずれも、水戸市、ひたちなか市、小美玉市、笠間市となっており、そのうち、水戸市からの転入者数と、水戸市への転出者数の割合が全体（その他の市町村を含む）の 30%以上を占めています。

■転入・転出者数の動向

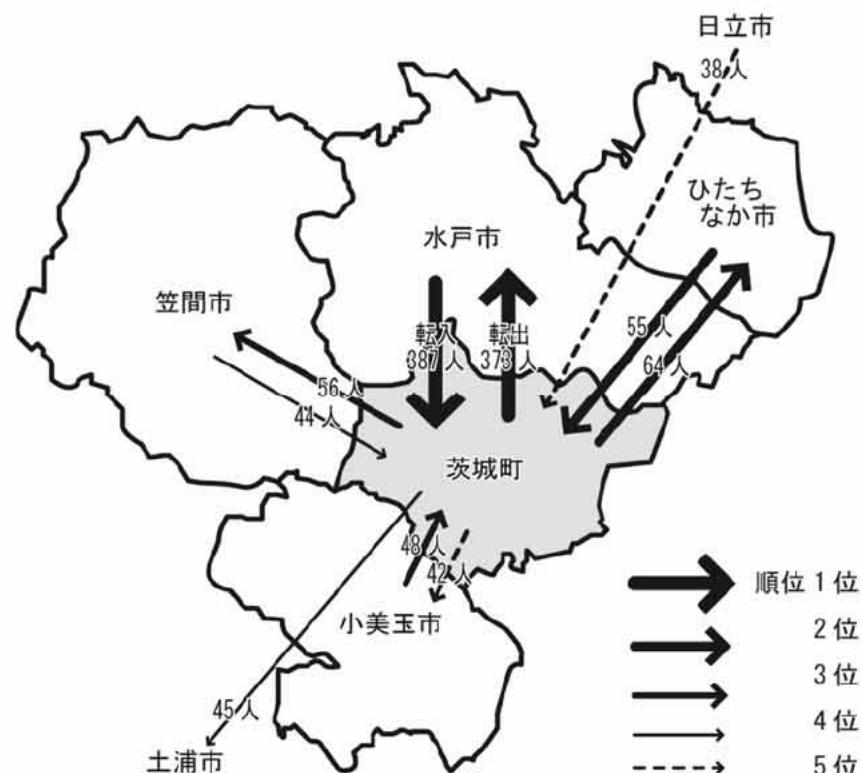
資料：常住人口調査*（H26）

【転入者数（上位 5 位）】

順位	転入元 市町村	転入者数	構成比
1	水戸市	387	42.8%
2	ひたちなか市	55	6.1%
3	小美玉市	48	5.3%
4	笠間市	44	4.9%
5	日立市	38	4.2%
計（その他市町村含む）		904	100.0%

【転出者数（上位 5 位）】

順位	転出先 市町村	転出者数	構成比
1	水戸市	373	39.9%
2	ひたちなか市	64	6.8%
3	笠間市	56	6.0%
4	土浦市	45	4.8%
5	小美玉市	42	4.5%
計（その他市町村含む）		936	100.0%



1-3 生活行動

(1) 通勤・通学の動向

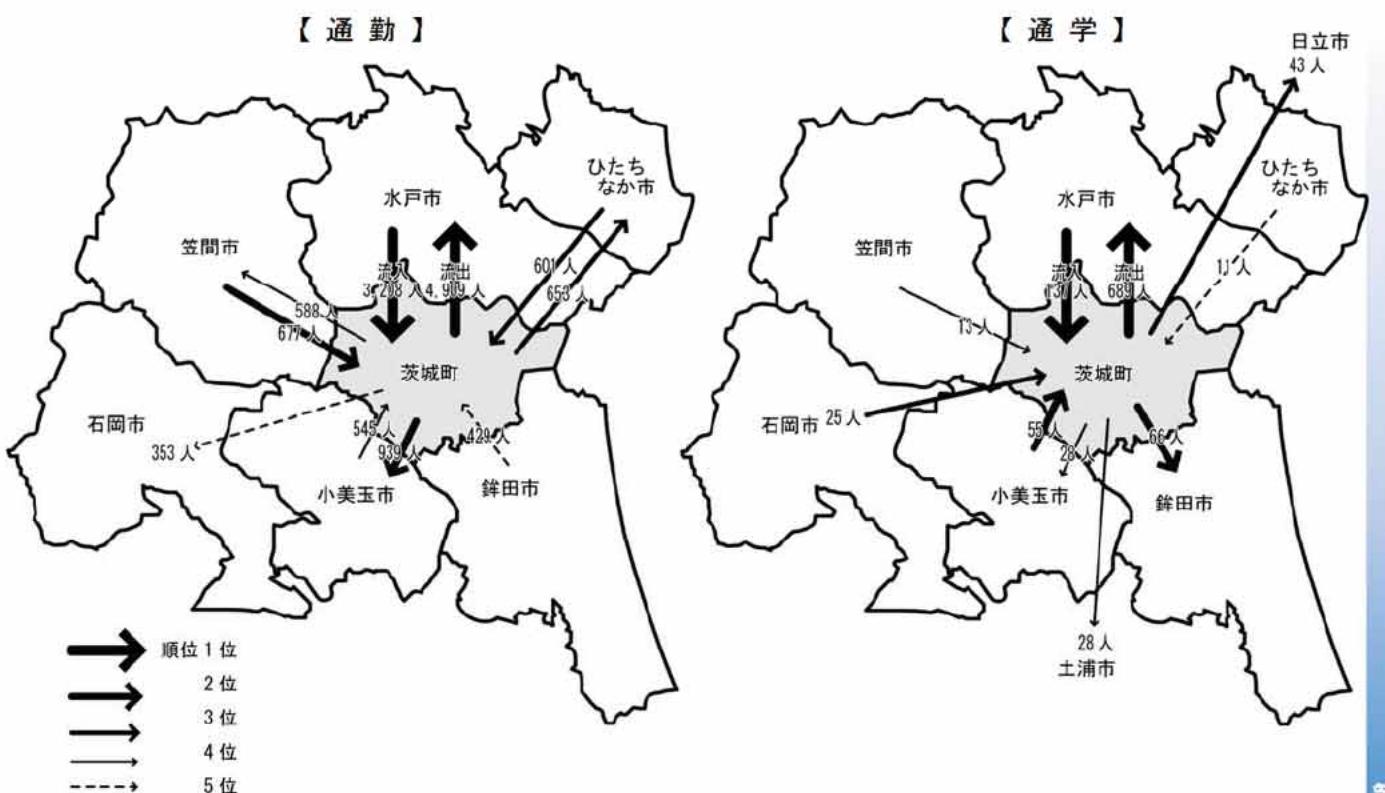
本町における県内の通勤・通学者数については、いずれも流出数が流入数を上回っています。

また、通勤・通学における流出先・流入元の県内市町村において、通勤・通学者数が最も多い市町村はいずれも水戸市となっており、通勤・通学者数の割合は流出・流入ともに全体の40%を超えてています。

■通勤・通学の動向（上位5位）

資料：国勢調査（H22）

	通 勤				通 学			
	順位	市町村	通勤者数	割合	順位	市町村	通学者数	割合
流出	1	水戸市	4,909	54.8%	1	水戸市	689	72.0%
	2	小美玉市	939	10.5%	2	鉾田市	66	6.9%
	3	ひたちなか市	653	7.3%	3	日立市	43	4.5%
	4	笠間市	588	6.6%	4	小美玉市	28	2.9%
	5	石岡市	353	3.9%	4	土浦市	28	2.9%
	県内計		8,950	100.0%	県内計		957	100.0%
流入	順位	市町村	通勤者数	割合	順位	市町村	通学者数	割合
	1	水戸市	3,208	49.4%	1	水戸市	137	43.1%
	2	笠間市	677	10.4%	2	小美玉市	55	17.3%
	3	ひたちなか市	601	9.3%	3	石岡市	25	7.9%
	4	小美玉市	545	8.4%	4	笠間市	13	4.1%
	5	鉾田市	429	6.6%	5	ひたちなか市	11	3.5%
県内計		6,494	100.0%	県内計		318	100.0%	



(2) 商圏・余暇圏の動向

本町の商圏吸収率は、行政人口の 264.4% (89,585 人)となっており、これは、平成 19 年に前田・長岡地区に立地した大規模商業施設による影響と想定されます。

また、余暇圏吸収率は、行政人口の 139.2% (47,165 人)となっており、商圏・余暇圏ともに吸収人口が多い状況となっています。

なお、商圏の吸収・流出人口及び余暇圏の吸収・流出人口の最も多い市町村は、本町を除き、いずれも水戸市となっています。

■商圏・余暇圏の動向

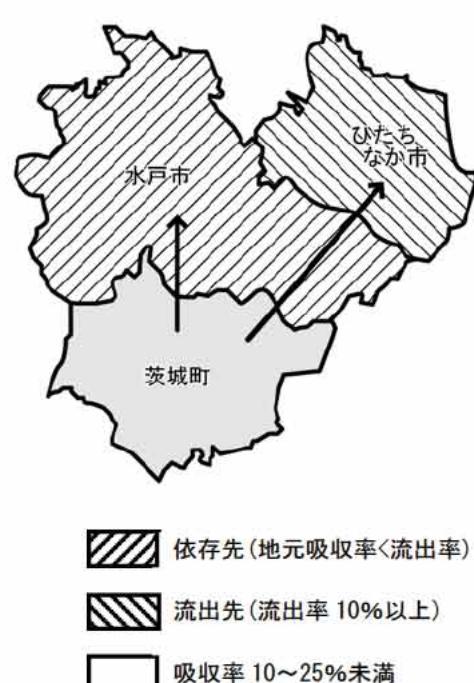
資料：茨城県生活行動圏調査報告書(H25)

	商圏				余暇圏				
	順位	市町村	吸収人口	吸収人口計 ／行政人口	順位	市町村	吸収人口	吸収人口計 ／行政人口	
吸 收	—	茨城町	20,549	60.7%	—	茨城町	13,296	39.2%	
	1	水戸市	28,769	10.7%	1	水戸市	11,543	4.3%	
	2	鉾田市	7,101	14.5%	2	鉾田市	4,041	8.2%	
	3	小美玉市	5,967	11.5%	3	ひたちなか市	2,941	1.9%	
	4	ひたちなか市	5,628	3.6%	4	笠間市	2,491	3.2%	
	5	笠間市	4,494	5.7%	5	小美玉市	2,404	4.6%	
計				89,585	264.4%	計		47,165	139.2%
流 出	順位	市町村	流出人口	流出人口計 ／行政人口	順位	市町村	流出人口	流出人口計 ／行政人口	
	1	水戸市	29,432	86.9%	1	水戸市	23,844	70.4%	
	2	ひたちなか市	2,685	7.9%	2	ひたちなか市	4,048	11.9%	
	3	笠間市	2,497	7.4%	3	笠間市	2,789	8.2%	
	4	小美玉市	1,909	5.6%	4	大洗町	2,576	7.6%	
	5	土浦市	1,891	5.6%	5	千葉県	2,392	7.1%	

【商圏】



【余暇圏】



1-4産業

(1) 産業構造

本町の就業者数の動向は、平成7年の19,492人から、以降減少傾向となり、平成22年には約2,500人減の16,984人となっています。

また、産業構造の変化については、第1次産業の就業者数が昭和60年に全体の34.7%を占めていましたが、減少傾向で推移し、平成22年には16.4%まで減少しています。

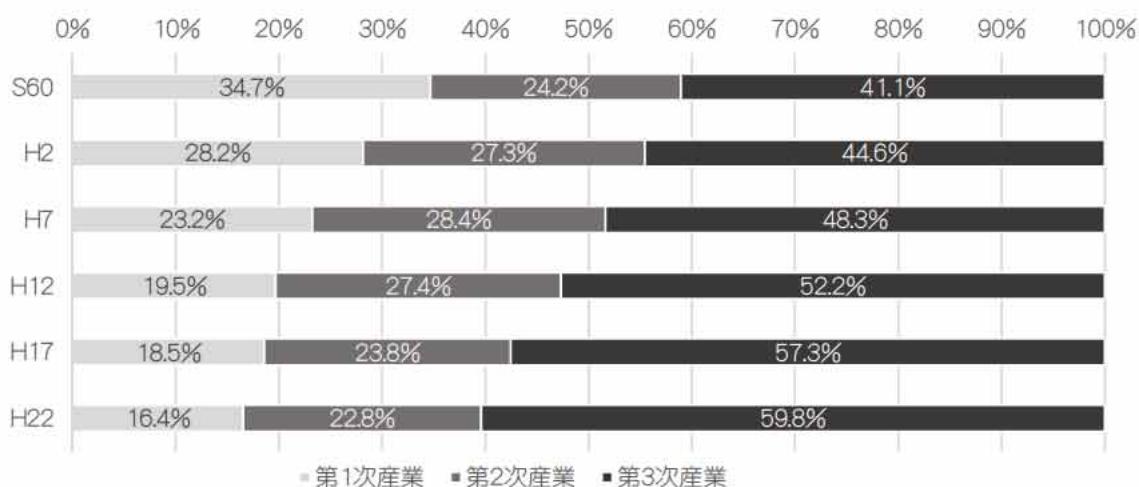
さらに、第3次産業の就業者数は一貫して増加傾向で推移し、全体の59.8%を占めています。

なお、第2次産業は、平成7年の28.4%から、以降減少傾向となり、平成22年には全体の22.8%となっています。

■産業別就業者数の推移

資料：国勢調査

		S60	H2	H7	H12	H17	H22
第1次産業	人口	6,402	5,352	4,522	3,642	3,356	2,815
	構成比	34.7%	28.2%	23.2%	19.5%	18.5%	16.4%
第2次産業	人口	4,468	5,183	5,546	5,113	4,316	3,911
	構成比	24.2%	27.3%	28.4%	27.4%	23.8%	22.8%
第3次産業	人口	7,571	8,475	9,424	9,730	10,412	10,258
	構成比	41.1%	44.6%	48.3%	52.2%	57.3%	59.8%
総数		18,441	19,010	19,492	18,485	18,084	16,984



(2) 農業

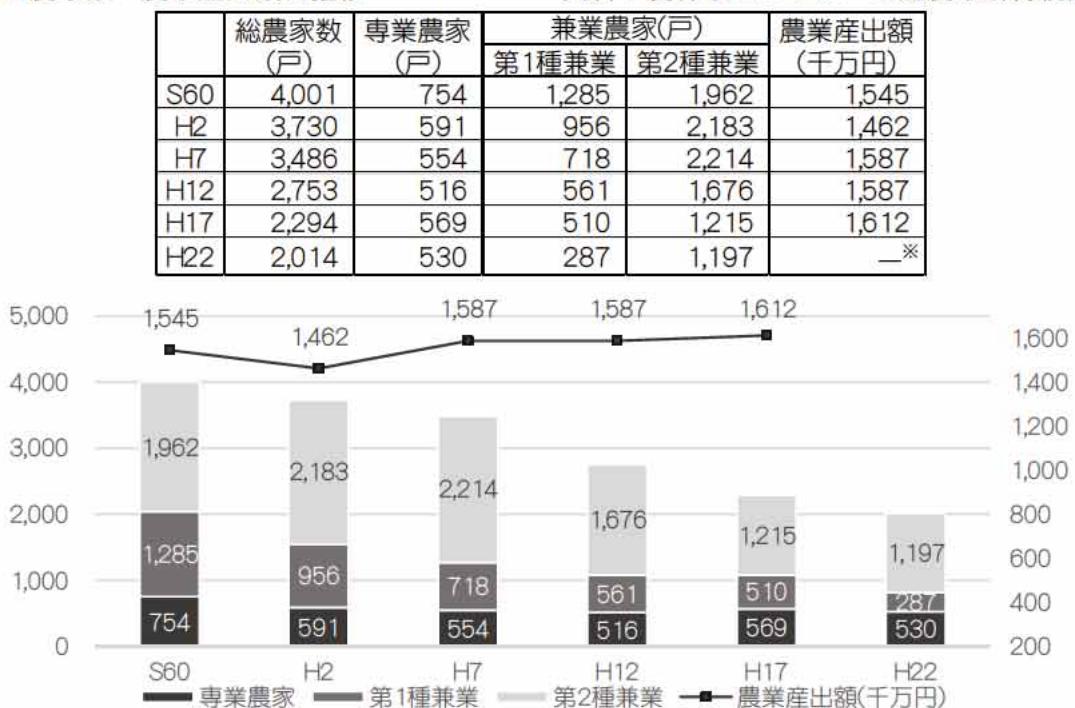
本町の農家数については、平成 2 年以降、専業農家数がほぼ横ばいで推移していますが、兼業農家数が減少傾向で推移していることから、平成 22 年の総農家数は 2,014 戸となり、昭和 60 年の総農家数から約半数に減少しています。

また、経営耕地面積は総農家数の推移と同様に、田、畑、樹園地ともに減少傾向となっており、平成 22 年の経営耕地面積は、昭和 60 年から約 1,500ha 減の 3,614ha となっています。

なお、農業産出額は平成 2 年以降微増傾向で推移しています。

■農家数・農業産出額の推移

資料：農林業センサス・生産農業所得統計

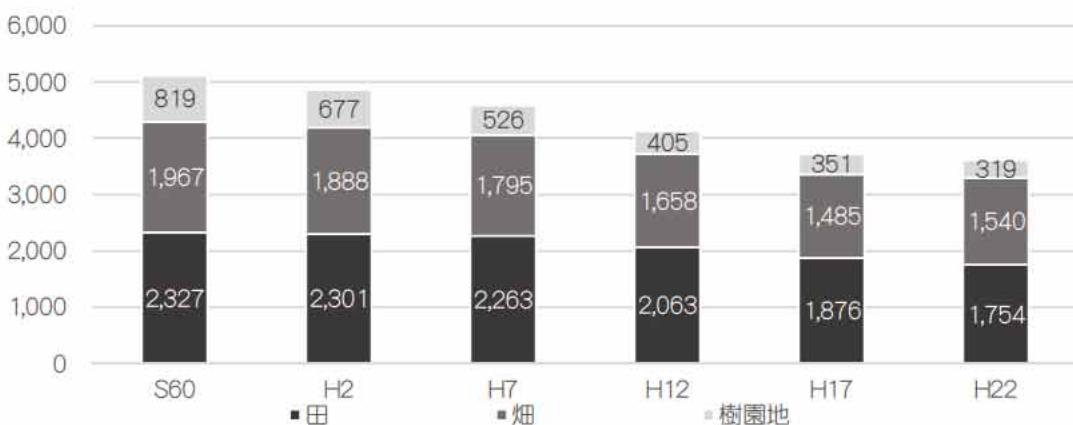


*平成 22 年の生産農業取得統計において市町村別の農業産出額が未算出のため不明

■経営耕地面積の推移

資料：農林業センサス

経営耕地面積(ha)	耕地別(ha)						
	田	構成比	畑	構成比	樹園地	構成比	
S60	5,113	2,327	45.5%	1,967	38.5%	819	16.0%
H2	4,866	2,301	47.3%	1,888	38.8%	677	13.9%
H7	4,584	2,263	49.4%	1,795	39.2%	526	11.5%
H12	4,126	2,063	50.0%	1,658	40.2%	405	9.8%
H17	3,712	1,876	50.5%	1,485	40.0%	351	9.5%
H22	3,614	1,754	48.5%	1,540	42.6%	319	8.8%



(3) 工業

本町の工業に関する動向では、事業所数が昭和 63 年から減少傾向で推移し、平成 6 年から平成 10 年にかけて増加傾向で推移しますが、その後は再び減少傾向に転じ、平成 26 年には 53 所となっています。

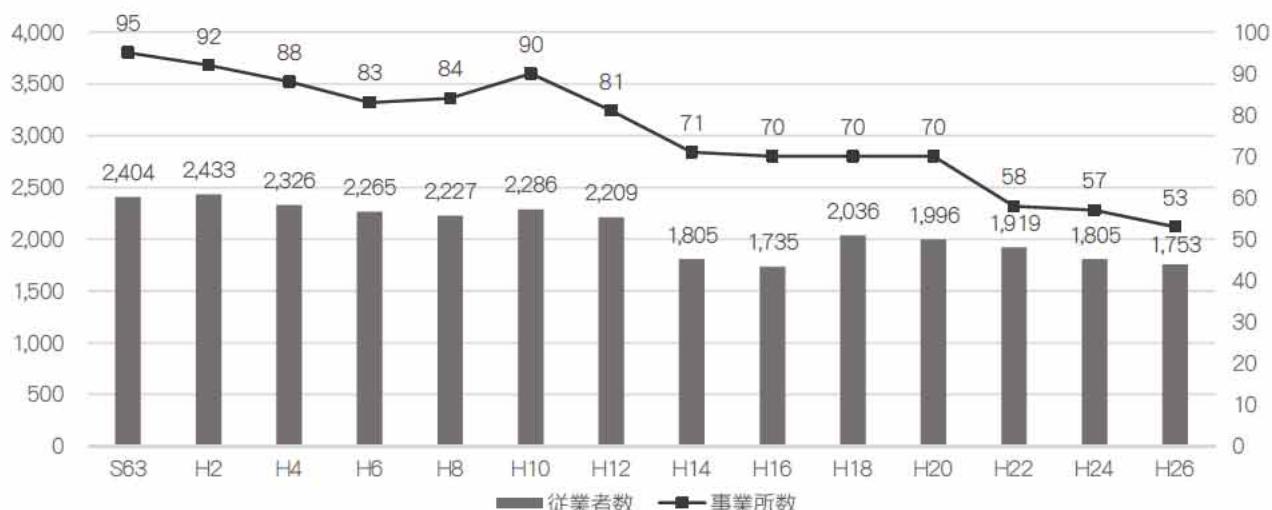
また、従業者数は、事業所数と同様に減少傾向で推移し、その傾向は近年も変わらず、平成 26 年には 1,753 人となっています。

さらに、製造品出荷額については、昭和 63 年から平成 4 年まで増加傾向で推移し、500 億円を超えるが、平成 10 年以降は減少傾向に転じ、以降、増減を繰り返し、平成 26 年には約 416 億円となっています。

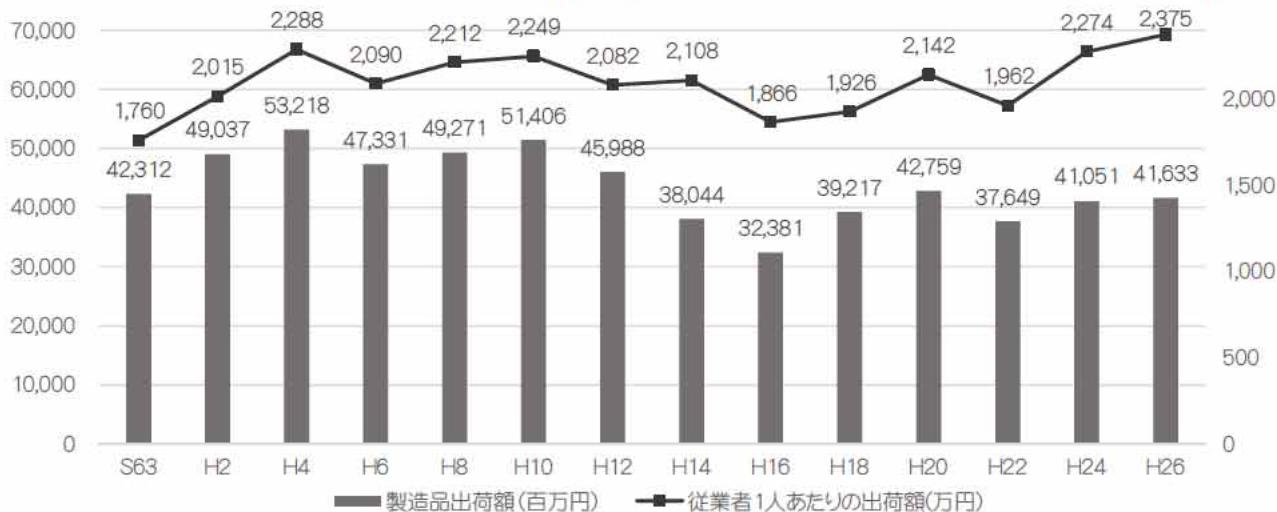
なお、従業者 1 人あたりの出荷額は、従業者数の減少傾向にかかわらず、製造品出荷額と同様に推移しており、平成 26 年には 2,375 万円となっています。

■従業者数・事業所数の推移（従業者 4 人以上の事業所）

資料：工業統計調査



■製造品出荷額・従業者 1 人あたりの出荷額の推移（従業者 4 人以上の事業所） 資料：工業統計調査



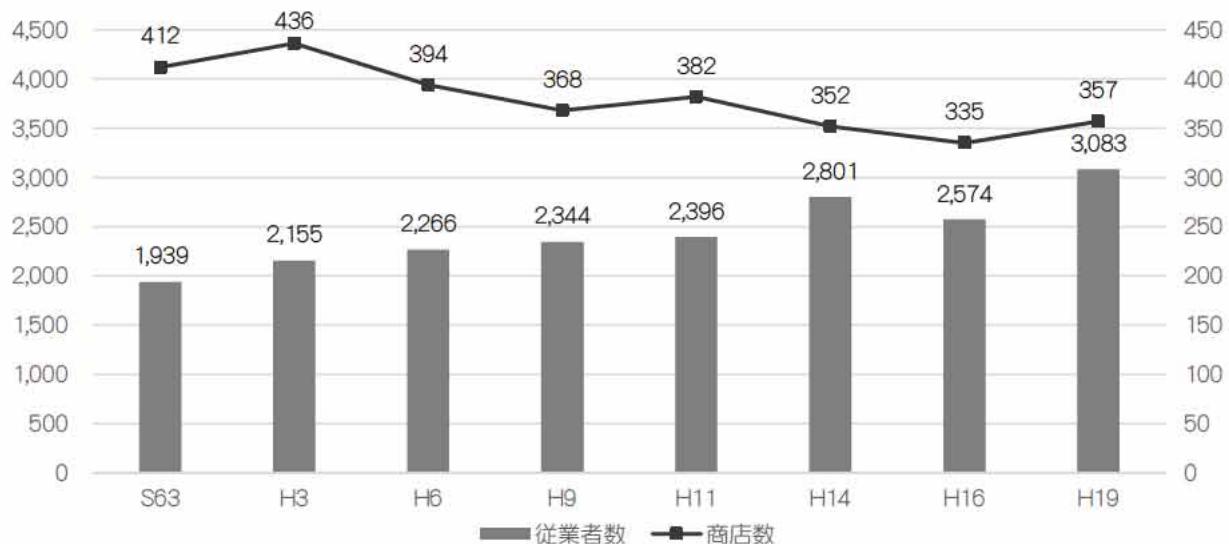
(4) 商業

本町の商業に関する動向では、従業者数が増加傾向で推移している一方、商店数は減少傾向となつてあり、平成19年には従業者数が3,083人、商店数が357となっています。

また、年間販売額は平成14年以降大きく増加し、平成19年には3,048億円となっているほか、売場面積は、平成19年に前田・長岡地区に大規模商業施設が立地したことにより、これまでの2倍以上となる49,518m²となっています。

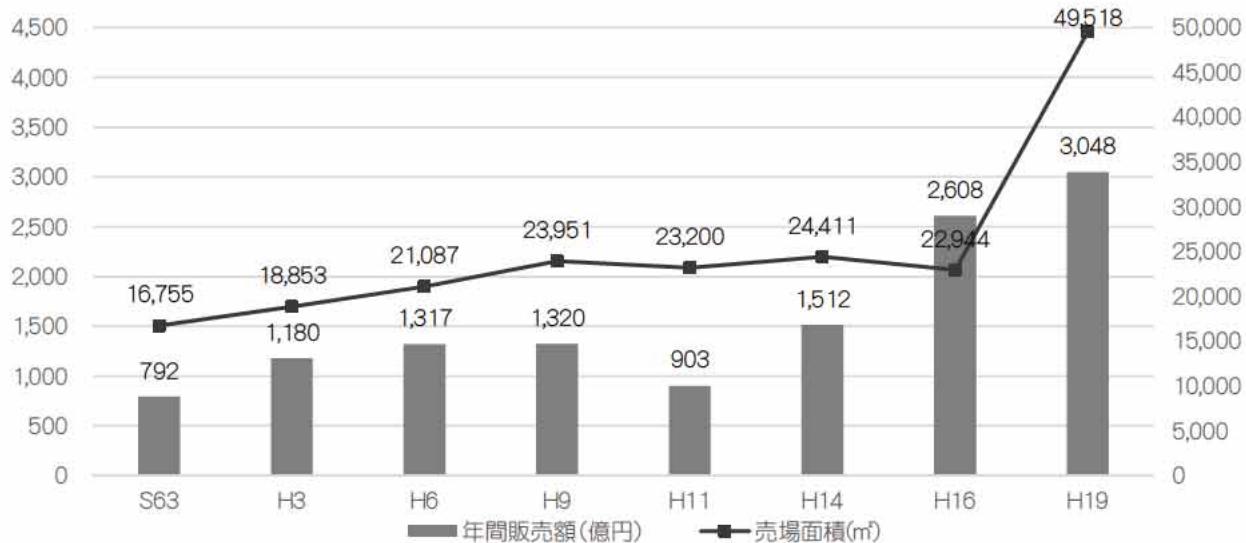
■商店・従業者数の推移

資料：商業統計調査



■年間販売額・売場面積の推移

資料：商業統計調査



■大規模商業施設立地状況

資料：茨城県中小企業課 HP

店名	用途地域	開店年月	店舗面積(m ²)
ケーヨーデイツー茨城町店	第一種住居地域・準住居地域	1993年(H5) 2月	2,499
スポーツカムイ茨城店	工業地域	1993年(H5) 4月	3,000
茨城町ショッピングセンター	工業地域	2003年(H15) 8月	4,213
ワンダーグー水戸南店	準工業地域	2007年(H19) 1月	1,777
イオンタウン水戸南店	準工業地域	2007年(H19) 4月	20,065

1-5 都市計画及び都市整備状況

(1) 都市計画区域

本町は、昭和46年に茨城都市計画区域に指定され、昭和49年に区域区分*が定められた後、昭和50年に水戸・勝田都市計画区域に行政区画全般が編入されました。

本町の市街化区域*は、都市計画区域*面積(12,164ha)に占める割合が4.1%(503ha)となっており、95.9%(11,661ha)が市街化調整区域*となっています。

■水戸・勝田都市計画区域の構成市町村における区域区分*の状況 資料：茨城県土木概要(H27)

	茨城町		水戸市		ひたちなか市		那珂市	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比
都市計画区域*	12,164	100.0%	21,745	100.0%	9,907	100.0%	9,780	100.0%
市街化区域*	503	4.1%	4,251	19.5%	4,134	41.7%	976	10.0%
市街化調整区域*	11,661	95.9%	17,494	80.5%	5,773	58.3%	8,804	90.0%
	大洗町		城里町		東海村		合計	
	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比	面積(ha)	構成比
都市計画区域*	2,319	100.0%	12	100.0%	3,765	100.0%	59,692	100.0%
市街化区域*	567	24.5%	8	66.7%	1,103	29.3%	11,542	19.3%
市街化調整区域*	1,752	75.5%	4	33.3%	2,662	70.7%	48,150	80.7%

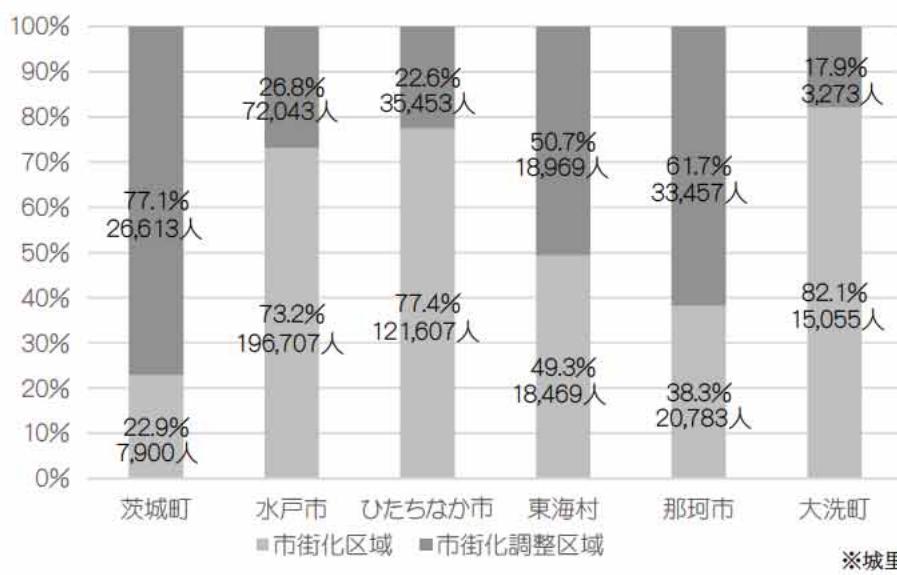
(2) 都市計画区域内人口

本町における市街化区域*内人口は7,900人、市街化調整区域*内人口は26,613人となっており、市街化調整区域*内人口が町全体の77.1%を占めています。

なお、本町の市街化区域*内人口の割合は、水戸・勝田都市計画区域における他の構成市町村の中で最も少ない割合となっています。

■水戸・勝田都市計画区域の構成市町村における市街化区域*及び市街化調整区域*内人口

資料：都市計画基礎調査*(H23)



(3) 用途地域

本町の市街化区域*では現在、10種類の用途地域*が決定されており、その中で、第一種低層住居専用地域(24.8%)の面積割合が最も多く、次いで工業専用地域(22.7%)、準工業地域(21.7%)の順となっています。

また、住・商・工の構成では、住居系が44.8%、商業系が1.6%、工業系が53.6%を占めています。

■用途地域*の決定状況

資料：都市計画基礎調査*(H27)

区分	面積(ha)	建ぺい率	容積率
都市計画区域*	12,164	-	-
市街化区域*	503	-	-
住居系用途【市街化区域に占める割合:44.8%】			
第一種低層住居専用地域	119	40・50%	80・100%
第二種低層住居専用地域	11	60%	200%
第一種中高層住居専用地域	7.2	60%	200%
第一種住居地域	54	60%	200%
第二種住居地域	28	60%	200%
準住居地域	6	60%	200%
商業系用途【市街化区域に占める割合:1.6%】			
近隣商業地域	8	80%	200%
工業系用途【市街化区域に占める割合:53.6%】			
準工業地域	109	60%	200%
工業地域	47	60%	200%
工業専用地域	114	60%	200%
市街化調整区域*	11,661	60%	200%

(4) 地区計画

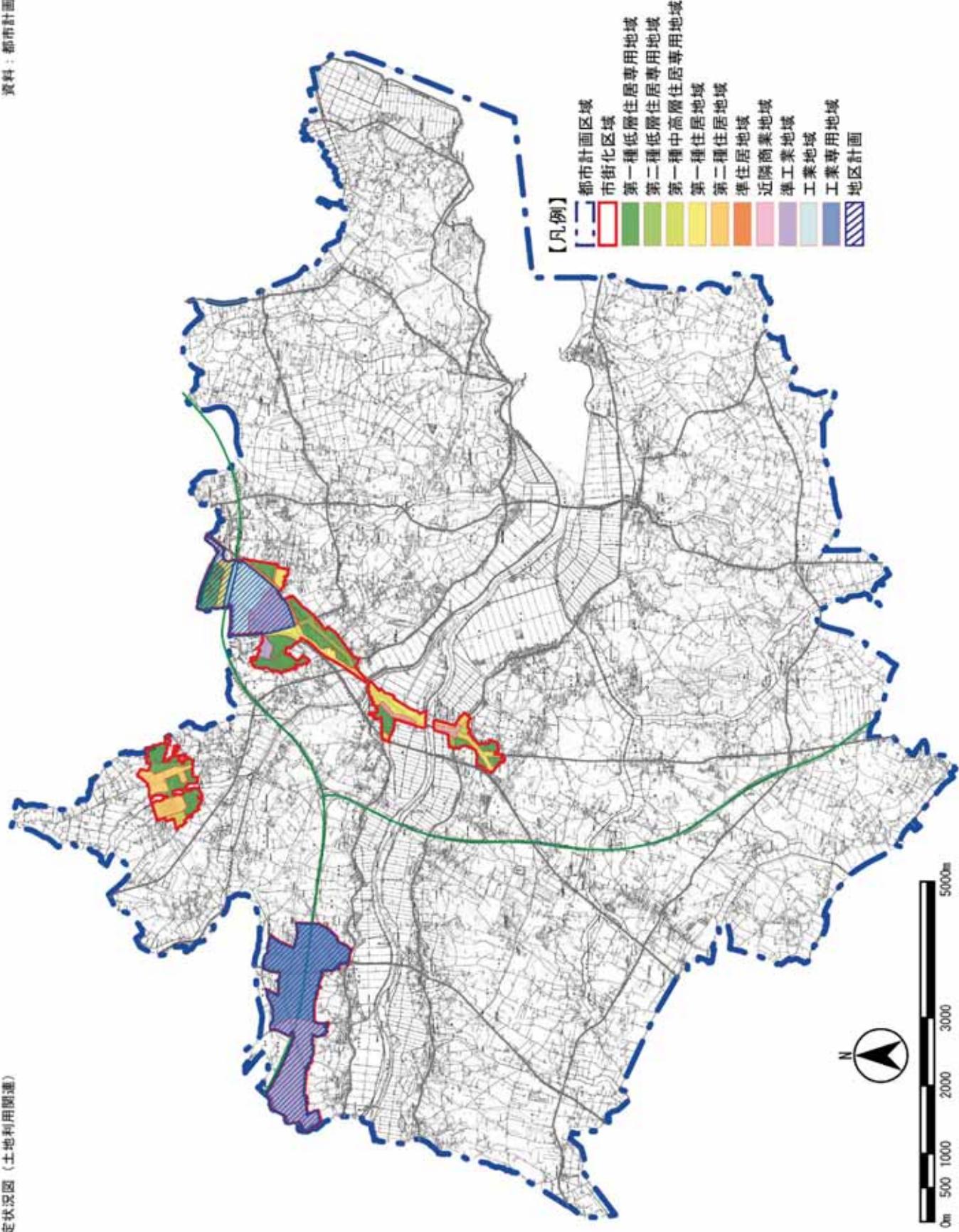
本町では現在、茨城中央工業団地地区及び前田・長岡地区の2つの市街化区域*において地区計画*を決定し、それぞれ、建築物の用途制限や地区施設などを定めています。

■地区計画*の決定状況

資料：茨城県土木概要(H27)

地区名	面積(ha)	地区整備計画面積(ha)	地区計画のねらい	地区施設	建築条例	決定年月日
茨城中央工業団地	187	187	産業活動の基盤となる環境を将来にわたって保全するとともに、複合産業拠点として良好な産業環境を創出	公園・緑地	無	2004年(H16) 1月26日
前田・長岡地区	94.3	94.3	生活環境改善整備を行い、併せて用途混在の抑制を図り、住・工・商が共存できるまちづくりを目指す	道路・緑地	無	2011年(H23) 5月19日

資料：都市計画基礎調査*（H27）



(5) その他の土地利用規制

本町では、涸沼周辺などの良好な自然環境や、小幡城跡などの文化・歴史的資源を有しており、それらの環境を保全するため、県立自然公園区域*や、県自然環境保全地域*などが指定されています。

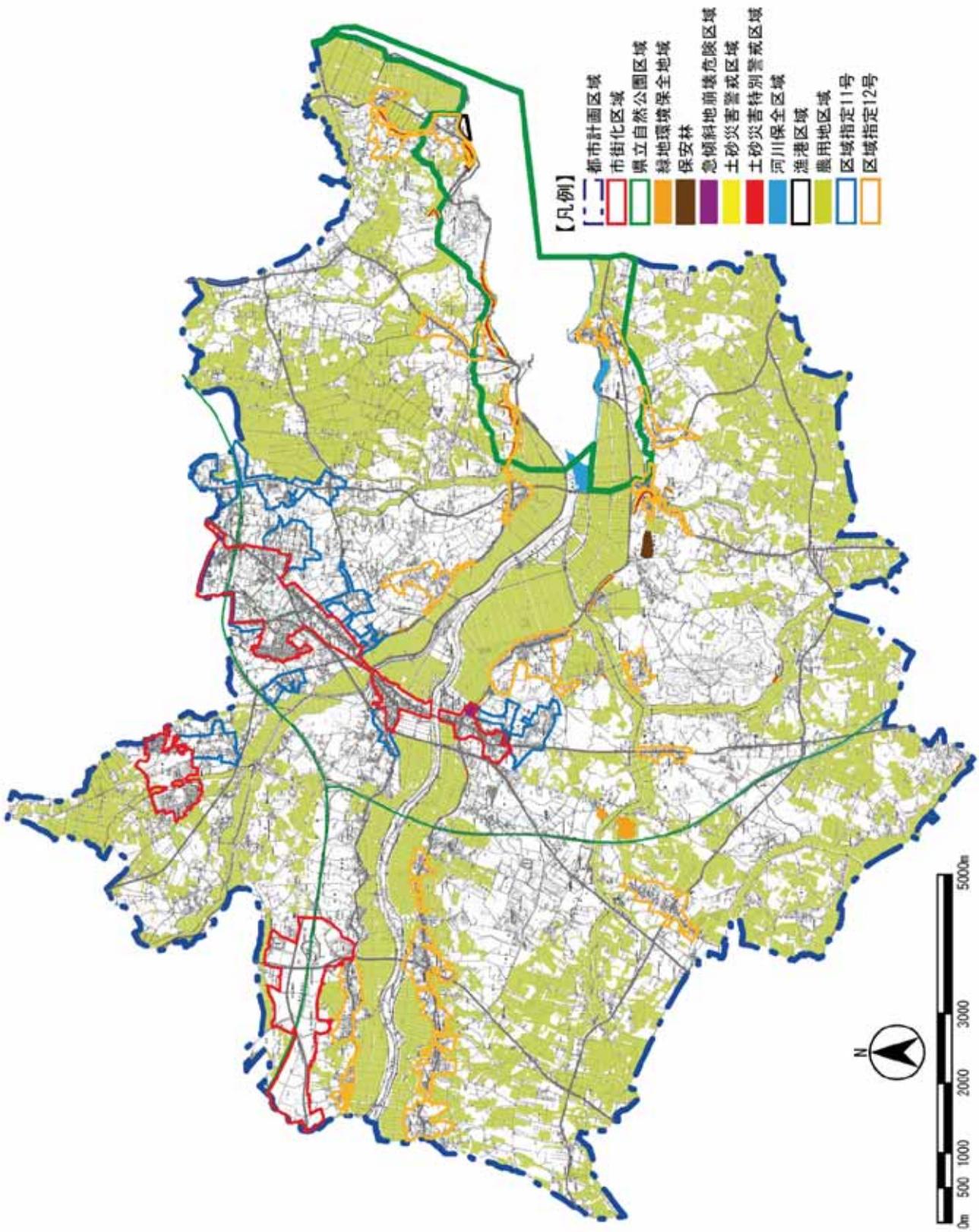
また、急傾斜崩壊危険区域*や、涸沼や涸沼川周辺を中心として、土砂災害(特別)警戒区域*が指定されています。

さらに、市街化調整区域*に多く分布する既存集落を対象として、都市計画法*第34条第11号及び第12号に基づく区域を指定しています。

■法適用状況

資料：都市計画基礎調査*(H27)

区分名称	地区名等	指定面積(ha)
県立自然公園区域*	大洗県立自然公園	1,115.0
緑地環境保全地域*	矢連	2.0
	小幡城跡	7.5
保安林*	計3箇所	1.0
急傾斜地崩壊危険区域*	牛小路(小堤)	0.2
土砂災害(特別)警戒区域*	計58箇所	43.4
河川保全区域*	那珂川水系一級河川涸沼川河川保全区域	55.9
漁港区域*	広浦漁港	3.8
農業振興地域*	—	11,058.0
農用地区域*	—	4,010.0
区域指定*11号	大戸、前田、長岡・上石崎、長岡、奥谷・小幡・小堤、小鶴(計9地区)	230.1
区域指定*12号	下石崎、中石崎、上石崎、長岡・谷田部、宮ヶ崎・網掛、海老沢・宮ヶ崎、小堤・駒場、秋葉、小幡、下飯沼・下土師、上飯沼・下飯沼、飯沼・上飯沼、木部、南川又・南栗崎・野曾、宮ヶ崎、神谷(計18地区)	440.9



(6) 土地利用

都市計画区域*における土地利用の状況では、農地や山林などによる自然的土地利用*が 77.6%，住宅用地などの都市的土地区域*が 22.4%を占めており、農地（田・畑）が全体のおよそ半数である 46.6%を占めています。

また、市街化区域*における土地利用では、都市的土地区域*が 81.7%を占めており、最も割合の高い土地利用は住宅・併用住宅用地で 21.2%を占めています。

一方、市街化調整区域*における土地利用では、自然的土地利用*が 80.1%を占めており、最も割合の高い土地利用は農地（畠）で 27.4%を占めています。

■土地利用の構成

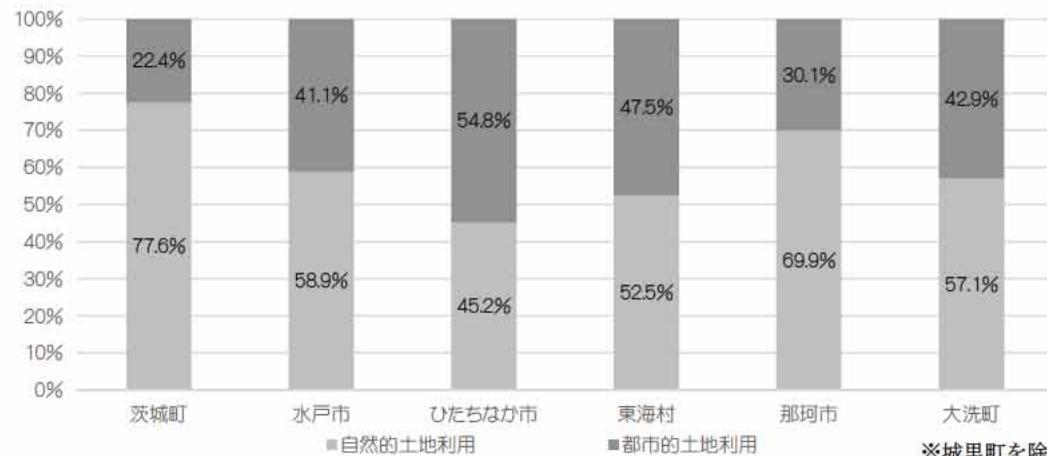
資料：都市計画基礎調査*(H27)

総面積	自然的土地利用*					都市的土地区域*									
	農地		山林	原野・荒地・牧野	水面その他	計	住宅・併用住宅用地	商業用地	工業用地	公園・緑地・公共空地	道路用地	その他	計		
	田	畠													
都市計画区域*	面積(ha)	12,164	2,461	3,215	2,466	678	615	9,435	1,032	138	119	72	685	683	2,729
	構成比	100.0%	20.2%	26.4%	20.3%	5.6%	5.1%	77.6%	8.5%	1.1%	1.0%	0.6%	5.6%	5.6%	22.4%
市街化区域*	面積(ha)	503	10	24	18	36	5	92	107	38	25	6	74	162	411
	構成比	100.0%	2.0%	4.8%	3.5%	7.1%	0.9%	18.3%	21.2%	7.6%	4.9%	1.2%	14.7%	32.1%	81.7%
市街化調整区域*	面積(ha)	11,661	2,452	3,191	2,448	643	610	9,343	925	100	95	66	611	521	2,318
	構成比	100.0%	21.0%	27.4%	21.0%	5.5%	5.2%	80.1%	7.9%	0.9%	0.8%	0.6%	5.2%	4.5%	19.9%

*都市的土地区域の“その他”は運輸施設用地、公共用地、文教厚生用地、ゴルフ場など

■水戸・勝田都市計画区域の構成市町村における土地利用の割合

資料：都市計画基礎調査*(H27)



*茨城町を除く

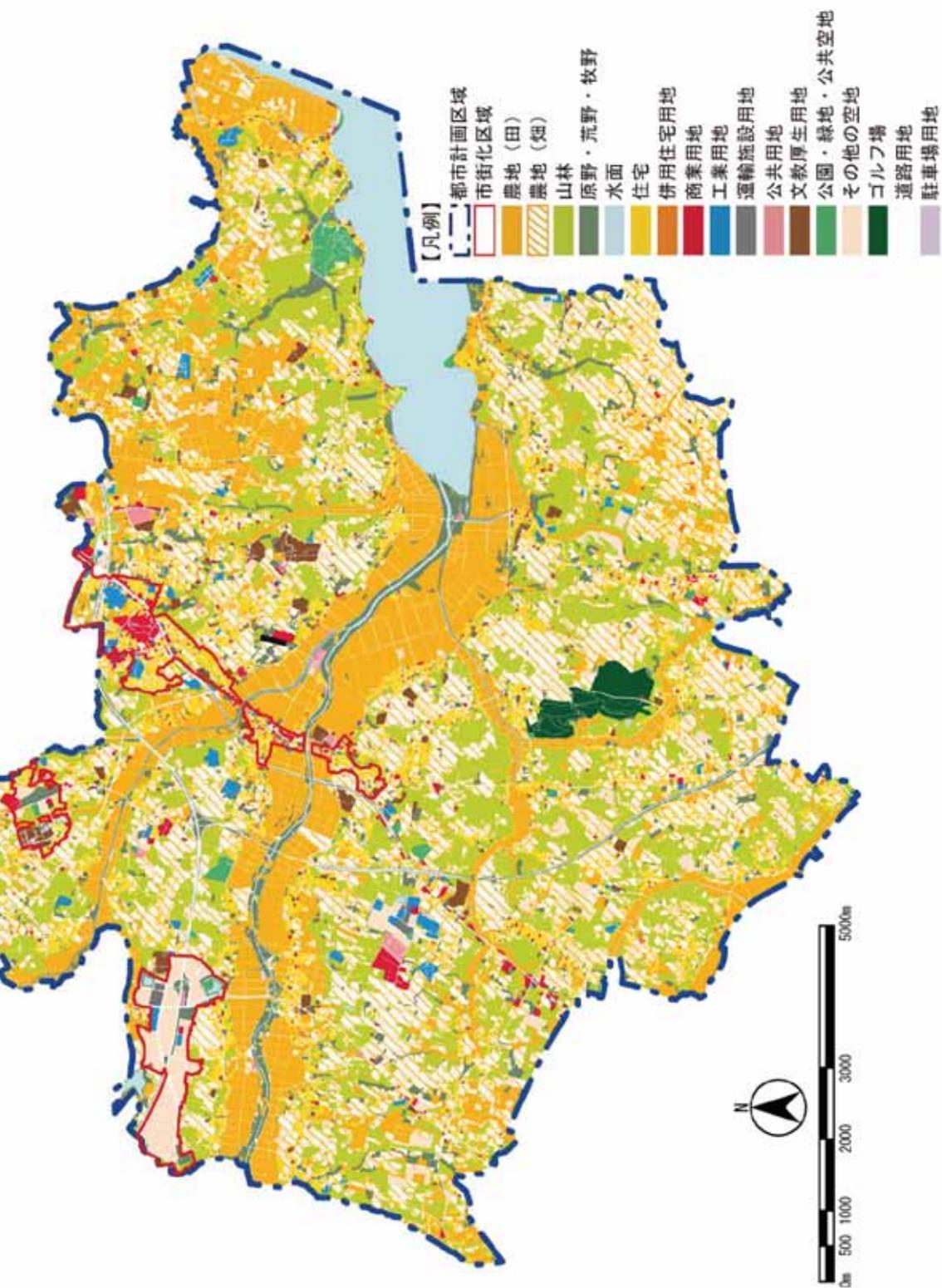
※茨城町以外の市町村におけるデータは平成 23 年時のもの

(7) 都市的未利用地

■都市的未利用地分布図 資料：都市計画基礎調査*(H27)

本町の市街化区域*において、都市的土地区域*が図されていない一団の未利用地は、面的な整備事業地区である茨城中央工業団地や桜の郷地区を除き、前田・長岡地区に面積約 13.6ha の一団の都市的未利用地*が存在します。





(8) 空き家

本町には、人口減少などの社会情勢の変化により、近年、空き家が増加しており、行政区域内において345件もの空き家が存在し、そのうち、およそ80%が市街化調整区域*に分布しています。空き家の増加により、地域の魅力や治安の低下などが懸念されることから、空き家の適正管理や利活用の推進などの取り組みが必要な状況となっています。

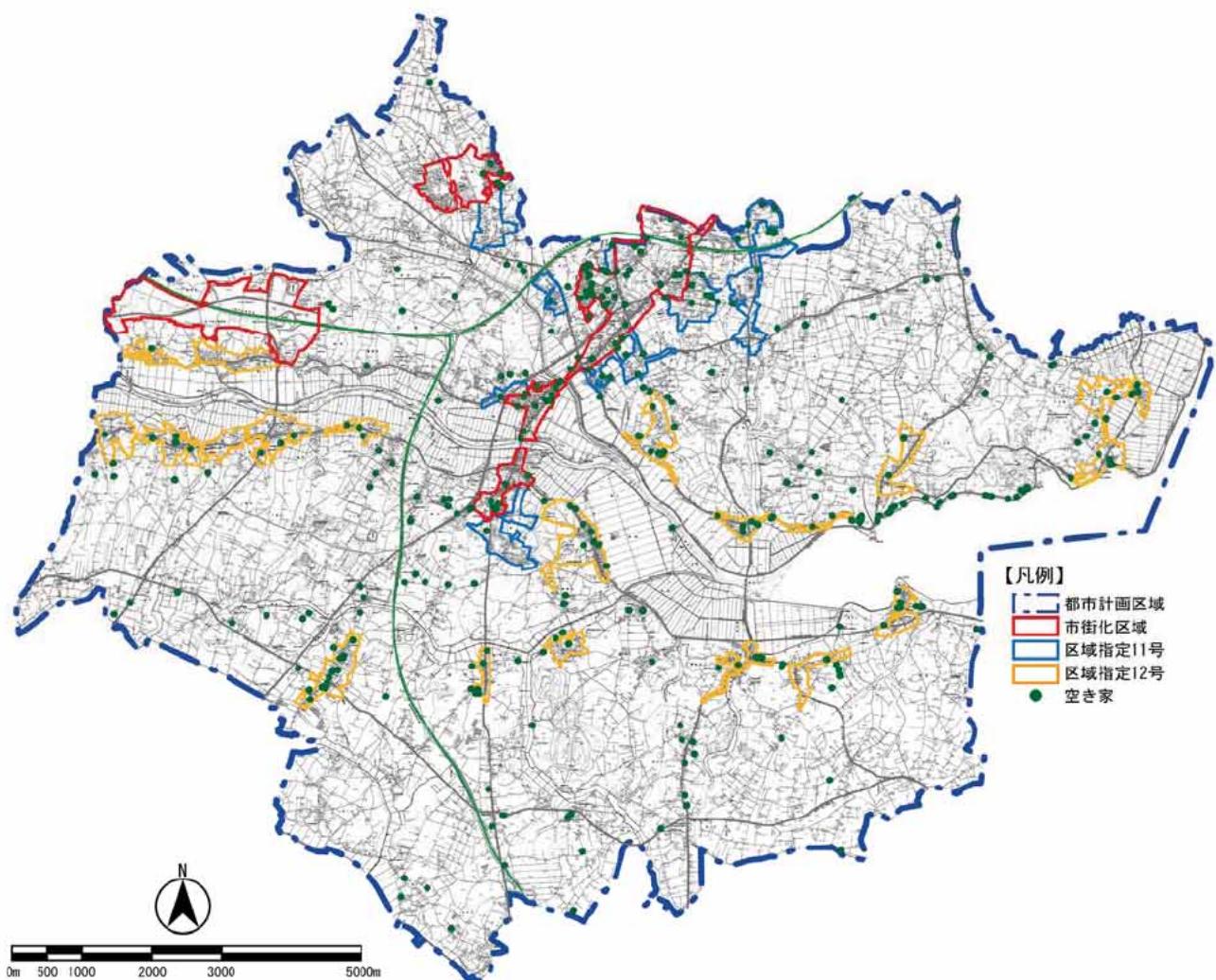
■空き家件数

資料：茨城町資料

地域区分	空き家件数	割合
行政区域(都市計画区域*)	345 件	100.0%
市街化区域*	68 件	19.7%
市街化調整区域*	277 件	80.3%

■空き家分布図

資料：茨城町資料



(9) 道路・交通

①都市計画道路

現在、本町で決定されている都市計画道路*は 17 路線で、町内における計画総延長は 61,650m となっています。

また、計画総延長のうち、改良済(暫定含む)となっている延長は 36,438m で、全体の整備率は 59.1% となっています。

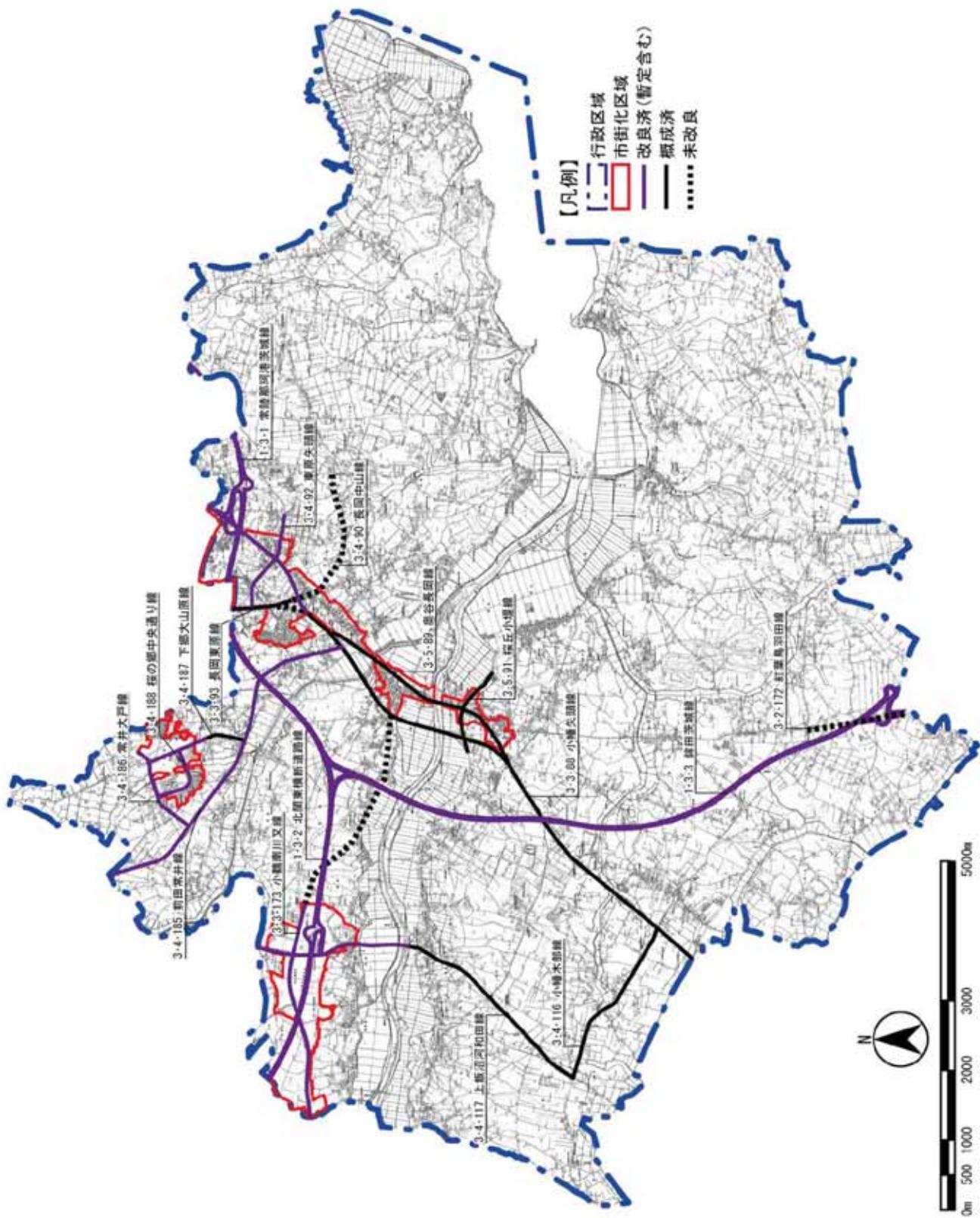
■都市計画道路*整備状況

資料：茨城町資料

番号	名称	位置	事業主体	幅員(m)	延長(m)			整備率
					計画延長 (茨城町内)	うち 改良済※1 (暫定含む)	うち 概成済 ※2	
1・3・1	常陸那珂湊茨城線	長岡、上石崎	NEXCO	23.5	810	810	—	100.0%
1・3・2	北関東横断道路線	中央工業団地、駒渡、蕪麦原、越安、小鶴、大戸、前田、長岡	NEXCO	23.5	8,600	8,600	—	100.0%
1・3・3	鉢田茨城線	越安、小鶴、下土師、奥谷、秋葉、小幡、鳥羽田	NEXCO	23.5	8,860	8,860	—	100.0%
3・2・172	紅葉鳥羽田線	鳥羽田、生井沢	茨城県	30.0	1,410	0	0	0.0%
3・3・88	小幡矢頭線	小幡、矢頭	国	25.0	9,800	2,830	6,970	28.9%
3・3・93	長岡東原線	前田、長岡	茨城県	27.0	900	0	600	0.0%
3・3・173	小鶴南川又線	中央工業団地、駒渡、蕪麦原、越安、小鶴	茨城県	27.0	6,220	3,090	—	49.7%
3・4・90	長岡中山線	長岡、上石崎	茨城県	17.0	2,370	0	260	0.0%
3・4・92	東原矢頭線	前田、長岡	茨城町	12.0	1,470	1,470	—	100.0%
3・4・116	小幡木部線	小幡、上飯沼、木部	茨城県	16.0	2,520	0	2,520	0.0%
3・4・117	上飯沼河和田線	野曾、中央工業団地、飯沼、上飯沼	茨城県	16.0	5,260	2,420	2,840	46.0%
3・4・185	前田常井線	常井、大戸、前田	茨城県	18.0	5,060	5,060	—	100.0%
3・4・186	常井大戸線	桜の郷	茨城町	17.0	1,350	1,350	—	100.0%
3・4・187	下郷大山原線	桜の郷、大戸	茨城町	17.0	1,420	948	472	66.8%
3・4・188	桜の郷中央通り線	桜の郷	茨城町	17.0	1,000	1,000	—	100.0%
3・5・89	奥谷長岡線	奥谷、小鶴、長岡	茨城県 茨城町	12.0	3,300	0	3,300	0.0%
3・5・91	桜丘小堤線	奥谷、小堤	茨城県	12.0	1,300	0	1,300	0.0%
計	17路線				61,650	36,438	—	59.1%

*1 改良済(暫定含む)：計画幅員どおりに整備済み又は 4 車線の計画に対し、計画幅員で用地買収のうえ暫定 2 車線で供用済みの区間

*2 概成済：改良済以外の区間のうち、概ね計画幅員の 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を有する現道を有する区間



②一般道路の状況

本町では、高速自動車国道である北関東自動車道や東関東自動車道水戸線が通過するほか、国

道6号が本町の南北を縦断しており、これらの路線は第一次緊急輸送道路*に指定されています。

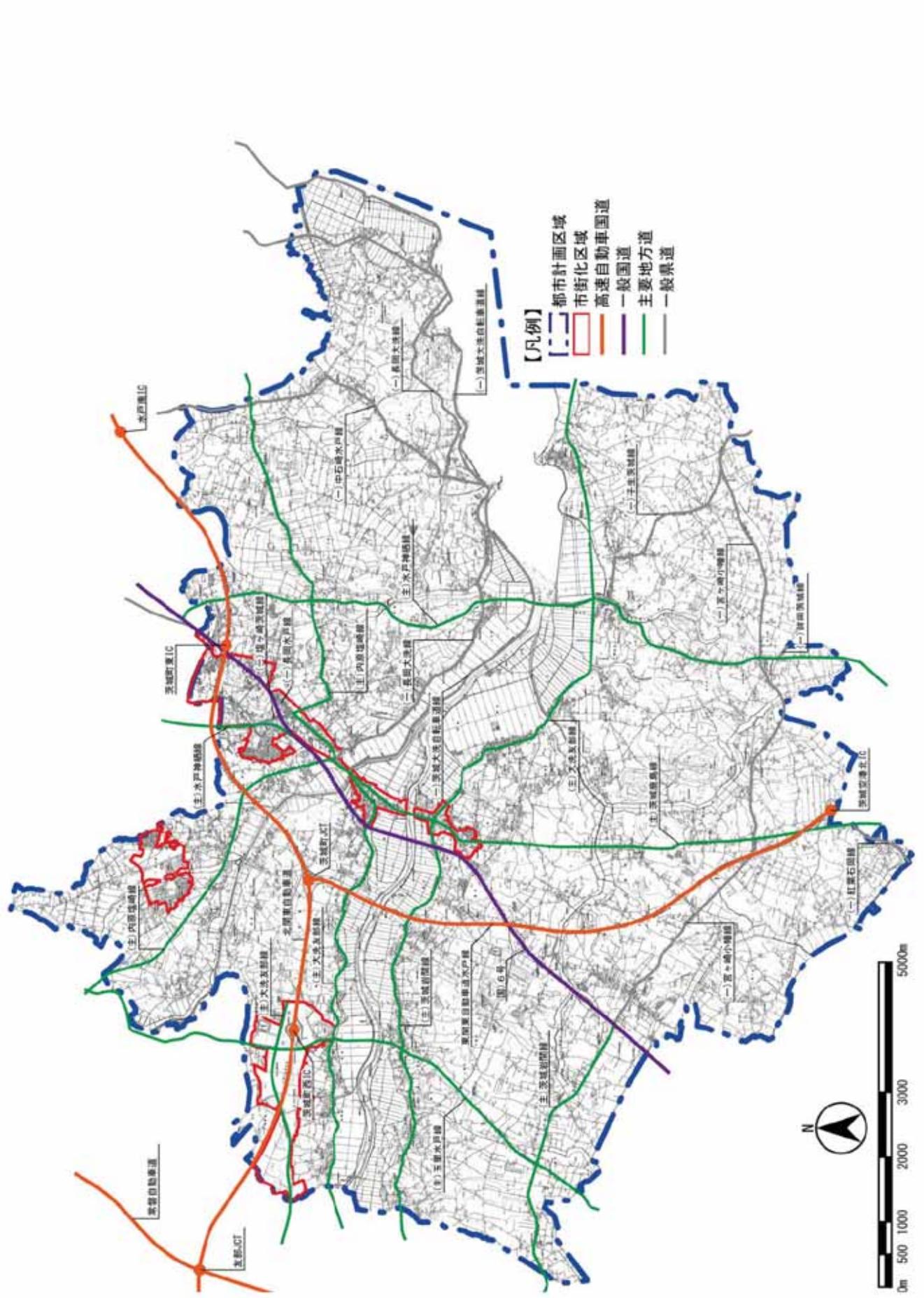
また、その他に主要地方道が6路線、一般県道が8路線となっています。

■一般道路の状況

資料：茨城県道路現況調書(H27)

種別	路線名・路線数	道路実延長(m)	規格改良済延長(m)※	改良率	緊急輸送道路*の指定
高速自動車国道	北関東自動車道	43,772	43,772	100.0%	第一次
	東関東自動車道水戸線	11,008	11,008	100.0%	第一次
一般国道	6号	157,904	157,904	100.0%	第一次、第二次
計 国道	3路線	212,684	212,684	100.0%	—
主要地方道	大洗友部線	39,383	32,811	83.3%	第一次
	茨城鹿島線	54,661	47,860	87.6%	第一次
	内原塙崎線	21,410	14,695	68.6%	第二次
	茨城岩間線	23,191	18,347	79.1%	第一次
	水戸神栖線	67,831	63,525	93.7%	第一次
	玉里水戸線	28,244	22,135	78.4%	—
一般県道	長岡大洗線	18,249	9,465	51.9%	—
	鉾田茨城線	10,239	8,684	84.8%	—
	子生茨城線	9,659	5,984	62.0%	—
	紅葉石岡線	12,905	12,898	99.9%	第二次
	塙ヶ崎茨城線	501	254	50.7%	—
	中石崎水戸線	10,322	6,268	60.7%	—
	長岡水戸線	6,606	6,433	97.4%	—
	宮ヶ崎小幡線	9,025	7,005	77.6%	第一次
計 県道	14路線	312,226	256,364	82.1%	—
1級町道	20路線	75,735	35,921	47.4%	—
2級町道	17路線	32,917	16,518	50.2%	—
その他	2,099路線	846,213	126,300	14.9%	—
計 町道	2,136路線	954,865	178,740	18.7%	—

※道路構造令等の規格に適合する区間



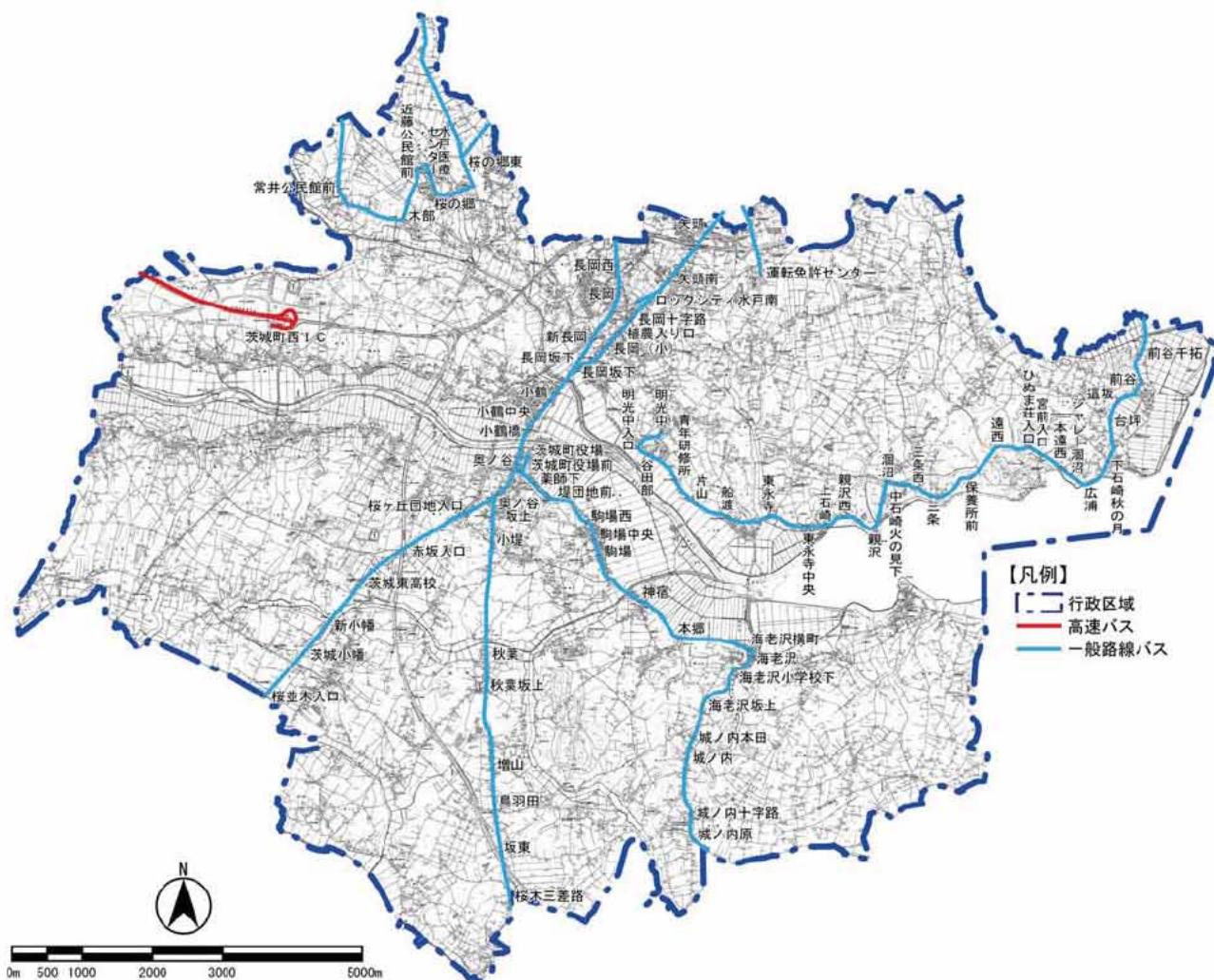
③公共交通

本町では、公共交通機関として路線バスが運行しており、水戸東京間を結ぶ高速バスが北関東自動車道を経由して運行しています。

また、一般路線バスとしては、水戸市と石岡市などの周辺都市を結ぶ路線バスが町の中央部を経由して運行しているほか、桜の郷地区に位置する水戸医療センターや、涸沼周辺を結ぶ路線バスが運行しています。

■バス路線図

資料：バス運行会社 HP



(9) 公園・緑地

現在、本町の公園・緑地は、都市公園*・緑地が4箇所(12.68ha)、都市公園以外の公園・緑地が10箇所(46.50ha)の計14箇所(59.18ha)が整備されています。

都市公園*のうち、都市計画決定している公園は、地区公園*が1箇所、近隣公園*が2箇所、緑地が1箇所で計13.33haとなっており、そのうち、前田東原公園(2.0ha)と茨城町運動公園(0.2ha)、桜の郷中央緑道(0.5ha)が未整備となっています。

なお、本町における町民一人あたりの都市公園*面積は3.93m²/人となっており、茨城町都市公園条例*に基づく面積標準の10m²/人に満たない状況となっています。

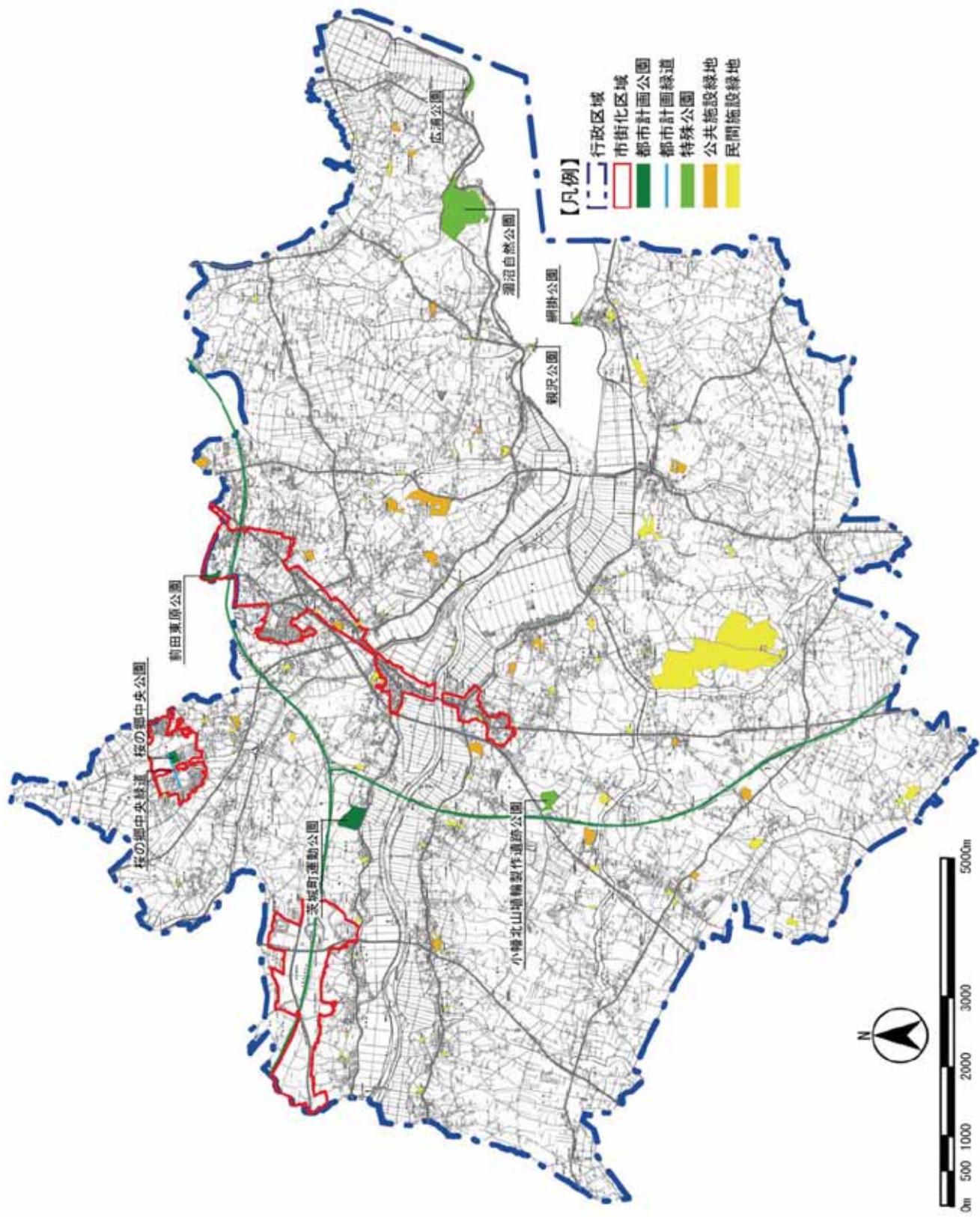
■公園・緑地の状況

資料：茨城町資料

種別	整備区分	名称	面積(ha)	都市計画決定	種類	
都市公園*・緑地	整備済	長岡公園	0.24	—	街区公園*	
		奥谷公園	1.81	—	近隣公園*	
		桜の郷中央公園	1.83	計画決定	〃	
		茨城町運動公園	8.80	計画決定	地区公園*	
	計画	前田東原公園	2.00	計画決定	近隣公園*	
		(仮称)茨城中央工業団地北側公園	3.40	—	〃	
		(仮称)茨城中央工業団地南側公園	3.28	—	〃	
		茨城町運動公園	0.20	計画決定	地区公園*	
		桜の郷中央緑道	0.50	計画決定	緑地	
小計			22.06			
都市公園*以外の公園・緑地	整備済	小幡北山埴輪製作遺跡公園	5.00	—	遺跡公園	
		桜運動公園	0.90	—	運動公園	
		広浦運動広場	0.80	—	〃	
		大戸さくら公園	0.45	—	〃	
		涸沼台運動広場	0.34	—	〃	
		小幡運動広場	0.77	—	〃	
		茨城町立広浦公園	1.19	—	町立公園	
		茨城町立網掛公園	1.80	—	〃	
		茨城町立親沢公園	0.75	—	〃	
		涸沼自然公園	34.50	—	〃	
小計			46.50			
計			68.56			
人口一人当たり面積※ (H27:32,770人)		都市公園*・緑地		3.93m ² /人		
		都市公園*・緑地+都市公園*以外の公園・緑地		18.12m ² /人		

※整備済みの公園・緑地面積と平成27年10月1日時点の人口32,770人(常住人口調査*)により算出

資料：都市計画基礎調査*（H27）



(10) 下水道

本町では茨城町公共下水道が都市計画決定されており、排水区域面積が 1,478ha、計画人口が 16,800 人となっています。

なお、平成 26 年度時点における汚水処理人口普及率は、公共下水道で 22.0%，農業集落排水が 13.2%，合併浄化槽で 27.5% となっており、町全体で 62.7% の普及率となっています。

■公共下水道

資料：都市計画基礎調査*(H27)

計画面積	1,478.3ha	
計画人口	16,800 人	
計画汚水量	5,419m³/日	
管渠	16,620m	
処理場	名称	茨城町浄化センター
	面積	5.0ha
	処理法	凝集剤添加活性汚泥法+急速ろ過
	放流先	涸沼川
事業年度		平成 7 年度～平成 33 年度

■汚水処理人口普及率状況

資料：茨城県市町村別汚水処理人口普及率

年次	行政 人口 (人)	公共下水道		農業集落排水施設等		合併浄化槽		汚水処理人口	
		処理人口 ①(人)	普及率 ①	処理人口 ②(人)	普及率 ②	処理人口 ③(人)	普及率 ③	総合計①～ ③(人)	総合計①～ ③(%)
平成 22 年度	34,602	6,910	20.0%	3,388	9.8%	8,439	24.4%	18,737	54.2%
平成 23 年度	34,176	6,907	20.2%	4,469	13.1%	8,409	24.6%	19,785	57.9%
平成 24 年度	34,213	7,093	20.7%	4,467	13.1%	8,433	24.6%	19,993	58.4%
平成 25 年度	33,925	7,237	21.3%	4,448	13.1%	9,054	26.7%	20,739	61.1%
平成 26 年度	33,609	7,403	22.0%	4,439	13.2%	9,247	27.5%	21,089	62.7%

(11) その他の都市施設

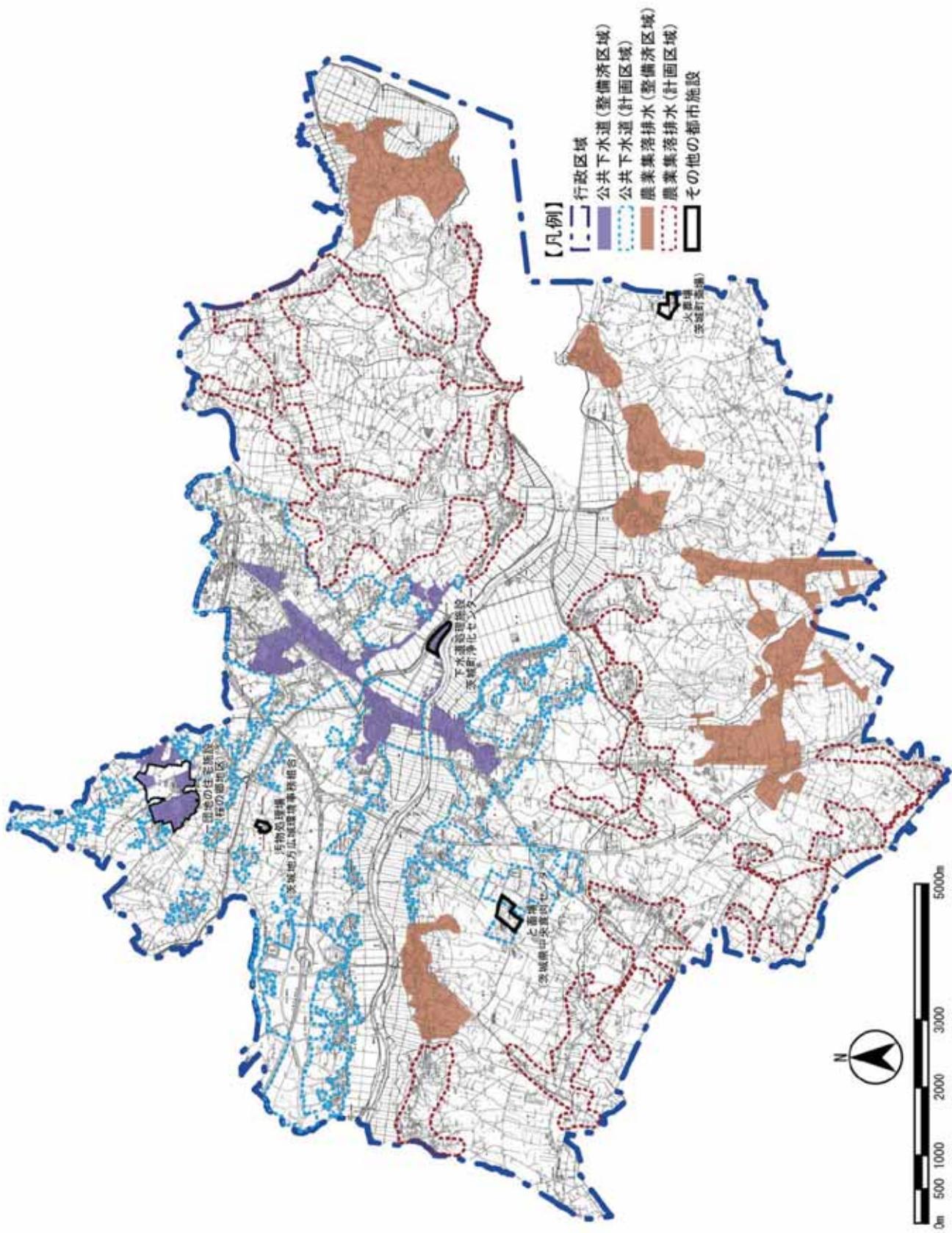
他の都市施設として、汚物処理場や火葬場などが定められているほか、桜の郷地区において一団地の住宅施設*が定められています。

■ その他の都市施設

資料：都市計画基礎調査*(H27)

区分	施設名	面積	計画決定／変更 年月日
汚物処理場	汚物処理場(茨城地方広域環境事務組合)	2.3ha	S54.8.3
火葬場	茨城町営火葬場	5.6ha	H8.2.6
と畜場	茨城県中央食肉センター	10.4ha	H18.1.11
一団地の住宅施設*	桜の郷地区	57.1ha	H19.11.26

資料：都市計画基礎調査（H27）・茨城町資料



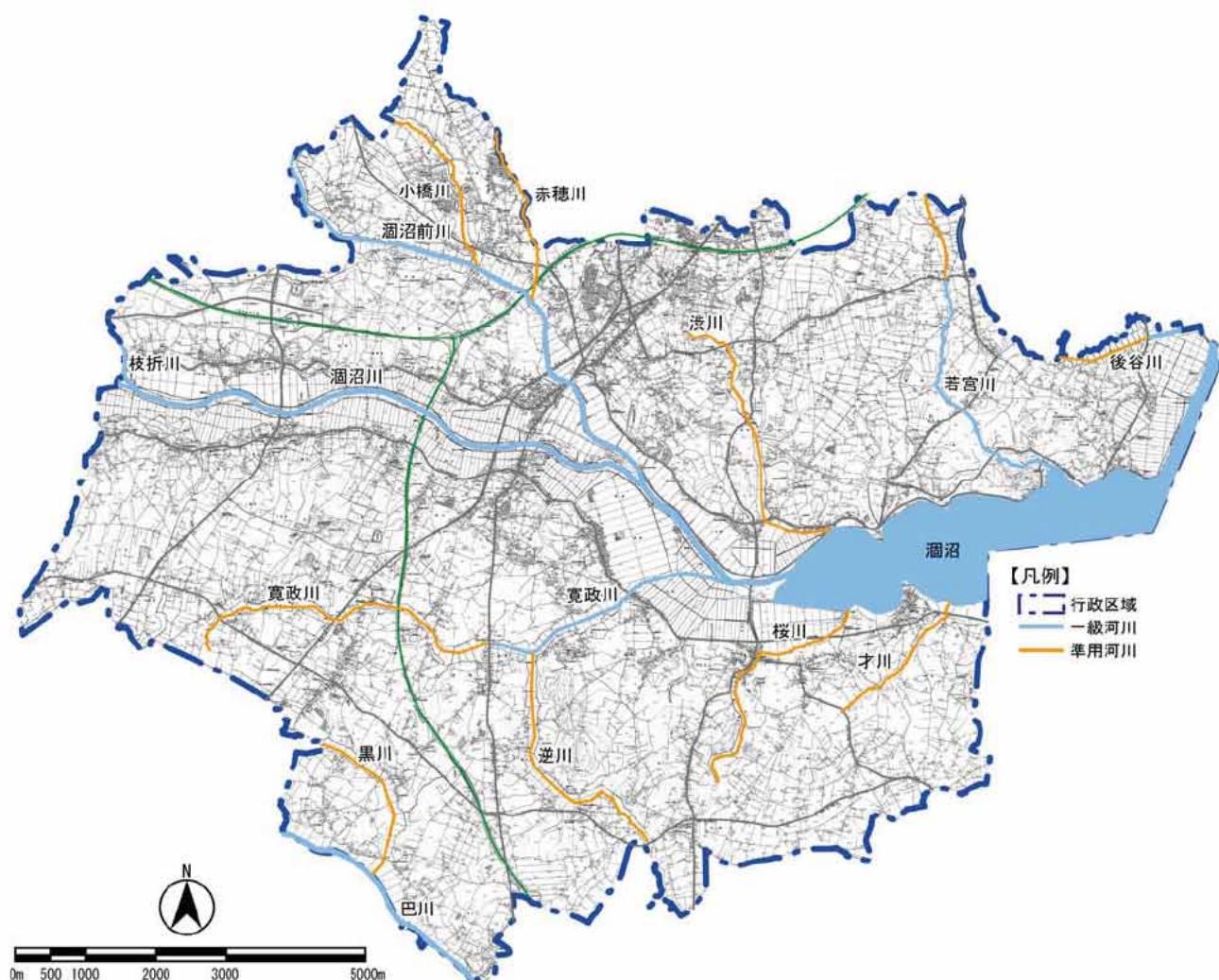
(12) 河川・湖沼

本町には、茨城町、大洗町、鉾田市にまたがる汽水湖である涸沼を有しているほか、涸沼へと流れる涸沼川や涸沼前川などの一級河川(指定区間)が7本、準用河川が10本あります。

なお、涸沼川流域では、地域活動団体による水質浄化活動が行われているほか、涸沼の環境保全を目的として「茨城町涸沼環境フェスティバル」が毎年開催され、水質浄化活動や環境問題に関する啓発活動などが行われています。

■河川・湖沼分布図

資料：茨城県土木事務所管内図



(13) 開発行為及び農地転用の状況

①開発行為等

本町における大規模開発(面積5ha以上の開発)はこれまでに8地区で行われています。

そのうち、工業系の市街地である茨城工業団地や茨城中央工業団地のほか、住宅系市街地である桜の郷地区などが公共主体により開発・整備されています。

なお、近年では、土地区画整理事業を廃止した前田・長岡地区において、民間企業による大規模な商業施設の開発が行われました。

■開発行為等の状況

資料：都市計画基礎調査*(H27)

地区名	事業手法	事業種別	事業着手 (年月日)	事業完了 (年月日)	総面積 (ha)	事業主体
小幡地区	開発行為	その他	H9.6.23	H11.3.30	5.8	茨城県信用組合
茨城工業団地 (下土師地区)	開発行為	工業系	H8.7.3	H9.12.25	29.9	茨城県開発公社
ロック開発	開発行為	商業・流通系	H18.8.11	H19.2	11.75	ロック開発株式会社
オールドオーチャー ゴルフクラブ	開発行為	ゴルフ場	S63.10.20	H3.6.28	1128	株式会社飛鳥プロパティーズ
前田団地	旧宅造法	住宅系	不明	不明	15.0	日興不動産
全国農業協同組合連合会 茨城県本部(JA全農いばらき)	開発行為	その他	不明	不明	7.3	県経済連
桜の郷	都市計画事業 (一団地の住宅施設*)	住宅系	H13.5	未	57.1	茨城県
茨城中央工業団地	一般宅地造成事業	工業系	H16.1.26	未	176.0	茨城県

■茨城工業団地の概要

資料：茨城県立地推進室 HP

事業手法	開発行為
事業主体	(財)茨城県開発公社
用途地域*	無指定(市街化調整区域*)
指定地域	誘導地域、工場適地、企業立地促進法重点区域
用地面積	総面積:29.9ha 工場用地面積:21.9ha 分譲面積:6.8ha
立地企業数	11社

■茨城中央工業団地の概要

資料：茨城県立地推進室 HP

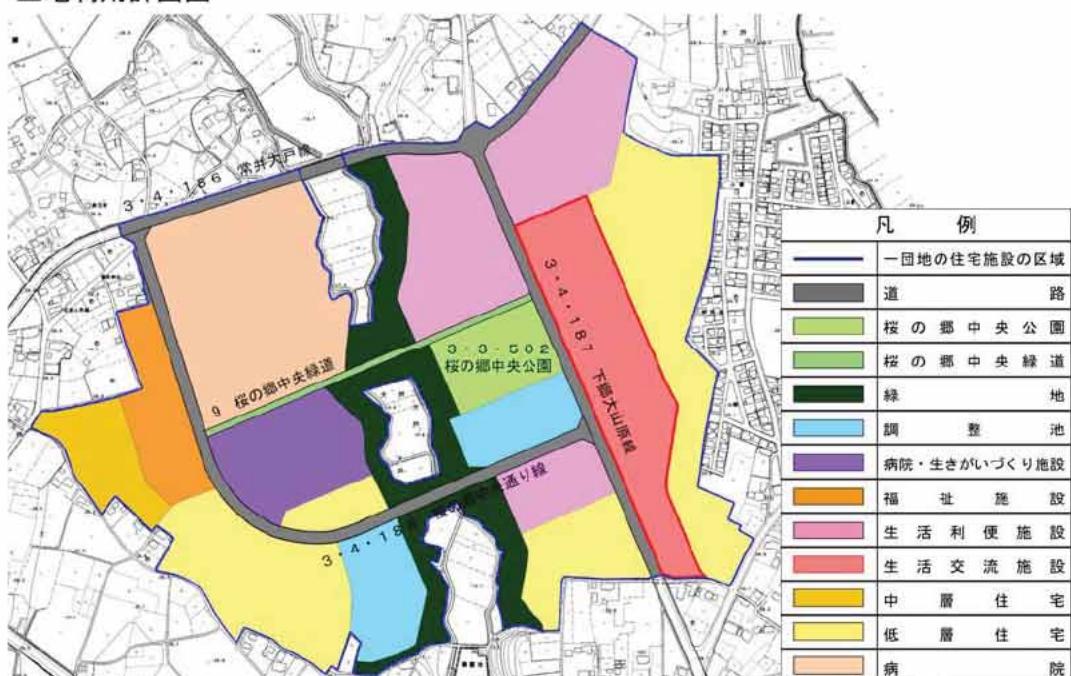
事業手法	開発行為
事業主体	茨城県
事業期間	平成4年度～
用途地域*	工業専用地域、準工業地域
指定地域	工場適地、企業立地促進法重点区域
用地面積	(第一期)総面積:103.7ha 分譲面積:59.0ha 工場用地面積:69.5ha 13区画 (第二期)総面積:72.3ha 分譲面積:54.2ha
立地企業数	6社

■桜の郷地区の概要

資料：茨城県長寿福祉課 HP・茨城町資料

事業手法	全面買収による都市計画事業(一団地の住宅施設*)
事業主体	茨城県
事業期間	平成 8 年度～
用途地域*	第一種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 第二種居住地域
指定地域	工場適地, 企業立地促進法重点区域
用地面積	総面積 57.1ha 分譲区画 520 画地(うち 177 画地を造成済み)
立地施設	戸建専用住宅, 県営住宅, 水戸医療センター, 県赤十字血液センター, 介護老人保健施設, 特別養護老人ホーム, 保育園, 事務所・配送所, 商業施設等

土地利用計画図

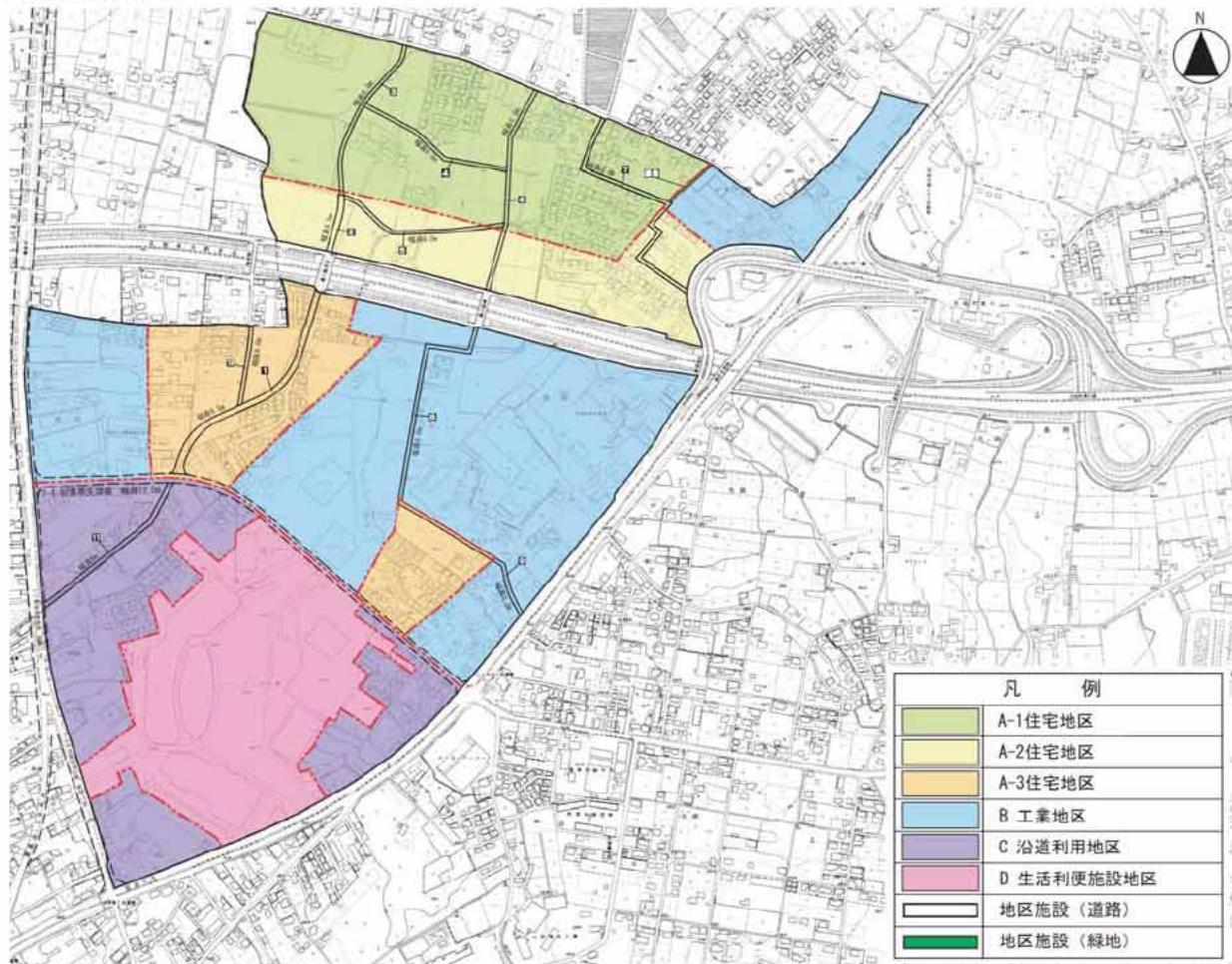


■前田・長岡地区の概要

資料：茨城町資料

事業手法	なし(地区計画 [*] による道路・排水施設整備)
用途地域 [*]	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、工業地域
用地面積	地区計画 [*] 区域(地区整備計画) : 94.3ha
経緯	平成 9 年 前田・長岡土地区画整理事業(91.0ha)の都市計画決定 平成 12 年 土地区画整理事業認可 平成 15 年 9 月 事業中止表明 平成 23 年 5 月 土地区画整理事業廃止、地区計画 [*] 決定

地区計画計画図



②農地転用

本町における都市計画区域*内の農地転用の状況は、転用件数及び面積ともに増加傾向にあり、平成26年度には、転用件数が61件、転用面積が7.8haとなっています。

また、市街化区域*における過去5カ年の農地転用の合計は、転用件数が46件、転用面積が3.4haとなっているほか、市街化調整区域*では転用件数286件、転用面積23.8haとなっており、本町の農地転用の多くは市街化調整区域*で行われています。

なお、転用目的については、その他や住居系が特に多い状況となっています。

■農地転用の状況（都市計画区域*）

資料：都市計画基礎調査*（H27）

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数(件)	面積(ha)								
農地面積	-	5695.4	-	5692.8	-	5688.6	-	5684.0	-	5676.1
住居系	14	0.5	41	1.7	31	1.3	41	2.3	24	1.3
商業系	0	0.0	2	0.1	0	0.0	3	0.3	0	0.0
工業系	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.0	11	1.6
公共系	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	23	2.1	34	2.3	41	3.2	38	5.2	26	5.0
小計	38	2.6	77	4.2	73	4.7	83	7.9	61	7.8

■農地転用の状況（市街化区域*）

資料：都市計画基礎調査*（H27）

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数(件)	面積(ha)								
農地面積	-	36.3	-	35.9	-	34.5	-	34.3	-	33.9
住居系	3	0.1	11	0.5	3	0.1	4	0.1	1	0.1
商業系	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0
工業系	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.4
公共系	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	6	0.3	7	0.9	3	0.1	3	0.2	2	0.6
小計	10	0.4	18	1.4	6	0.2	8	0.4	4	1.0

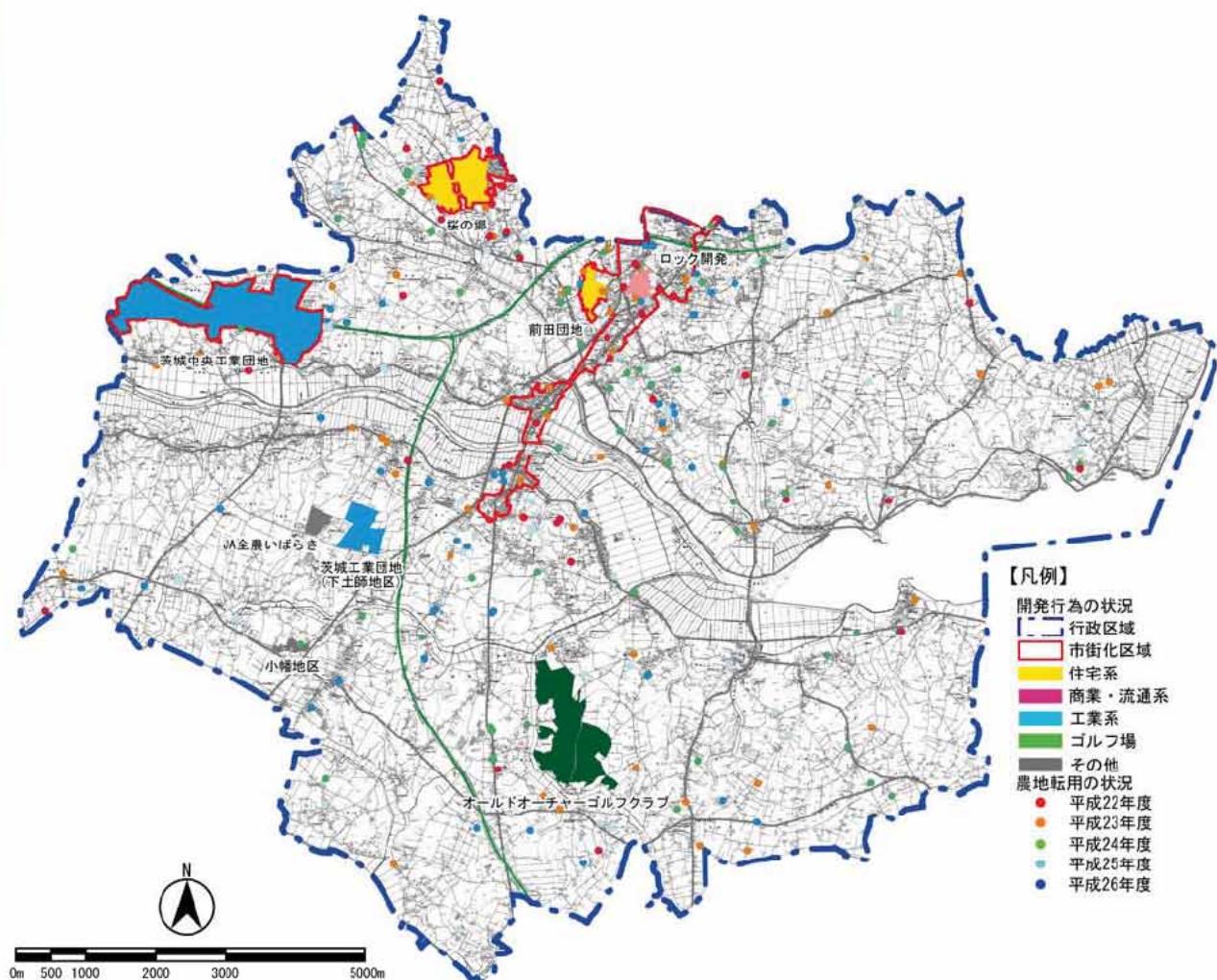
■農地転用の状況（市街化調整区域*）

資料：都市計画基礎調査*（H27）

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数(件)	面積(ha)								
農地面積	-	5659.1	-	5656.9	-	5654.1	-	5649.7	-	5642.2
住居系	11	0.4	30	1.2	28	1.2	37	2.1	23	1.2
商業系	0	0.0	2	0.1	0	0.0	2	0.2	0	0.0
工業系	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.0	10	1.2
公共系	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	17	1.8	27	1.4	38	3.1	35	5.1	24	4.5
小計	28	2.2	59	2.8	67	4.4	75	7.5	57	6.9

■開発行為等及び農地転用状況図

資料：都市計画基礎調査*(H27)



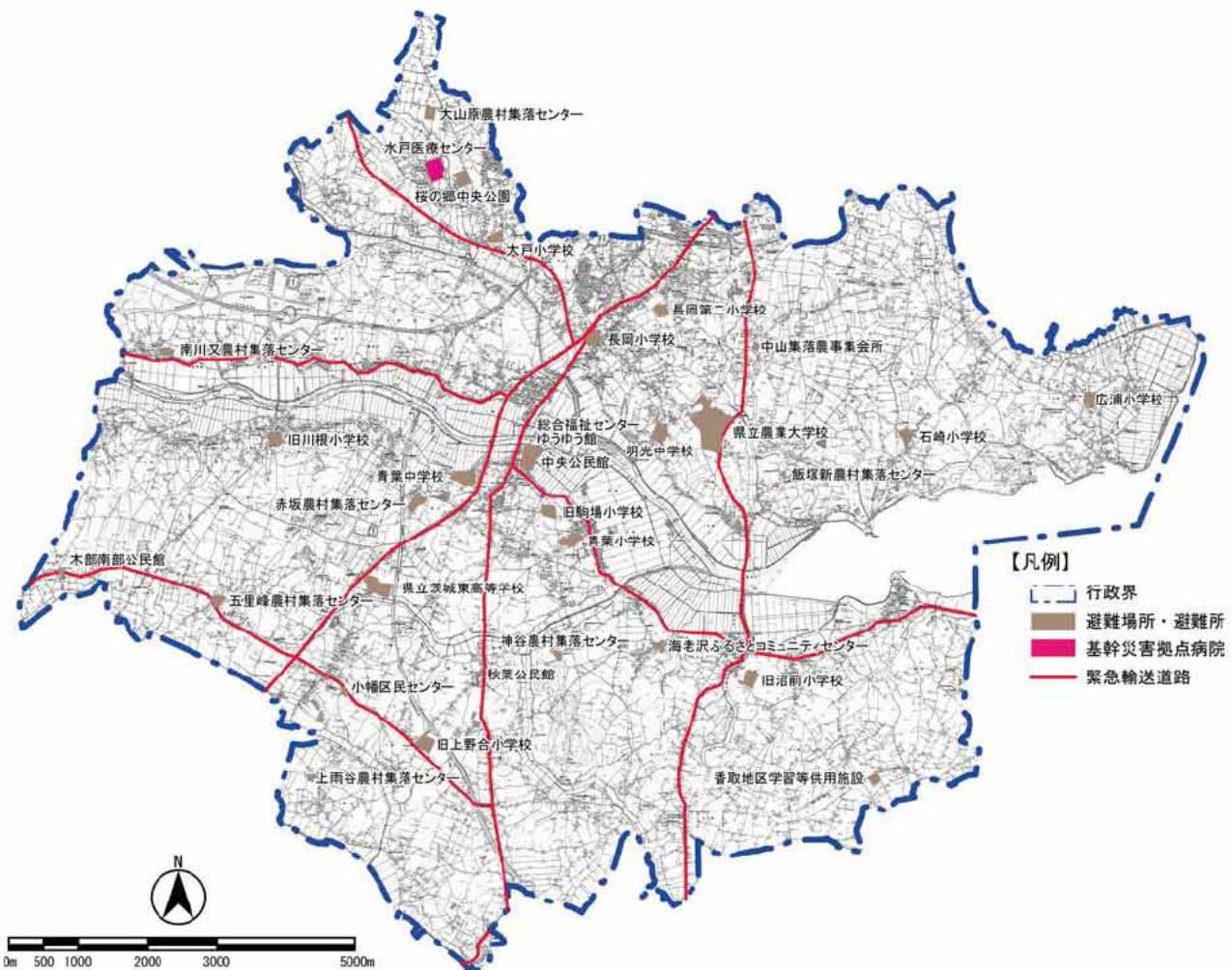
1-6 防災状況

(1) 防災関連施設の状況

本町には、小中学校等の教育機関や集落ごとにある農村集落センターをはじめとして、避難場所や避難所が各地に位置しています。また、国道6号や主要地方道の一部などが緊急輸送道路*として位置づけられているとともに、桜の郷地区に位置する水戸医療センターについては、平成25年に茨城県基幹災害拠点病院に指定され、災害医療の中心的役割を担っています。

■防災関連状況図

資料：都市計画基礎調査*(H27)



1-7 公共施設

(1) 公共施設の状況

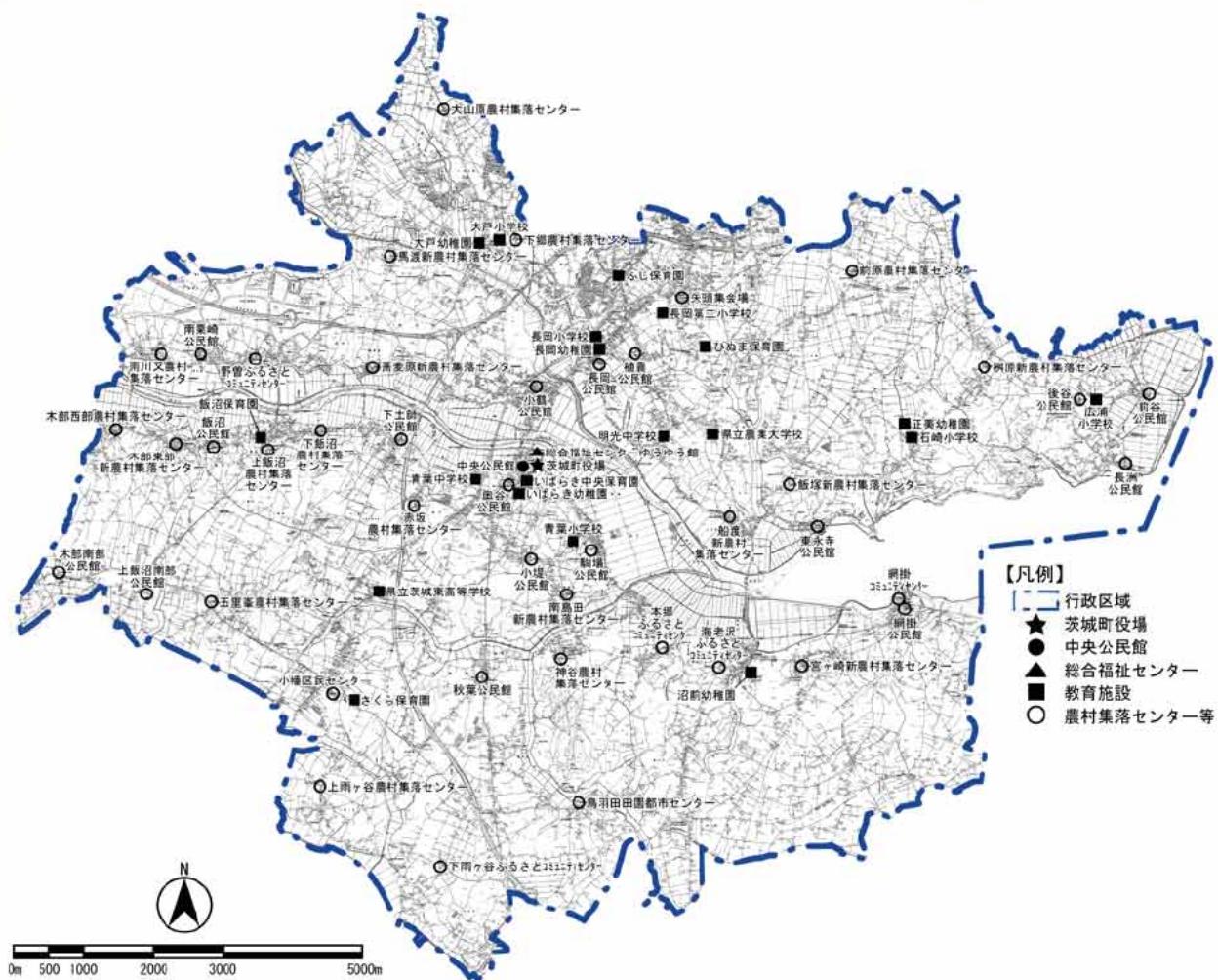
本町には、奥谷地区に町役場や中央公民館、総合福祉センターなどの公共施設が集積しています。

なお、中央公民館については、先の東日本大震災の被害により、現在使用不能となっており、代替施設の確保などの対応が必要な状況となっています。

また、本町では、児童数の減少などに伴い、町立小中学校の再編を進めており、平成28年度には、4校の小学校と2校の中学校に再編されることから、学校跡地の管理や利活用に関する検討が必要な状況となっています。

■公共施設位置図

資料：都市計画基礎調査*(H23)



■学校統合の概要

資料：茨城町小中学校再編計画

統合時期	統合する小中学校	統合校
平成26年4月	桜丘中・梅香中	青葉中学校
平成27年4月	川根小・上野合小・沼前小・駒場小	青葉小学校
平成28年4月	石崎小・広浦小・長岡第二小	葵小学校(現 長岡第二小の位置に開校予定)

1-8 文化・歴史的資源

(1) 文化財の状況

本町には、国指定文化財が3件、県指定文化財が6件、町指定文化財が40件あります。

6世紀中頃以降7世紀前半頃の埴輪製作跡である小幡北山埴輪製作遺跡などをはじめとして、多くの文化財や史跡が残されています。

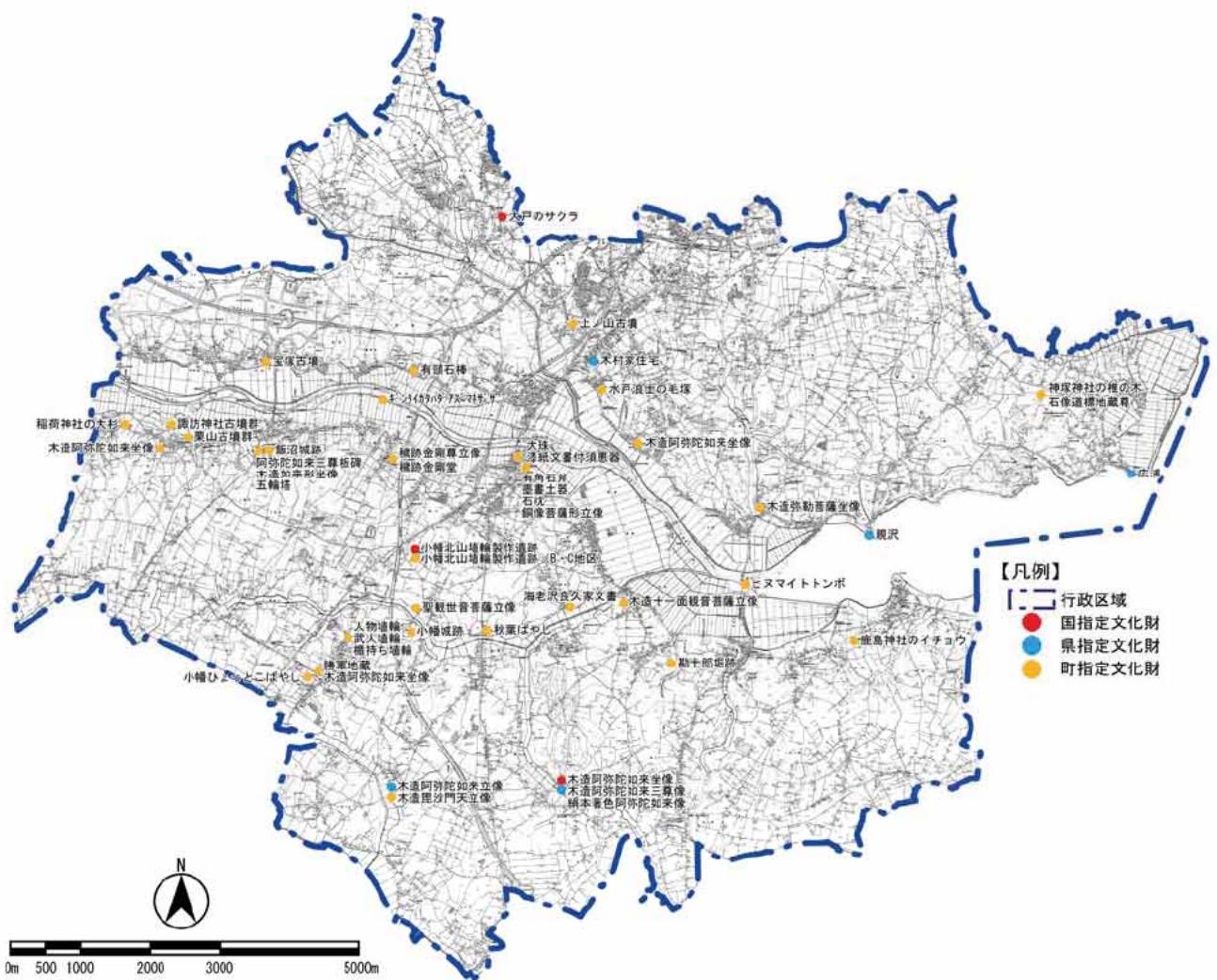
■指定文化財（国・県）

資料：都市計画基礎調査*（H27）

区分	指定主体	名称	指定年月日
彫刻	国	木造阿弥陀如来坐像	1915年8月10日
天然記念物	国	大戸のサクラ	1932年7月23日
史跡	国	小幡北山埴輪製作遺跡	1992年1月21日
彫刻	県	木造阿弥陀如来三尊像	1962年10月24日
彫刻	県	木造阿弥陀如来立像	1967年11月24日
その他	県	広浦	1934年11月30日
その他	県	親沢	1934年11月30日
絵画	県	絹本着色阿弥陀如来像	1962年10月24日
絵画	県	木村家住宅	2014年1月27日

■指定文化財位置図

資料：都市計画基礎調査*（H27）



1-9 上位計画の位置づけ

(1)茨城県総合計画-いきいきいばらき生活大県プラン-(茨城県 平成24年3月改定)

【県央ゾーンの地域づくりの方向】

■都市機能の充実した中核的な都市圏づくり

- ・市街地再開発事業等による土地の高度利用の促進
- ・救急医療体制の充実
- ・自然と調和した居住環境の形成促進
- ・大規模自然災害対策の強化
- ・商業・業務、医療・保健・福祉などの高次都市機能の一層の充実
- ・誰もが安心・快適な生活環境を実感できる中核的な都市圏づくり

■自然、歴史、芸術、文化を活かした観光交流空間の形成

- ・歴史的遺産、地域特有の自然や食、芸術・文化、大型商業施設におけるショッピングなど、多様な観光資源を活用した周遊・滞在しやすい観光交流空間の形成
- ・北関東自動車道、茨城空港などの広域交通ネットワークを活用した近隣都県やアジア地域との連携・交流
- ・多言語による観光情報の発信強化
- ・地域のブランド力の強化による広域・国際観光の促進

■広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成と地域特性を活かした産業の活性化

- ・茨城港常陸那珂港区・大洗港区など産業基盤の早期復旧
- ・企業誘致や空港及び港湾の路線・航路の拡充などによる産業拠点の形成
- ・笠間焼や石材業などの地場産業の振興
- ・農商工等連携による新商品の開発促進などによる農林水産業の振興



(2) 茨城県都市計画マスターplan (茨城県 平成21年12月策定)

【将来都市像】

- 次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」都市
 - ・誰もが輝き、誇りをもつことのできる都市
 - ・機能を分担し合い、安心して暮らせる都市
 - ・活力が未来へつながる都市

【将来都市構造の視点】

- 【集約と連携】～「コンパクトな都市」と「メリハリある地域」の連携～
 - ①都市の集約化と活性化
 - ・中核的な都市を中心とし、各々の都市の特性を活かした、高次都市機能の集積、経済や産業の活性化を進め、県の社会・経済を牽引する都市圏を形成
 - ②地域の個性ある発展と相互連携の強化
 - ・地域資源を活かした個性あるまちづくりを進めるとともに、隣接する都市や地域と連携し、都市機能を相互補完することで、魅力ある生活環境を創出
 - ③連携と交流を支えるネットワークの構築
 - ・都市間の連携や都市と地域の交流を促進するため、広域交通網をはじめとするネットワークを構築
 - ④自然環境の保全と共生
 - ・豊かな自然環境と調和のとれた景観を保全するとともに、これらと共生することにより、多様性のある生態系を確保し、魅力ある地域づくりに活かす

【県央ゾーンの基本方向】

- 県都水戸を中心とした活力にあふれる安心・快適な中核都市圏づくり

施策展開の方向	・水戸市中心市街地の再開発事業やJR駅周辺地区などにおける開発の促進
	・県庁周辺地区などにおける都市機能の充実
	・豊かな自然環境を活かした住環境の整備
	・県都水戸とひたちなか地区の連携による都市づくり
	・バイパスや環状道路などの整備
	・那珂川、涸沼川などの改修促進、桜川（千波湖）の水質浄化

- 広域交通ネットワークを活かした産業・物流拠点の形成と地域産業の振興

施策展開の方向	・広域交通ネットワークの整備や高速バスルートの設定
	・広域交通ネットワークを活かした物流・産業拠点の形成及び周遊観光の促進
	・空港テクノパークの整備促進
	・空港へのアクセス道路の整備と連絡バスなどの公共交通機関の確保
	・首都圏の北の玄関口に相応しいエアポートづくり
	・地域特性を活かした農林水産業の振興
	・笠間市の窯業、石材業など地場産業の振興

- 広域交通ネットワークを活かした産業・物流拠点の形成と地域産業の振興

施策展開の方向	・偕楽園公園や笠間芸術の森公園の整備
	・弘道館などの歴史的建造物の保全と活用
	・大洗など「海」をテーマとした観光の促進
	・多様な地域資源を結ぶ観光交流を促進する道路ネットワークの整備
	・自然環境の保全と体験観光の促進

(3) 茨城県都市計画マスタートップラン-震災対策編- (茨城県 平成24年10月策定)

【県央ゾーンの方針】

- 県都水戸を中心とした地震災害に強い中核都市圏づくり
 - ・本県の震災対応の中核を担う防災性の高い中核都市圏の形成
 - ・ハザードマップなどを活用した自主防災意識の啓発
 - ・観光客にも配慮した、津波から生命を守るために避難関連施設や避難誘導体制の整備
 - ・陸・海・空の広域交通ネットワークを活かした震災に強い緊急輸送体系の構築
 - ・茨城港常陸那珂港区などの防災拠点や救急医療施設へのアクセス確保

- 高次な都市機能を維持し、県民生活や産業活動を支える防災性の高い市街地の形成
 - ・集積する高次な都市機能を維持する安全な市街地の形成
 - ・密集市街地の解消による安全な市街地整備の促進
 - ・茨城空港・茨城港常陸那珂港区などの交通結節点における広域的な防災拠点機能の強化
 - ・県都水戸を中心に集積する公共交通網の機能維持
 - ・津波災害などから暮らしを守る土木施設やライフラインの耐震性強化
 - ・都市部における公園緑地などの防災機能の強化

- 広域交通ネットワークを活かした産業・物流拠点の形成と、歴史・文化などを活かした観光交流空間づくり
 - ・県都周辺圏に集積する産業・商業を支える震災に強い総合的な物流体系の構築
 - ・企業の立地促進や生産性の向上に寄与する産業基盤の防災性強化
 - ・陸・海・空の広域交通ネットワークを活用した、東京圏や北関東などの他地域における震災発生時の経済活動支援
 - ・歴史・文化資源、観光資源を活かした交流促進や観光産業の振興

(4) 水戸・勝田都市計画区域マスタートップラン (茨城県 平成23年8月告示)

【都市づくりの基本理念「茨城地区」】

- ・広大な土地と涸沼を始めとした水辺、豊かな緑などの環境を活かし、本区域の居住機能、レクリエーション機能及び農業生産機能を担うものとする。さらに、茨城中央工業団地、茨城工業団地などにより、本区域における工業生産機能を担う。

【地域ごとの市街地像】

■茨城市街地地域

- ・市街地周辺の自然環境の保全を考慮しながら、道路・公園・下水道などの生活環境施設の充実を図ることで、魅力ある定住地としての整備を行う。
- ・前田・長岡地区は、北関東自動車道茨城町東インターチェンジに隣接していることから、住宅地と商業・業務用地等が共存できる計画的な複合市街地の形成を図っていく。
- ・また、奥谷・小堤地区は、町の顔となる地区として、生活・文化・福祉等の地域活動の拠点となる市街地整備を進める。

■桜の郷市街地地域

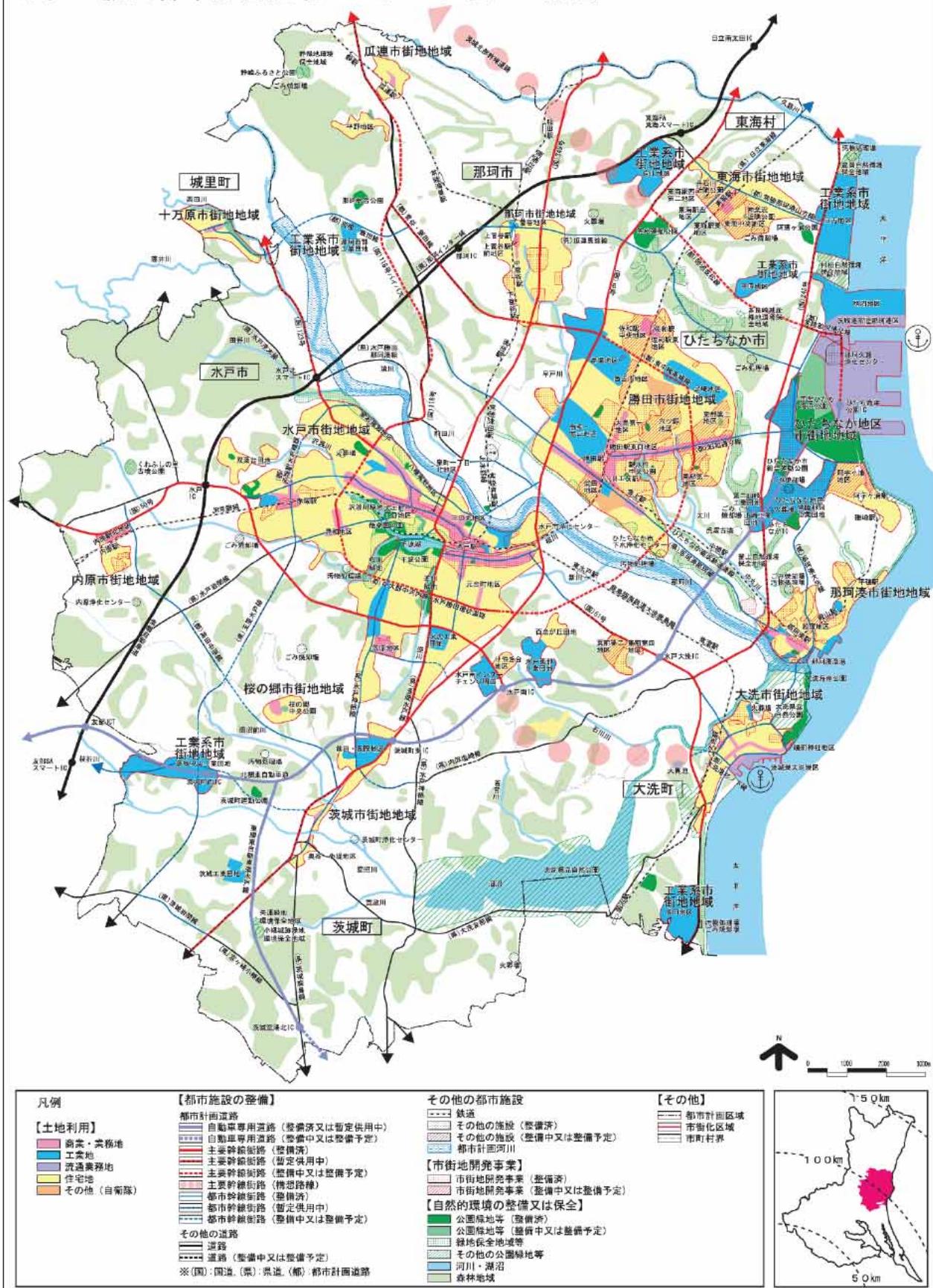
- ・高齢社会にふさわしいまちづくりのモデルとして、ユニバーサルデザインの理念を取り入れるとともに、国立水戸医療センターを中心に、医療、健康増進、福祉などの機能を導入し、年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが健康に安心して暮らせる住宅地の形成を図るとともに、地域の中央部に商業・業務地を配置し、拠点の形成を図る。

■工業系市街地地域

- ・本区域内に計画的に配置された工業地については、周辺環境との調和を図りつつ、本区域の産業を牽引する産業拠点としての環境充実を図る。また、立地企業の多様なニーズに対応できる事業手法について検討を進める。

■水戸・勝田都市計画区域マスタープラン附図

水戸・勝田都市計画区域マスタープラン 附図



(5) 茨城町第5次総合計画 後期基本計画（茨城町 平成25年3月策定）

【基本理念】

- ・安全・安心なまちづくり
- ・共生と創造のまちづくり
- ・自立するまちづくり

【将来像】

- ・『安全・安心で活力あるまち いばらき ~みんなでキャッチボールしてまちづくり~』

【将来人口(目標人口)】

- ・平成29年の目標人口：34,000人

【土地利用構想 -エリア別の基本方針-】

■農業生産エリア

- ・環境に配慮した環境保全型農業などの実践による「食の安全・安心」の推進
- ・農業生産基盤と生還環境基盤の整備

■産業エリア

- ・「茨城工業団地」及び「茨城中央工業団地」への積極的な優良企業の誘致
- ・既存の町内企業との連携を図り、産業全体の活性化を図る

■商業業務エリア

- ・都市機能の充実を図り、商業業務地としての魅力を高める

■都市住宅エリア

- ・自然環境と都市環境との調和を基本とし、住環境の充実、都市基盤施設の整備に努める
- ・既存の市街地については、道路や下水道などの生活基盤の整備を進める

■観光エリア

- ・涸沼をはじめとした豊かな自然環境の保全や、体験観光などレジャー・レクリエーション機能としての活用を図る

■文化振興エリア

- ・歴史的資源の有効活用と住民が文化・芸術を気軽に楽しむことができる環境づくりに努める

【土地利用構想 -拠点別の基本方針-】

■福祉・医療拠点（桜の郷地区）

- ・水戸医療センターを核に超高齢社会に対応するまちづくりのモデルとして、都市施設などの整備を進め、全ての人が安心して楽しく暮らすことのできる拠点づくりを目指す

■複合産業拠点（茨城工業団地、茨城中央工業団地）

- ・企業誘致活動を推進するとともに、アクセス道路等、周辺環境の整備促進を図り、産業機能の集積に努める

■観光拠点（涸沼自然公園、名勝広浦、名勝親沢）

- ・農業など他産業との連携による観光プログラムの開発や地域の特性を生かしたイベントの開催により、観光地としての魅力向上と観光客の誘致拡大に努める

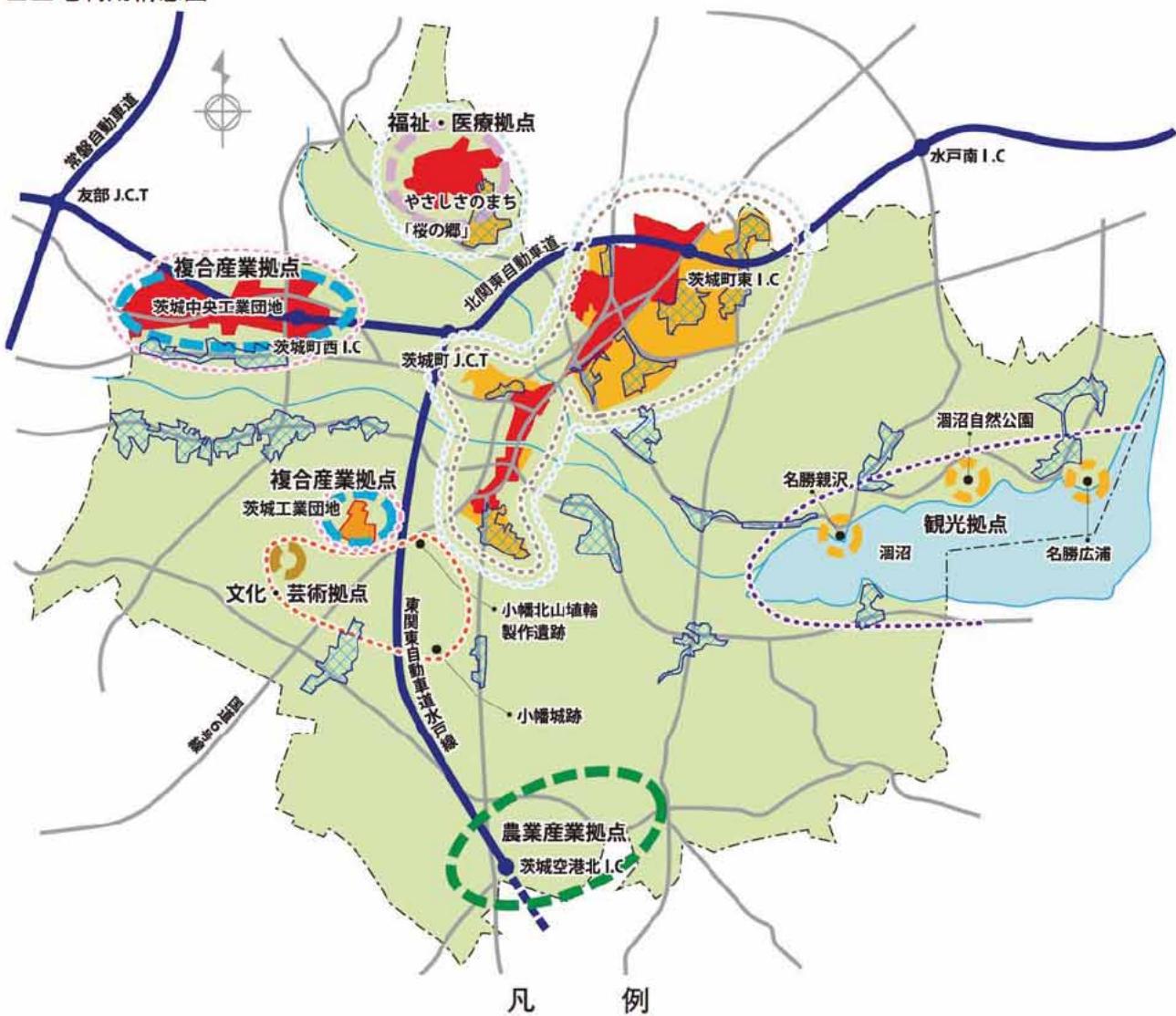
■農業産業拠点（茨城空港北インターチェンジ周辺）

- ・農産物のブランド力向上や6次産業化など農業経営の多角化を図る
- ・農産物の生産・物流・流通加工等の機能の誘導に努める

■文化芸術拠点（文化的施設建設予定地）

- ・多数の住民を収容できるホール機能等を有する文化的施設の整備など住民の文化・芸術活動の拠点づくりの推進

■土地利用構想図



凡 例

-----	行政界	■	市街化区域
———	高速自動車道	▨	区域指定対象区域
———	国道・県道	■	市街地拡大検討地区
-----	福祉・医療拠点	■	工業集積地区
-----	複合産業拠点	■	農業生産エリア
-----	観光拠点	···	産業エリア
-----	農業産業拠点	···	商業業務エリア
-----	文化・芸術拠点	···	都市住宅エリア
-----		···	観光エリア
-----		···	文化振興エリア

1-10 主要プロジェクトの概要

(1) 東関東自動車道水戸線

東関東自動車道水戸線は、東京都を起点として水戸市に至る延長約140kmの高規格幹線道路です。

本路線は、北関東自動車道や首都圏中央連絡自動車道などと接続することにより、首都圏の高速ネットワークを形成するほか、周辺に位置する茨城空港や成田空港、茨城港や鹿島港へのアクセス性の向上が期待されています。

現在、県内区間約51kmのうち、本町と鉾田市の行政界付近に位置する茨城空港北インターチェンジから潮来インターチェンジまでの区間が未整備となっており、平成29年度には、茨城空港北インターチェンジから(仮)鉾田インターチェンジの区間にについて供用開始予定となっています。

■東関東自動車道水戸線概要図

資料：茨城県道路建設課 HP



1-1-1 住民意向の把握

まちづくりや都市計画に関する住民ニーズを把握するため、町民を対象としたアンケート方式による意向調査を実施しました。本町のまちづくりに関する現状や、今後の取り組みに関する住民意向の結果は以下のとおりとなりました。

(1) 住民意向調査の実施概要

調査対象	18歳以上の町民(世帯主) : 1,000人
調査期間	平成26年11月14日(金)～11月28日(金)
調査方法	アンケート調査票の郵送配布・回収
回収状況	<p>【全 体】 321通／1,000通 (回収率: 32.1%)</p> <p>【地域別】 長岡地域 : 140通／423通 (33.1%) 川根地域 : 45通／143通 (31.5%) 上野合地域 : 37通／135通 (27.4%) 沼前地域 : 56通／160通 (35.0%) 石崎地域 : 42通／139通 (30.2%)</p>

(2) 意向調査結果概要

①生活環境の評価について

本町における生活環境について、特に満足度の高い・低い項目はそれぞれ以下のとおりとなりました。特に満足度の低い項目については、町民の移動環境や余暇活動において重要な事項であることから、町民の定住促進において、改善に向けた取り組みが必要です。

●満足度の高い上位3項目（単一選択式）

順位	項目	回答割合 (満足・やや満足を選択)
1	上水道の整備状況	71%
2	図書館の利用	70%
3	公民館や集会場などの利用	63%

●満足度の低い上位3項目（単一選択式）

順位	項目	回答割合 (不満・やや不満を選択)
1	歩道や自転車道の整備状況	83%
2	公共交通の利用	82%
3	スポーツ・レクリエーション施設の利用	78%

②まちの将来イメージについて

まちの将来イメージは、生活環境が整い、自然災害に強い、快適で暮らしやすいまちを望んでいます。

●回答数の多い上位3項目（複数選択式）

順位	項目	回答割合
1	住宅地などの住宅環境や、商店・スーパーなどの「生活環境が整ったまち」	59%
2	道路や交通、上下水道、情報通信などの生活基盤が充実した「快適な暮らしができるまち」	53%
3	犯罪や災害が少ない「安全安心なまち」	44%

③必要なまちづくりの施策について

まちづくりの施策については、住民の健康や快適な暮らしを支える医療や福祉、商業などの施策を望んでいます。

●回答数の多い上位3項目（複数選択式）

順位	項目	回答割合
1	病院・医療、介護・福祉などの「医療・福祉に関する施策」	44%
2	身近な買い物や、商業地などの「商業に関する施策」	35%
3	災害や犯罪の予防、危険箇所の解消など「防災・防犯に関する施策」	30%

④生活利便施設や公共公益施設などの適正配置について

近年、政府などで「コンパクトなまちづくり」が提唱されていますが、本町での生活利便施設や公共公益施設などの配置に関しては、分散的に既存集落が形成されている本町の特徴から、回答者のおよそ50%の方が「まちの中心的な場所に役場や総合病院などの特に重要な施設を立地させ、小学校区や集落ごとには生活に身近な小規模商店などを立地させる」と回答しました。

●回答数の多い順（単一選択式）

順位	項目	回答割合
1	中心的な場所に役場や総合病院などの特に重要な施設を立地させ、小学校区や集落ごとには生活に身近な小規模商店などを立地させる	49%
2	町の中心的な場所に多くの施設をまとめて立地させる	26%
3	町内の様々な場所にそれぞれの施設を分散して立地させる	25%

⑤住宅や店舗、事業所などの宅地化（建築や開発）のあり方について

宅地化（建築や開発）のあり方について、項目ごとの回答割合では、開発や整備をなるべく行わず、維持管理に努めるべきとする回答割合が多い状況ですが、宅地化を進める場所（対象地）については、回答にばらつきがあり、70%以上の回答者が「宅地化を進める」ことを望んでいます。

●回答数の多い順（単一選択式）

順位	項目	回答割合
1	新たな開発や整備はなるべく行わず既存の建物や道路などを活用し、その維持管理を中心進めるとする	26%
2	市街地の中で道路などの都市基盤整備*が進んでいない場所で新たに道路などを整備して宅地化を進める	20%
3	道路などの都市基盤整備*が既に終わっている市街地を活用して宅地化を進める	18%
3	古くから人が居住している集落地内やその近くで宅地化を進める	18%
5	主要な幹線道路沿いなど、交通条件の良い場所で宅地化を進める	17%

⑥居住意向について

これから居住意向については、回答者のおよそ60%が「住みよい」と回答しています。

また、「住みよくない」と回答した方の理由については、「交通」「通勤・通学」「買い物環境」への不満が高い傾向となりました。

●回答数の多い上位3項目（複数選択式）

順位	項目	回答割合
1	交通が不便なところ	59%
2	通勤や通学が不便なところ	54%
3	買い物環境が充実していないところ	46%

第2章 都市づくりの課題

第2章 都市づくりの課題

2-1 全国的な課題

本町に関連する全国的な都市づくりの課題を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化の進行への対応

我が国では、国民の平均寿命の延伸と、晩婚化や未婚化により、人口減少・少子高齢化が進行しています。このような傾向は今後も続くことが予想されており、本町においても同様な状況となっていることから、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりとして、住民の定住促進に向けた住みやすい生活環境の整備や、魅力ある都市づくりを進めるほか、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる都市づくりを進めることが重要です。

また、人口減少や経済の低成長などを背景とした厳しい財政状況の中、これまでに整備された社会インフラが更新時期を迎えるなど、これまで以上に効率的・効果的な都市づくりを進めることが重要です。

(2) 安全・安心に関する意識の高まりへの対応

先の東日本大震災では、涸沼の堤防や護岸の崩壊、液状化が発生するなど、住民の生活や企業の経済活動などにおいて大きな影響を与えました。また、近年では、地球環境の変化や宅地化の進行などの状況により、大雨による洪水や土砂災害の発生などの危険性も高まっています。これらの自然災害を背景に、本町の将来イメージに関する住民意向では「安全・安心なまち」と回答した方が多い傾向となっており、防災に対する住民の関心が高まっていることが分かります。このため、今後も住民が安全・安心な生活を送れるよう、自然災害などによる被害を未然に防ぐことや、最小限に抑えるなど、災害に強い都市づくりを進めることが重要です。

(3) 地域資源を活かしたまちづくりの取り組み

車社会の到来や、広域交通ネットワーク*の整備により、住民生活の行動範囲が広域化しており、人の移動が活発化している中、人口減少などを背景として、交流人口の増加を期待した地域独自のまちづくりが各地で展開されるなど、地域間競争*が進みつつあります。また、これまで国が行ってきた事業や施策などについて、都道府県や市町村の地方自治体へ必要な権限や財源を委譲する地方分権が進んでいます。そのため、本町においても、地域資源を活かした個性的なまちづくりを行うため、涸沼や広大な田園環境などの自然・文化・歴史的資源などについて、まちづくりへ積極的に活用することが重要です。

(4) 環境問題への対応

社会経済活動の進展によるエネルギー消費の増大などにより地球温暖化をはじめとした地球規模での環境問題が深刻化しています。このため、低炭素型社会への取り組みや持続可能な循環型社会の構築に向けた取り組みを進めるとともに、農地や林地などの自然的土地利用*が多くを占める本町においては、地域発展のための開発や整備と、自然環境保全のバランスに配慮した都市づくりを進めることが重要です。

(5) 協働によるまちづくり

人口減少・少子高齢化や環境問題の深刻化、情報通信技術(ICT)の発展などの様々な社会経済情勢の変化により、住民生活におけるニーズは高度化・多様化しており、これらの住民ニーズにおいて、これまでの行政主導による取り組みでは、全てを適切に対応することが難しくなっています。また、本町では、既に自然保護活動や福祉活動などの住民主体によるまちづくりが進みつつあり、これらの取り組みを行政が積極的に支援するなど、地域の担い手である住民や企業などが行政と対等な立場で協力し、協働*によるまちづくりを進めることが重要です。

2-2 都市づくりの前提条件

本町の各種現況や上位・関連計画の位置づけ、住民意向の結果、本町に関連する全国的な都市づくりの課題から、本町が今後進める都市づくりにおける前提条件を整理します。

(1) 特性や役割の異なる市街地間での機能分担による魅力ある拠点の計画的な環境整備

本町では、住民生活や産業活動の拠点である市街地が分散していることや、開発や建築行為が制限される市街化調整区域*に非常に多くの住民が居住していることが特徴です。そのため、人口減少・少子高齢化が進み、都市の活力が低下する恐れがある本町の状況を踏まえ、市街地が担う役割や都市機能*を明確にした上で、計画的でメリハリのある拠点環境づくりを進めることや、既存集落の生活利便性を高めることにより、集落環境の維持・保全を図ることが重要です。

(2) 地域連携の強化などによる効率的で暮らしやすい生活環境づくり

市街地や既存集落などが分散し、高齢化が進む状況において、住民の快適な生活のためには、居住地周辺の身近な生活インフラが整備され、市街地や拠点へ容易にアクセスできる利便性を確保し、安全・安心と感じることができる暮らしやすい生活環境づくりを進めることが重要です。また、昨今の社会経済情勢を踏まえ、水戸市や笠間市などの周辺都市との連携による都市機能*などの相互補完や活性化などを図るため、地域間連携を強化することが重要です。

(3) 魅力ある素材（人・自然・文化など）を活かした地域づくり

本町は豊富で貴重な自然・文化・歴史などの資源を有しており、涸沼などでは、住民による自然環境保全に関する取り組みも行われるなど、身近で貴重な地域資源と認識されています。このため、これらの資源を活用することで、町民の愛着と個性ある地域づくりを進めることが重要です。また、多様化する住民ニーズへの対応として、住民・企業・行政の協働*によるまちづくりを進めることが重要です。

2-3 都市づくりの課題

本町における都市づくりの前提条件を踏まえ、土地利用や都市施設などの都市計画の主要な分野ごとに課題を整理します。

(1) 土地利用と市街地整備など

- ・本町ではこれまで、桜の郷地区や茨城中央工業団地などの市街地の開発・整備を推進してきたことから、引き続き、これらの市街地における都市的土地利用*を推進するとともに、本町に多く分布する農地や林地などの自然的土地利用*の維持・保全を進めるなど、整備・開発・保全のバランスに配慮した土地利用を図ることが必要です。
- ・国道6号の沿道に広がる小堤・奥谷・小鶴地区では、住宅を主として、中小規模の商店などが立地しているほか、町役場やゆうゆう館、町立図書館などの公共公益施設が集積していますが、近年においては、空き家が目立つなど、市街地としての活力が低下しています。そのため、これらの拠点機能を維持・強化するとともに、都市基盤施設*の更新などを進め、住民の定住促進に向けた取り組みを進めることが重要です。
- ・桜の郷地区では、居住機能のほか、医療、福祉、商業業務機能など、複合的な市街地としてその環境整備が進められています。このため、引き続き、都市基盤施設*の整備を推進するなど、良好な市街地環境の維持・形成により、人口や都市機能*の一層の集積を図ることが必要です。
- ・前田・長岡地区では、近年、大規模な商業施設が立地するなど、賑わいのある市街地形成が進みつつありますが、地区北側では、未だ宅地化が進まず、一団の都市的未利用地*が存在することから、必要な都市基盤施設*の整備を進め、宅地化を促進するなど、積極的に都市的土地利用*を誘導することが必要です。また、県都水戸市との位置的優位性や、高い交通利便性を有している本地区の状況から、広域的拠点としての機能を維持することが必要です。
- ・本町での工業系市街地である茨城中央工業団地や茨城工業団地では、既存の操業環境を維持するとともに、産業の集積を高めるための企業誘致に向けた取り組みが必要です。
- ・本町では、住民の多くが市街化調整区域*に居住していることから、これらの既存集落においては、狭あい道路の改善や排水施設の整備など、暮らしやすい生活環境の整備を進めるとともに、自然環境との調和を図りつつ、集落環境の維持・保全を図ることが必要です。

(2) 道路・交通

- 周辺の他市町村や、茨城港、茨城空港などの主要な港湾・空港などの広域連携を促進し、産業の立地を促進することや、町民の交通利便性を高めるため、北関東自動車道や東関東自動車道水戸線などの広域幹線道路へのアクセス道路の維持・整備を進めることが必要です。
- 本町では、市街地と既存集落が分散して位置する状況にあることから、これらの各種拠点間の円滑な移動を確保し、連携を強化するため、幹線道路ネットワーク*の維持・整備を進めることが必要です。
- 人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、公共公益施設や生活利便施設へ、誰でも安全で快適にアクセスできる環境を確保することが必要です。そのためには、子どもや高齢者などの住民の身近な交通として、公共交通の維持・充実に向けた取り組みが必要です。
- 市街地や小・中学校の周辺、既存集落においては、町民の安全な移動を確保するため、歩道やスクールゾーン、狭い道路の改善など、道路環境の整備を進めることができます。

(3) 公園・緑地

- 涸沼周辺は貴重な動植物が生育し、住民団体などによる自然環境保護活動が盛んに行われているとともに、優れた風致の保護を目的として、大洗県立自然公園区域に指定されているなど、良好で貴重な自然環境が保全されており、平成27年5月には国際的に重要な湿地として、ラムサール条約湿地*として登録されました。また、これらの自然環境と親しみながら、余暇やふれあいを楽しむ空間として、涸沼自然公園が整備されているなど、町民の憩いの場となっていることから、水辺や樹林地などの良好な自然環境を今後とも積極的に保全することが必要です。
- 本町では、茨城町運動公園(地区公園*)や、桜の郷中央公園(近隣公園*)などが都市公園*として整備されています。しかし、一人当たりの都市公園*面積は3.93m²となっており、茨城町都市公園条例*の面積標準(10m²/人)との比較において、量的水準が低い状況にあることから、都市公園*の整備や適切な維持管理を進める必要があります。

(4) 河川・湖沼

- 本町には、涸沼や涸沼川、涸沼前川、寛政川などの湖沼や河川があり、自然災害による被害を抑制するための治水面での適切な維持管理が必要です。また、河川沿いには広大な農地が分布しており、これらの河川は本町の農業にとって貴重な水資源となっていることから、利水面での維持管理も必要です。

(5) 下水道

- ・本町では、町単独による公共下水道事業*が進められており、平成26年度末時点の公共下水道による汚水処理人口普及率は22.0%となっています。今後も、公衆衛生を確保し、市街地環境の向上を図るために、道路などの都市施設の整備計画との整合性を図りながら、積極的な整備を進めることができます。
- ・本町では、既存集落が多く分散する状況であることから、公共下水道事業*以外に農業集落排水事業*や合併処理浄化槽設置事業を進めています。このため、既存集落での生活環境の向上や、町全体の汚水処理普及率の向上を図るために、引き続き事業を進めることができます。
- ・本町には、河川が多くあることから、大雨などによる水害発生を抑制することや、都市的土地区画整理事業*を誘導する市街地環境の向上を図るために、排水施設の整備を進めることができます。

(6) その他の都市施設など

- ・本町は、水戸市や笠間市、小美玉市との事務組合によるし尿処理場や、茨城町営火葬場などが設置されています。これらの施設については、環境への負荷が少なく、地球環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築など、今後の社会情勢の変化に対応した施設の適切な維持管理を行う必要があります。
- ・本町では、先の東日本大震災により、中央公民館が被災し、代替施設の確保が必要となっているほか、児童数の減少などによる学校の統廃合により、学校の跡施設や跡地などの利活用が求められています。このような公共公益施設については、住民などの利便性や安全性などに配慮しつつ、財政的な観点も踏まえて、適切な整備や維持管理を行う必要があります。

(7) 防災・防犯

- ・東日本大震災による被害を教訓として、住民が安全かつ安心な生活を送れるよう、幹線道路や生活道路などの避難路や、公園や体育館などの避難場所を確保し、災害による被害を軽減するための改良工事や耐震化などの整備を進めることができます。
- ・土砂災害の恐れのある土地など、災害の危険性のある地域については、宅地化の抑制や防止工事を推進するなど、防災の観点から適切な減災対策を推進することが必要です。
- ・住民が安心して暮らせるまちづくりとして、防犯灯の設置やスクールゾーンの整備など、防犯・交通安全対策を推進することが必要です。

(8) 景観

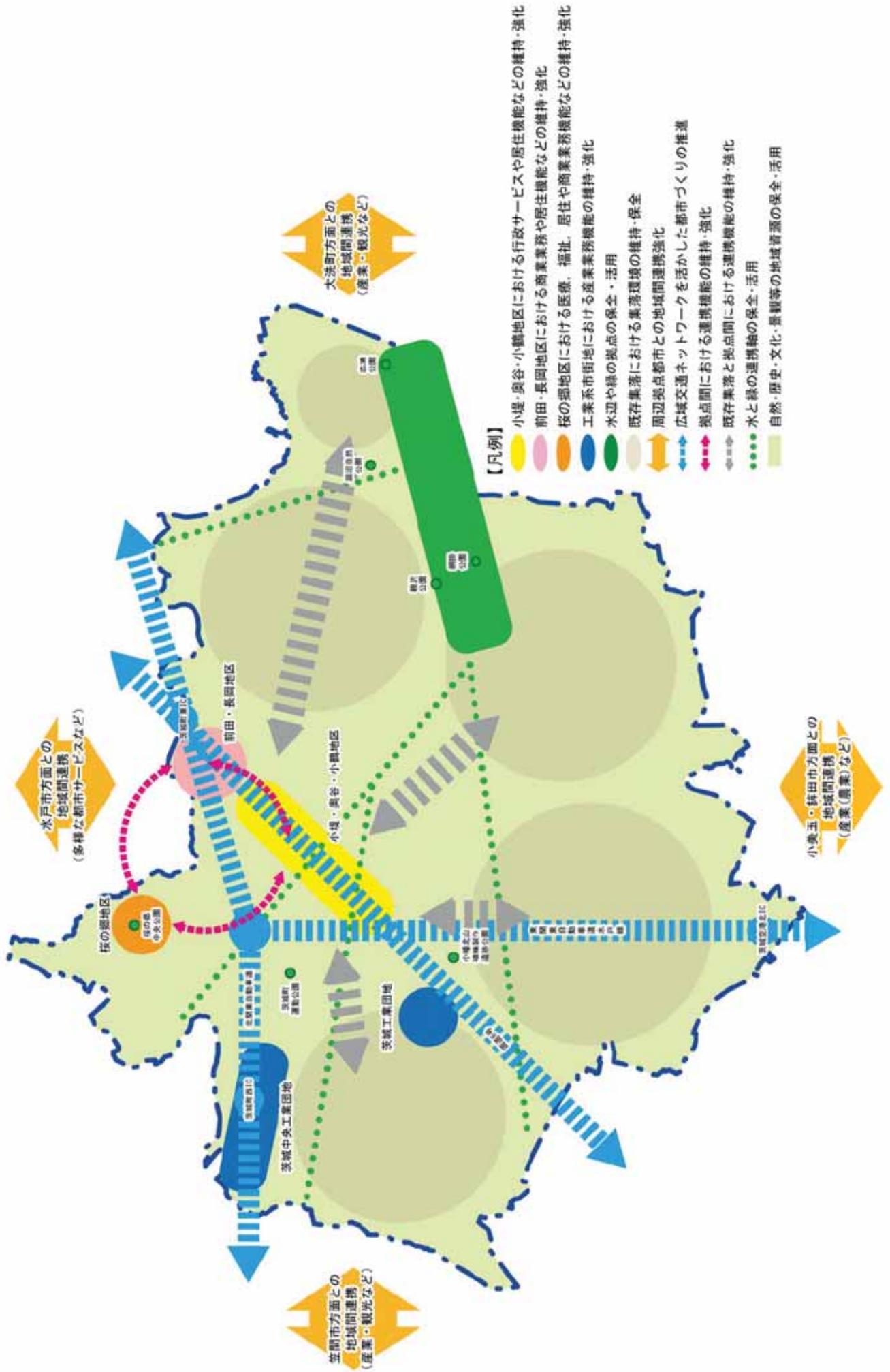
- ・本町では、桜の郷地区や前田・長岡地区などの市街地景観や、既存集落や田園などの農村景観のほか、大洗県立自然公園区域に指定されている涸沼周辺における自然的景観を有していることから、これらの景観特性の違いに配慮しつつ、建築物や緑地などの景観を構成する要素の創出や、適切な保全を行うことが必要です。

(9) 地域資源

- ・本町には、豊富で貴重な自然・文化・歴史などの地域固有の資源を有していることから、本町の活力や賑わいを維持・活性化するために、これらの資源を引き続き保全するとともに、まちづくりへ積極的に活用することが必要です。

(10) 福祉

- ・今後も少子高齢化の進行が予想されることから、子どもから高齢者まで誰もが安心して生活を送れるよう、道路や公園などの都市基盤施設*や、公共建築物などのバリアフリー*化や、ユニバーサルデザイン*を取り入れた環境づくりを進めることが必要です。



第3章 将来都市像

第3章 将来都市像

3-1 都市づくりの目標

上位計画である茨城町第5次総合計画*では、本町がまちづくりを進める上での基本理念とまちの将来像を以下のとおり定めています。

■茨城町第5次総合計画*におけるまちづくりの基本理念と将来像

【まちづくりの基本理念】

「安全・安心なまちづくり」・「共生と創造のまちづくり」・「自立するまちづくり」

【まちの将来像】

「安全・安心で活力あるまち いばらき」～みんなでキャッチボールしてまちづくり～

本計画は、総合計画で定めた将来像を都市づくりの側面からその実現を支援するものであることから、総合計画などの上位計画との整合を図りつつ、基本理念や将来都市像を定めます。

(1) 都市づくりの基本理念

本町の都市づくりを進める上において、特に大切にすべき基本的な姿勢として、都市づくりの基本理念を以下のとおり定めます。

①暮らしやすい生活環境を整える

住民の定住を促進させるためには、生活に身近なインフラが整備され、仕事場や買い物先などへ誰もが円滑に移動できる交通環境を有し、災害に強く安全に暮らせるなどの生活基盤づくりが基本となることから、住民生活において、不自由や制限が少なく、暮らしやすい生活環境を維持・創出することを基本とします。

②まちの個性(茨城町らしさ)を伸ばして活かす

本町は優れた広域交通ネットワーク*や、涸沼や農業などの豊富で貴重な自然・文化・歴史などの地域資源を有しており、都市としての活力を向上させるためには、これらの資源の魅力を高め、産業や観光、地域コミュニティなどに積極的に活用することが重要です。そのため、本町が有する他市町村には無い魅力ある資源をまちの個性と捉え、茨城町らしさのある都市づくりを進めることを基本とします。

③みんなが一体となって進める

多様化する住民ニーズに的確に対応し、茨城町らしさのある都市づくりを進めるためには、行政主導で進めるのではなく、住民や企業などの多様な担い手による創意工夫のある協働*による都市づくりを進めることが重要です。そのため、まちの問題や課題に対する意識や、達成すべき目的を共有することで、都市づくりへの参加意識を高揚させ、みんなが一体となって考え方を取り組むことを基本とします。

(2) 将来都市像

都市づくりの基本理念を前提として、本町の将来都市像を定めます。

将来都市像の設定にあたっては、本町の現状や住民意向などによる都市づくりの課題を踏まえるほか、総合計画におけるまちの将来像や、まちづくりの様々な視点から望ましいまちの姿を整理した、将来都市像の視点において、重要なキーワードを抽出・参考にし、将来都市像を定めます。

【総合計画におけるまちの将来像】

「安全・安心で活力あるまち いばらき」～みんなでキャッチボールしてまちづくり～

【キーワード】

『安全・安心』・『活力』・『みんな』・『キャッチボール』

【将来都市像】

『人や自然がきらめく 元気でたくましいまち いばらき』

【キーワード】

『子どもから高齢者』

『誰もが』・『人々』・『産業』

『自然・文化・歴史』・『調和』

『交流』など

【キーワード】

『活気』・『賑わい』

『災害に強い』・『安全・安心』

『変化に対応する』

など

【将来都市像の視点】

- ・子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち
- ・産業が賑わい活気のあるまち
- ・豊富な自然環境を守り育てるまち
- ・地域の文化や歴史を継承するまち
- ・都市と田園が調和するまち
- ・人々が集い交流するまち
- ・災害に強く安全・安心なまち
- ・時代の変化に対応できるまち

(3) 都市づくりの目標

将来都市像を実現するための、都市づくりの目標を以下のとおり定めます。

①快適で安全な暮らしができる魅力ある都市づくり

生活利便性や快適性を高める都市機能*の集積を進め、狭い道路の解消や下水道などの公共施設の整備・充実のほか、自然災害などに対する防災力の強化を図ることにより、快適で安全な生活環境を維持・創出するなど、住民や周辺地域にとって魅力的な都市空間の形成に向けた都市づくりを進めます。

②産業の集積による活力ある都市づくり

北関東自動車道や東関東自動車道水戸線などの広域交通ネットワーク*など、本町が有する経済基盤を最大限に活用し、産業集積による雇用や交流を生み出すなど、まちの活力を向上させる都市づくりを進めます。

③豊かな自然と調和する環境共生型の都市づくり

河川や湖沼などの豊富で良好な自然環境や、周辺に広がる農地と共生した既存集落を保全するため、土地利用を適正にコントロールするなど、都市と自然が調和した都市づくりを進めます。

④茨城町らしさのある個性豊かな都市づくり

本町が有する優れた広域交通ネットワーク*や、豊富で貴重な自然・文化・歴史などの地域資源を積極的に活用することで、連携や交流を生み出し、住民が愛着と誇りを持てる、茨城町らしさのある都市づくりを進めます。

⑤住民などの多様な主体による都市づくり

住民ニーズの多様化などの社会情勢の変化に対応し、住民満足度の高い施策を進めるため、住民や企業などの多様な主体による、地域特性を踏まえた創意工夫のある都市づくりを進めます。

3-2 将来目標人口

本町における都市づくりの基本的目標となる将来人口を定めます。

(1) 目標時期

都市計画マスタープランは、長期的な視点から概ね 20 年後を目標時期として将来像を定めることとされています。また、国勢調査などの各種統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点から、本計画では、平成 47 年（2035 年）を目標年次として設定します。

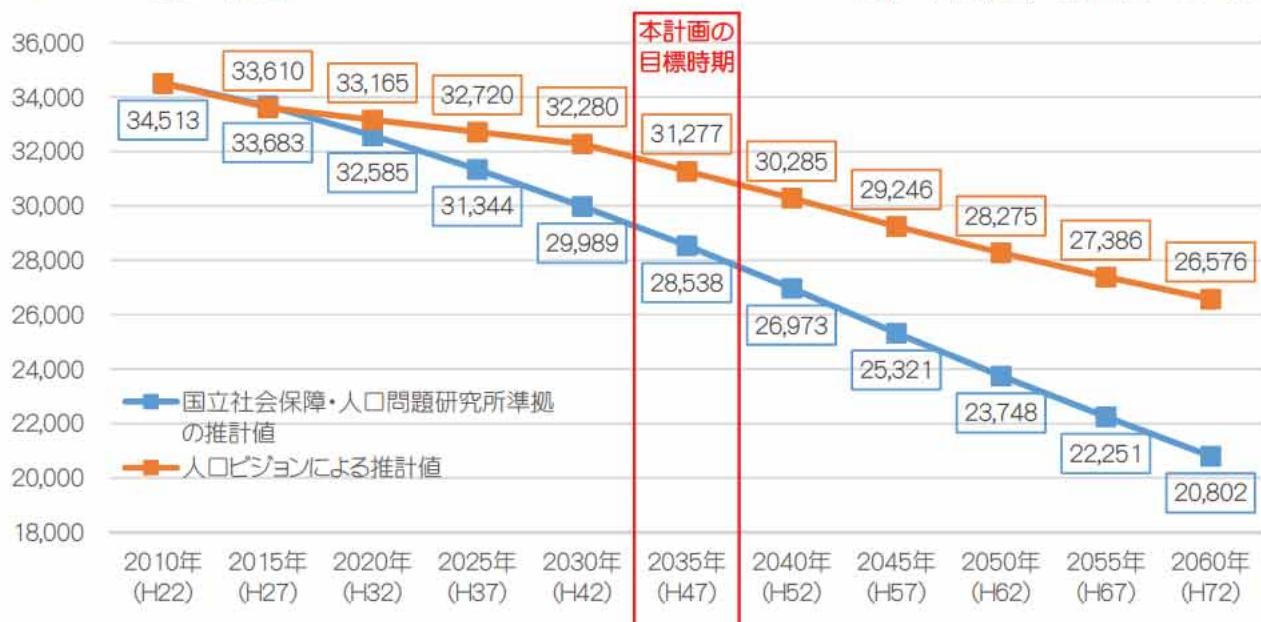
(2) 将来目標人口

本町の人口は平成 27 年 10 月時点において、32,770 人（常住人口調査*）となっていますが、将来の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、平成 47 年（2035 年）において、28,538 人と大きく減少しています。

一方、平成 26 年 12 月 2 日に施行されたまち・ひと・しごと創生法*に基づき、本町が策定する地方人口ビジョン*では、平成 72 年（2060 年）までの将来人口の推計を行い、平成 47 年（2035 年）時点の人口を 31,277 人と設定しています。

■人口の現状と推計

資料：国勢調査、茨城町人口ビジョン



この将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に、今後のまち・ひと・しごと創生に向けた各種施策や事業の展開による合計特殊出生率の上昇や、桜の郷地区の整備により想定される今後の人口移動予測を踏まえて推計したものです。

本計画では、この地方人口ビジョン*において推計した将来人口との整合を図りつつ、茨城中央工業団地などへの企業誘致の推進や、前田・長岡地区における市街地環境整備、既存集落における集落環境の維持・保全などの魅力ある都市づくりを積極的に推進することで、以下に定める将来目標人口の達成を目指すこととします。

32,000 人：平成 47 年（2035 年）

3-3 将来都市構造

設定した将来像を踏まえ、概ね 20 年後のまちの姿を具体的にイメージするため、将来都市構造を定めます。

この将来都市構造は、本町の土地利用や交通ネットワーク*などの状況を踏まえ、土地利用のゾーニングや拠点となる地点、まちの骨格を形成する軸で構成します。

(1) 土地利用ゾーニング

①市街地形成ゾーン

既に市街化区域*に定められている地域や、面的な都市基盤整備を行った区域、市街化区域*の縁辺部で既に一定の都市化が進行している地域などを、都市環境整備を推進する市街地形成ゾーンとして位置づけます。

②自然環境保全ゾーン

本町の自然や広大な田園など、良好な自然・農業環境を、積極的に保全する自然環境保全ゾーンとして位置づけます。

③集落環境保全ゾーン

本町に多く分散する既存集落を中心として、周辺の自然環境との調和を図りつつ、生活環境整備を推進する集落環境保全ゾーンとして位置づけます。

(2) 拠点

①都市拠点

居住や商業・業務機能などの様々な都市機能*が集積する市街地を、町民の豊かな生活を支え、本町の発展を担う都市拠点として位置づけます。

【商業・業務拠点】

- 幹線道路の結節点として、大規模な商業施設や業務施設などが集積する前田・長岡地区を、本町や周辺地域における広域的な拠点性を有する商業・業務拠点として位置づけます。



国道 6 号沿道部(長岡)

【複合生活拠点】

- 水戸医療センターや特別養護老人ホームなどの医療・福祉施設や、商業・業務施設が集積する新しい住宅地である桜の郷地区を、健康で魅力ある生活を送れる複合生活拠点として位置づけます。



桜の郷地区

【地域生活拠点】

- 住宅や身近な商店、業務施設が立地する小堤・奥谷・小鶴地区を、住民の日常的な生活利便性を高める地域生活拠点として位置づけます。



奥谷地区

【行政サービス拠点】

- ・町役場やゆうゆう館、町立図書館などの公共公益施設が集積する地区を、住民の利便性向上のための行政サービス機能を維持・充実させる行政サービス拠点として位置づけます。



茨城町役場

【産業集積拠点】

- ・茨城中央工業団地や茨城工業団地を、企業立地の維持・促進により、まちの活力を高める産業集積拠点として位置づけます。



茨城工業団地

②自然・交流レクリエーション拠点

涸沼や河川などの自然資源や、小幡北山埴輪製作遺跡などの文化・歴史的資源などについては、本町の余暇活動の場や観光資源として保全・活用する自然・交流レクリエーション拠点として位置づけます。



涸沼自然公園

③農業関連産業拠点

広域幹線道路による交通利便性を活かし、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、農産物の生産・加工・貯蔵などの機能誘導を図る茨城空港北インターチェンジ周辺を農業関連産業拠点として位置づけます。



茨城空港北 IC

(3) 骨格軸

①広域連携軸

北関東自動車道や東関東自動車道水戸線、国道6号を、広域的な交流を促進する広域連携軸として位置づけます。



北関東自動車道

②都市間連携軸

主要地方道大洗友部線や茨城鹿島線などの主要な幹線道路を、本町と周辺都市や、市街地間を結ぶ都市間連携軸として位置づけます。



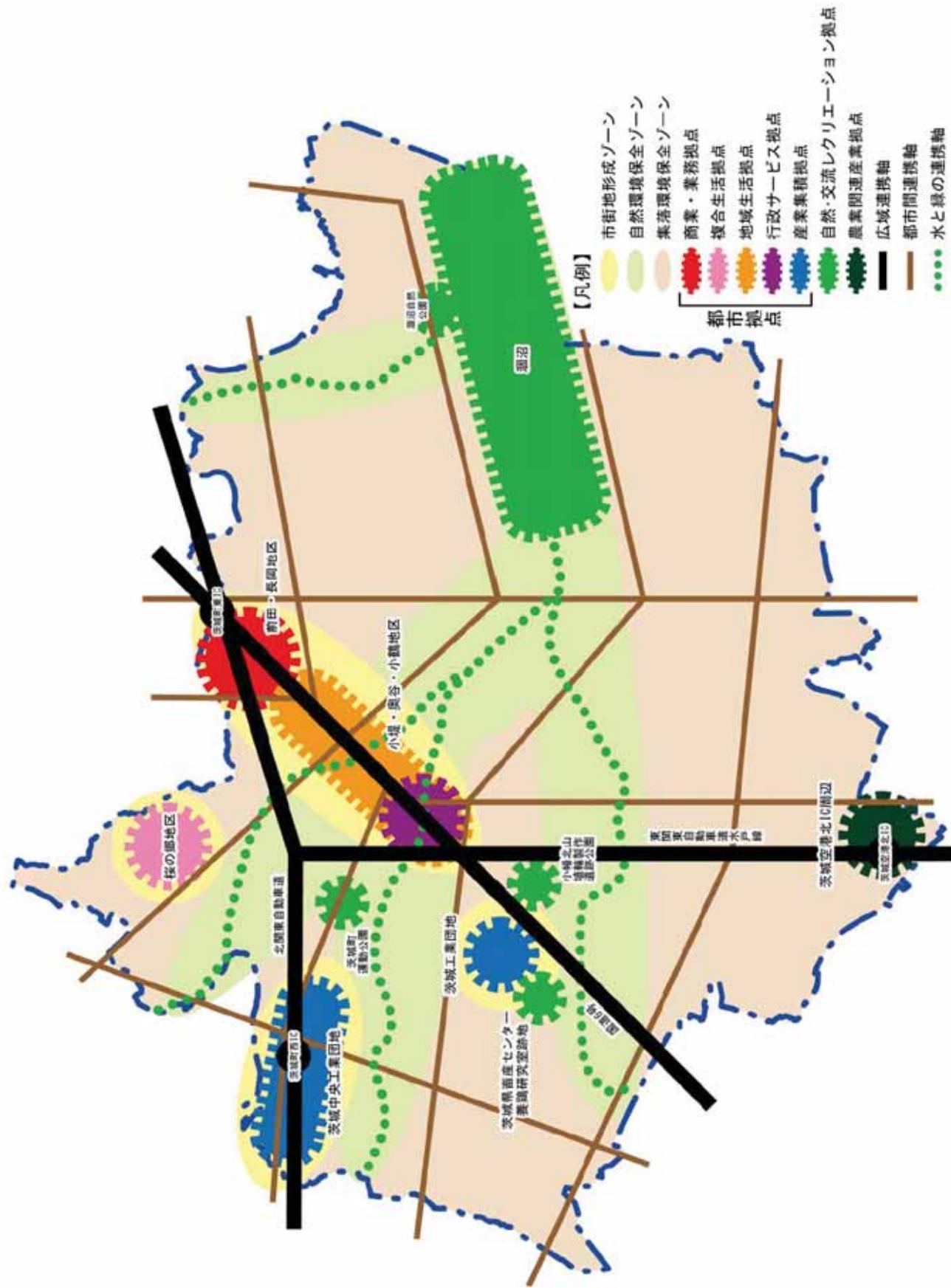
主要地方道大洗友部線

③水と緑の連携軸

涸沼へと注ぐ涸沼川や涸沼前川などの主要な河川や、河川沿いに広がる田園や樹林地などを、本町の自然・文化・歴史的資源を結ぶ水と緑の連携軸として位置づけます。



涸沼川



第4章 分野別方針

第4章 分野別方針

4-1 土地利用の方針

本町の将来都市像では、拠点都市である水戸市からの都市化の影響を受けやすい町の北部と、北関東自動車道のインターチェンジや国道付近で、開発・宅地化が進みやすい交通利便性が高い場所を中心に都市的土地利用*を図ることとしています。一方、自然的土地利用*については、本町の特徴のひとつである、涸沼や河川周辺の水田と、斜面地や台地の縁地・畠地などを中心に保全を図ることとしています。

このため、今後もこれらの都市的土地利用*と自然的土地利用*のバランスに配慮した都市づくりを進めることを基本として、積極的に整備・開発を推進する市街地と、保全を図る市街地外に区分し、土地利用方針を定めます。

さらに、茨城町らしい土地利用の考え方としては、市街化調整区域*に多くの町民が居住している現状に関し、今後、人口減少などが懸念されることから、定住人口や交流人口を確保するために、市街化調整区域*（市街地外）においても、自然環境への十分な配慮や基盤施設の整備状況などを踏まえ、集落環境の維持・保全などの範囲において、地域に相応しい一定の開発や建築を許容するなど、まちの実情を踏まえた個性豊かな都市づくりの推進が必要です。そのため、自然環境の維持・保全を前提としつつも、まちの活性化に向けた土地利用の考え方を踏まえて方針を定めます。

また、区域区分*については、現行を維持しつつも、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地などの自然環境の整備又は保全への配慮の視点、周辺都市との都市計画の整合性などを総合的に勘案し、必要に応じて土地利用規制の緩和について検討することとします。

なお、人口減少や高齢化などにより、近年、問題が顕在化している空き家の増加については、居住環境の改善や都市づくりの観点から、空き家に関する実態調査を実施するとともに、必要に応じて除却や利活用に関する取り組みを推進します。

（1）土地利用の区分

本町の土地利用は、以下の区分を基本として、整備・開発・保全に関する土地利用方針を定めます。

○市街地

- 住宅地（小堤・奥谷・小鶴地区や前田・長岡地区の一部）
- 商業・業務地（小堤・奥谷・小鶴地区や前田・長岡地区の一部）
- 複合市街地（桜の郷地区）
- 行政サービス地区（小堤・奥谷・小鶴地区の一部）
- 工業地（茨城中央工業団地、茨城工業団地、前田・長岡地区の一部）

○市街地外

- 準市街地地区（市街化区域*縁辺部）
- 集落振興地区（主要な既存集落）
- 沿道土地利用検討地区（国道6号沿道部の一部）
- 自然・交流レクリエーション拠点（涸沼周辺など）
- 農業関連産業拠点地区（茨城空港北IC周辺）

(2) 市街地における土地利用の方針

都市機能*の集積を図り、本町の発展を牽引する地区を市街地として位置づけます。また、対象となる地区は、現在の市街化区域*とともに、都市計画法*に基づいて良好な市街地が整備された一団の開発地を位置づけることとし、それぞれの地区が担う土地利用ごとの方針を定めます。

①住宅地

○小堤・奥谷・小鶴地区

- ・幹線道路沿道部の後背地に住宅機能を配置し、地域住民のための小規模な店舗などと調和した住宅地の維持に努めるとともに、狭あい道路の解消や排水施設の整備による居住環境の充実を図り、住民の定住を促進します。

○前田・長岡地区

- ・北関東自動車道の北側や国道6号の東側などに住宅機能を配置することとし、住民のための身近な生活環境の維持・向上を図るとともに、地区計画*が決定された区域については、隣接する商業・業務地を含めた区域全体における土地利用の動向などを踏まえ、必要に応じて用途地域*や地区計画*などの都市計画の見直しを検討します。
- ・戸建住宅地として整備された前田団地については、引き続き、既存の都市基盤施設*の適切な維持管理を行うとともに、近年増加している空き家の解消に向けた対策を推進します。

②商業・業務地

○小堤・奥谷・小鶴地区

- ・幹線道路の沿道部に商業・業務機能を配置し、今後、交通環境の整備や、用途地域*の変更などの土地利用や建築物に関するルールを検討することなどにより、空き店舗や空き地の増加などの課題を解消するなど、近隣の住宅地と調和した商業環境の整備を推進します。

○前田・長岡地区

- ・前田・長岡地区は、水戸市や国道6号に接するなどの恵まれた位置特性と交通利便性を活かし、商業施設などの各種産業の集積を図り、周辺地域を含めた広域的な拠点として、居住機能と共に存した商業・業務系市街地の形成を図ります。
- ・国道6号などの幹線道路に面する区域を中心に、商業・サービス施設などを特に集積させ、宅地化の誘導を図ります。
- ・今後の都市基盤施設*の整備や土地利用の状況などの変化に適切に対応するため、必要に応じて用途地域*や地区計画*などの都市計画の見直しを検討し、市街地への適正な土地利用の集積を図ります。

③複合市街地

○桜の郷地区

- ・桜の郷地区は、誰もが健康で安心して快適に暮らせる複合市街地の形成を図ることとし、住宅機能を中心としながら、安心・快適な暮らしを支える医療・福祉機能、商業・業務機能を配置します。
- ・良好な市街地環境を維持・創出するため、道路などの都市基盤施設*の整備を推進し、住宅や業務施設などの集積を高めます。
- ・公共施設の整備にあたっては、誰もが安心して快適に暮らせるようユニバーサルデザイン*の導入や、施設のバリアフリー*化を推進します。
- ・今後の社会情勢や生活環境に対するニーズなどの変化に適切に対応した土地利用を実現するため、必要に応じて一団地の住宅施設*や用途地域*などの都市計画の見直しや、地区計画*の活用などについて検討します。

④行政サービス地区

○小堤・奥谷・小鶴地区

- ・町役場やゆうゆう館、町立図書館などの公共公益施設が集積する地区を町の行政サービス拠点とし、子どもから高齢者まで誰もが集える場として、ユニバーサルデザイン*の導入や、施設のバリアフリー*化を推進するとともに、公共公益機能の維持・充実を図ります。

⑤工業地

○茨城中央工業団地・茨城工業団地

- ・一団の産業用地として計画的に整備された茨城中央工業団地や茨城工業団地を工業地とし、本町の経済活性化や雇用を促進させ、産業系市街地の形成を図るため、企業の立地促進のための都市基盤施設*の整備や、適切な維持管理などを行い、引き続き、県と連携した企業誘致活動を推進します。
- ・今後の社会情勢や企業立地に対するニーズなどの変化に適切に対応するため、茨城中央工業団地では現在の都市計画の見直しを、茨城工業団地では地区計画*の活用などについて検討します。

○前田・長岡地区

- ・大規模な工場が立地する地区を工業地とし、周辺の住環境との調和を図りつつ、工業系土地利用の維持に努めます。

(3) 市街地外における土地利用の方針

市街地外については、優良な農地や良好な林地、多様な水辺空間を形成する河川・湖沼などの本町の特徴である豊富な自然環境などを保全・活用することを基本とします。

なお、市街地外にあっても、市街地と近接し、土地利用などの状況が市街地に準じた環境を有する地区や、人口減少などの影響により活力低下が懸念される既存集落など、地域の実情を踏まえた都市づくりのため、一定の都市的土地区画整理事業*を許容する地区を配置します。

また、学校跡地や大規模企業跡地など、社会情勢の変化などにより、一団の未利用地となつた地区については、開発許可制度による開発・建築行為や地区計画*など、状況に応じて適正な制度・手法の活用を検討し、有効的な跡地の利活用を促進します。

①準市街地地区

- 既存の市街地に隣接する地区において、道路や排水施設などの基盤施設の整備状況や、宅地化の状況により、既存市街地と一体となって形成されつつある地区を準市街地地区として位置づけ、必要に応じて地区計画*の活用を検討するなど、計画的な宅地化の誘導について検討します。

②集落振興地区

- 本町に多く分散する既存集落を集落振興地区として位置づけ、生活道路などの整備を進め、生活環境の向上を図ります。
- 既存集落では、公共施設の整備状況や周辺土地利用への影響を踏まえつつ、区域指定*の見直しを検討するなど、地域コミュニティの維持・保全を図ります。

③沿道土地利用検討地区

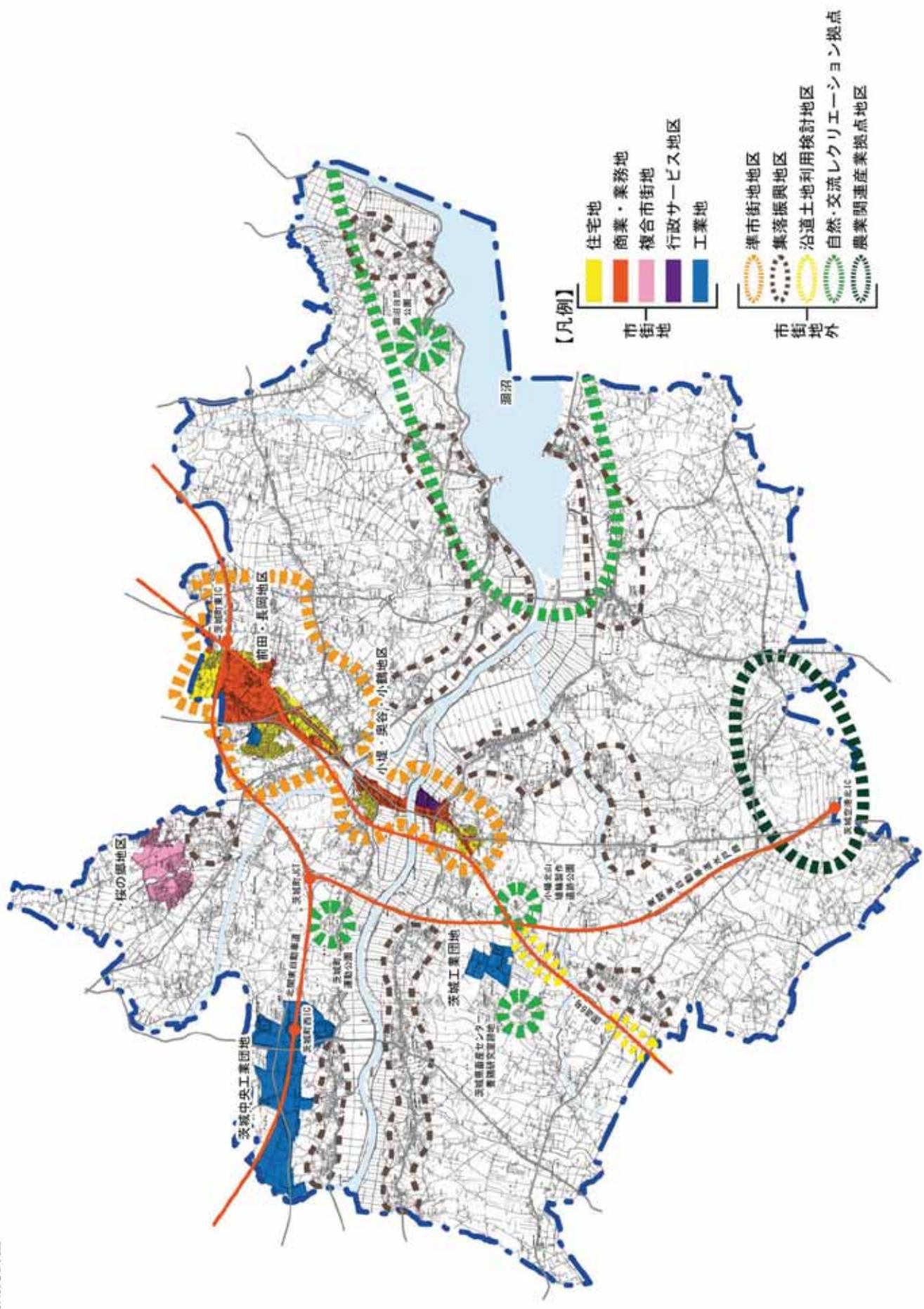
- 本町における都市構造の骨格を形成し、都市間を連携する広域的な幹線道路である国道6号の一部の沿道を沿道土地利用検討地区として位置づけ、周辺の自然環境や良好な農業環境との調和を図りつつ、関係機関などとの調整を行い、地区計画*の活用などによる都市的土地区画整理事業*への転換について検討します。

④自然・交流レクリエーション拠点

- 涸沼周辺や主要な公園などを自然・交流レクリエーション拠点として位置づけ、町民や来訪者の憩いの場の形成を図るため、良好な自然環境の維持・保全や、交流拠点としての利活用を進めるなど、本町における自然・交流レクリエーション機能の充実を図ります。

⑤農業関連産業拠点地区

- 東関東自動車道水戸線茨城空港北インターチェンジ周辺を農業関連産業拠点地区として位置づけ、交通利便性を活かした農業の活性化に資する拠点の形成を図ることとし、農産物の生産・加工・販売による6次産業化*などの農業と連携した産業機能の導入を図ります。



■ 土地利用方針図

4-2 道路・交通の方針

本町は市街地や既存集落などが分散して立地していることから、住民の生活利便性を高めるため、これらの各拠点間を円滑かつ安全に結ぶ交通環境を確保することを基本にします。

また、周辺都市との連携による都市機能*の相互補完や活性化を図るため、恵まれた広域交通ネットワーク*を適切に維持し、容易にアクセスできる交通環境を確保することを基本にします。

さらに、市街地内や既存集落内においては、住民の身近な生活を支える生活道路の整備やスクールゾーンの設定などによって安全性を高め、快適な生活環境の向上を目指します。

そのほか、大規模災害時における救急活動を円滑に行えるよう、緊急輸送道路*へのアクセス性を確保することや、安全で安心な道路環境の整備を進めるため、道路の橋梁などの長寿命化を推進します。

道路に関する対策に加えて、少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、誰でも安全かつ容易に移動できる交通環境として、現在運行している路線バスなどの公共交通の維持・充実を目指します。

(1) 道路・交通の区分

本町の道路・交通は、それぞれの役割や性格に応じた以下の区分を基本として、整備などに関する方針を定めます。



(2) 幹線道路

- ・国道や県道のほか、本町で決定されている都市計画道路*などについて、それぞれの道路が担う役割や機能を踏まえた区分を行い、適切に配置します。
- ・都市計画道路*については、社会情勢や土地利用の状況などを踏まえ、求められる役割や機能を再確認し、必要に応じて見直しについて検討します。

① 広域交通軸

- ・他県などの広域的な連携を支える最も骨格的な交通軸として、北関東自動車道や東関東自動車道水戸線、国道6号を広域交通軸として配置します。
- ・広域交通軸については、産業や観光などの面において、本町の発展に特に重要な交通軸であることや、災害時における広域な緊急輸送を担う緊急輸送道路*に指定されていることから、引き続き、交通機能の維持・確保に努めます。
- ・茨城港や鹿島港、成田空港や茨城空港などの重要港湾・空港へのアクセス性の向上が期待される東関東自動車道水戸線については、茨城空港北インターチェンジ以南への延伸整備を積極的に働きかけます。

②都市間交通軸

- ・本町と周辺都市の連携を支える主要な交通軸として、主要地方道大洗友部線、茨城鹿島線、内原塩崎線、茨城岩間線、水戸神栖線、玉里水戸線などの路線を都市間交通軸として配置します。
- ・都市間交通軸については、都市計画決定されている未整備区間の早期整備を推進するとともに、狭い箇所の解消や歩道の設置などの道路環境の向上を推進します。

③拠点間交通軸

- ・本町の市街地や既存集落などの拠点間を連絡するほか、広域交通軸や都市間交通軸を結ぶ機能を担う交通軸として、一般県道やその他の都市計画道路*などを拠点間交通軸として配置します。
- ・拠点間交通軸については、市街地の形成促進において特に重要である場合や、交通安全上などにおいて特に課題が生じている区間について、重点的に整備を推進します。
- ・新たに整備を進める場合においては、発生する維持管理コストの軽減を図るなど、公共施設の適切な管理に十分に配慮して推進します。

(3) その他の交通

他の交通として、幹線道路と一体となって町の道路交通ネットワーク*を補完する主要な町道や、住民の身近な生活行動において日常的な移動を支えるその他の生活道路のほか、公共交通に関する方針を定めます。

①幹線町道

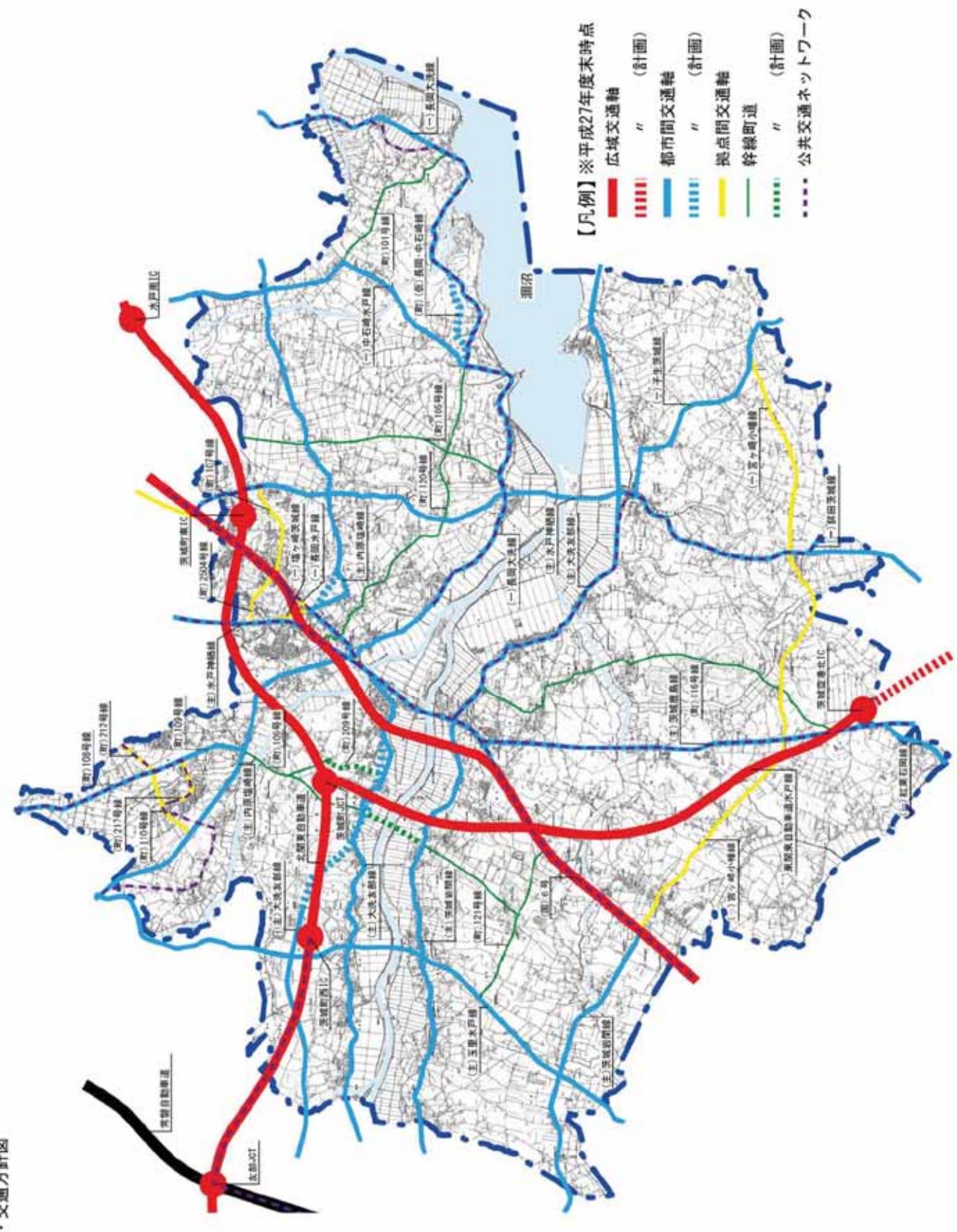
- ・国道や県道などの幹線道路を連絡し、町民の日常生活を支える1級・2級町道のうち、今後、特に改良などが必要な路線を幹線町道として位置づけ、茨城町道路計画に基づいた計画的な整備を推進します。

②その他の生活道路

- ・生活道路は、比較的の近距離の移動を支え、住民にとって身近な交通や防災機能を有していることから、道路利用者の安全で快適な交通環境の向上を図るため、歩道の整備や、狭い道路の解消、交通安全施設の充実を推進します。

③公共交通

- ・現在本町で運行している民間の路線バスについては、自動車から公共交通機関へのシフトを働きかけ、利用促進を図るなど、既存路線の維持・存続に努めます。
- ・少子高齢化の進行を踏まえ、町民の円滑で安全な交通を確保し、生活利便性の向上を図るため、住民ニーズを的確に捉えた持続可能な公共交通体系の構築を目指します。



4-3 公園・緑地の方針

公園・緑地は、良好な都市環境の形成や防災性の向上、レクリエーション空間や景観形成などの重要な機能を有していることから、今後とも、適正な規模や配置に基づいた計画的な整備を推進します。

また、本町では、涸沼や河川などの水辺や、河川沿いに広がる農地や林地による水と緑の良好な自然環境や、小幡北山埴輪製作遺跡公園などの文化・歴史的資源を有していることから、これらの地域特性を活かした魅力ある公園・緑地の充実を目指します。

なお、住民一人当たりの都市公園*面積の目標については、現在の $3.93\text{ m}^2/\text{人}$ から、茨城町都市公園条例*に基づく面積標準の $10\text{ m}^2/\text{人}$ に近づく、 $6.89\text{ m}^2/\text{人}$ （都市公園*以外の公園・緑地を含めた面積については $21.43\text{ m}^2/\text{人}$ ）を目指すこととします。

さらに、公園・緑地の整備にあたっては、誰もが気軽に利用できるよう、ユニバーサルデザイン*の導入や、施設のバリアフリー*化を推進します。

なお、公園・緑地については、効率的な行政運営や、まちに対する町民の愛着心の向上と地域コミュニティの形成などの観点から、住民団体や企業、行政などの協働*による適切な維持管理を推進します。

■公園・緑地の整備量(計画)

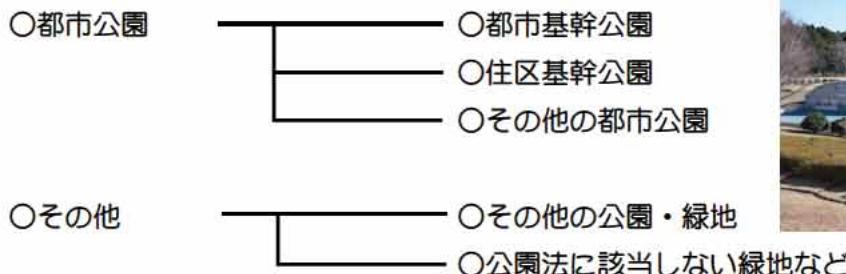
種別	整備区分	名称	面積(ha)	備考	
都市公園*・緑地	整備済	長岡公園	0.24	街区公園*	
		奥谷公園	1.81	近隣公園*	
		桜の郷中央公園	1.83	〃	
		茨城町運動公園	8.80	地区公園*	
	計画	前田東原公園	2.00	近隣公園*	
		(仮称)茨城中央工業団地北側公園	3.40	〃	
		(仮称)茨城中央工業団地南側公園	3.28	〃	
		茨城町運動公園	0.20	地区公園*	
		桜の郷中央緑道	0.50	緑地	
小計			22.06		
都市公園*以外の公園・緑地	整備済	小幡北山埴輪製作遺跡公園	5.00	遺跡公園	
		桜運動公園	0.90	運動公園	
		広浦運動広場	0.80	〃	
		大戸さくら公園	0.45	〃	
		涸沼台運動広場	0.34	〃	
		小幡運動広場	0.77	〃	
		広浦公園	1.19	町立公園	
		網掛公園	1.80	〃	
		親沢公園	0.75	〃	
		涸沼自然公園	34.50	〃	
小計			46.50		
計			68.56		
人口一人当たり面積 (H47: 32,000人)	都市公園*・緑地	$6.89\text{ m}^2/\text{人}$	$(\text{H}27^{*1}) 3.93\text{ m}^2/\text{人}$ $(\text{整備水準目標}^{*2}) 10\text{ m}^2/\text{人}$		
	都市公園*・緑地+ 都市公園*以外の公園・緑地	$21.43\text{ m}^2/\text{人}$	$(\text{H}27^{*1}) 18.12\text{ m}^2/\text{人}$		

1 H27の数値は、整備済みの公園・緑地面積と平成27年10月1日時点の人口32,770人(常住人口調査)により算出

*2 整備水準目標は、茨城町都市公園条例*に基づく敷地面積の標準

(1) 公園・緑地の区分

本町の公園・緑地は、それぞれの対象とする範囲や機能に応じた以下の区分を基本として、整備などに関する方針を定めます。



茨城町運動公園

(2) 都市基幹公園

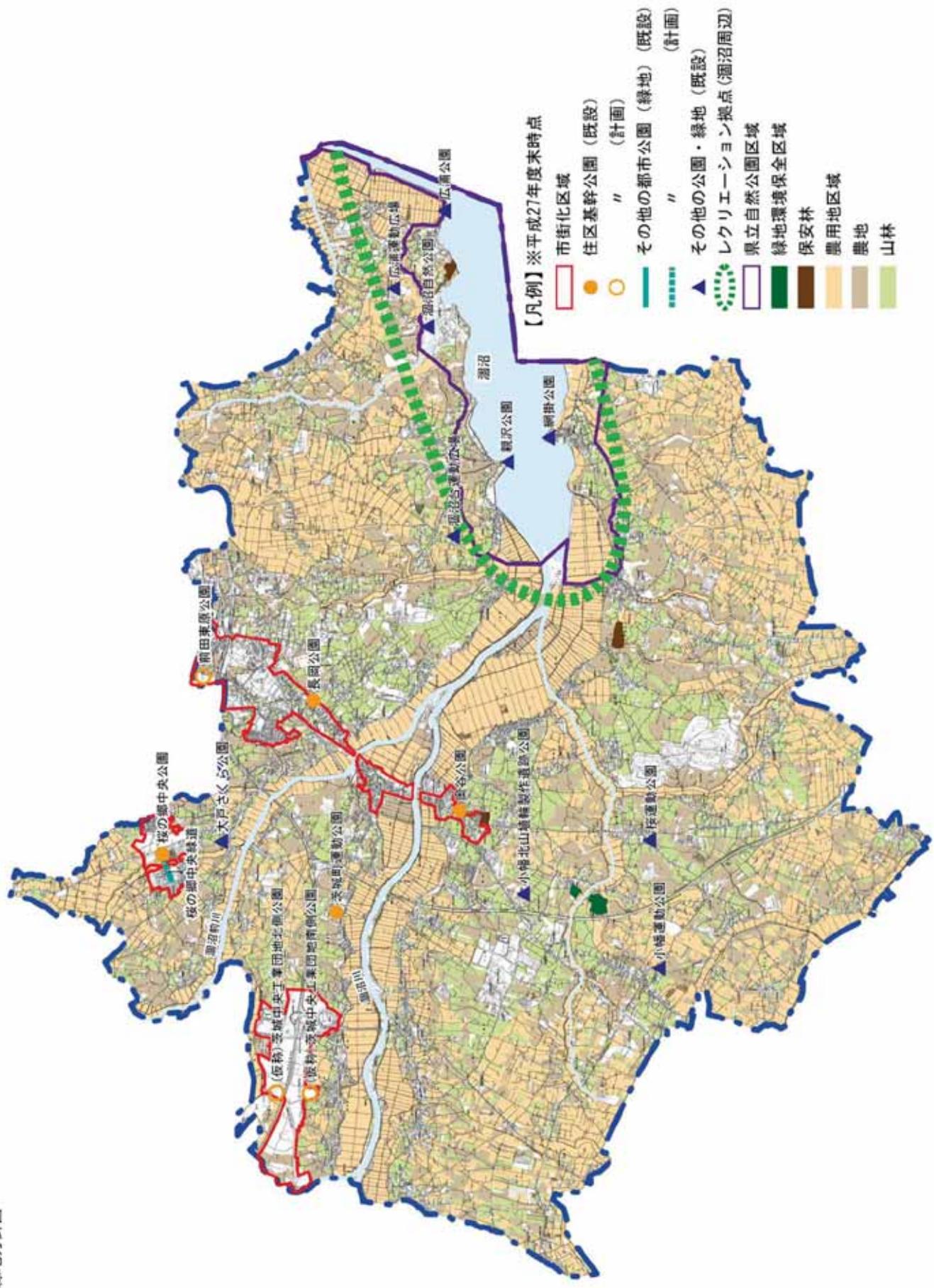
- ・本町では現在、都市基幹公園*の整備・計画は策定されていませんが、その代替として、茨城町運動公園や涸沼自然公園などの既存の公園の有効活用を基本としつつ、今後の住宅地や公共公益施設などの整備を進める場合にあわせて、町民の休息、散歩、運動などの憩いの場となる公園の確保について検討します。

(3) 住区基幹公園やその他の都市公園

- ・住区基幹公園*として整備された茨城町運動公園、桜の郷中央公園、奥谷公園及び長岡公園については、今後とも適切な維持管理を行います。
- ・未整備となっている前田東原公園については、前田・長岡地区における市街化の状況などを見極めつつ、事業化の必要性や実現性を含めて再検証するなど、必要に応じて計画内容の見直しについて検討します。
- ・(仮称)茨城中央工業団地北側公園や南側公園については、工業団地への企業立地意向や動向を踏まえて、整備を県に働きかけます。
- ・その他の都市公園*である桜の郷中央緑道については、住民の安全性や快適性を高める緑地として、未整備箇所の整備を県に働きかけます。

(4) その他の公園・緑地

- ・涸沼自然公園、広浦公園、網掛公園及び親沢公園などの都市計画によらないその他の公園・緑地については、引き続き、公園機能を維持するため、適切な維持管理を行います。
- ・ラムサール条約湿地*として登録された涸沼やその周辺については、良好な自然環境を積極的に保全するとともに、住民ニーズを考慮したレクリエーションの場としての利活用方策について検討を進めます。
- ・小幡北山埴輪製作遺跡公園や小幡城跡などの本町の文化・歴史的遺産については、文化財を保護するとともに、学校教育や生涯学習の場としての活用を進めます。
- ・その他の公園・緑地以外にも、優れた自然環境や、文化・歴史的資源と一体的に形成された緑地、環境保全機能を有する一団の緑地などを保全するため、必要に応じて自然環境保全地域*や緑地環境保全地域*などの自然環境保全に関する制度の活用について検討することとします。



4-4 河川・湖沼・下水道の方針

大雨時の増水などによる浸水被害を軽減するため、現在の河川整備環境を適切に維持するほか、必要に応じて河川及び付帯施設などの整備を推進するとともに、涸沼や河川などの水辺環境を保全し、総合的な治水・利水対策と環境向上を進め、安全で快適な生活環境の形成を図ります。

なお、汚水排水処理については、茨城県が定める「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業*などを計画的に推進します。

(1) 河川・湖沼

- ・本町は那珂川の下流域に位置するため、大雨などの際には、那珂川や涸沼川の増水などにより、中小河川や水路の排水不良や、浸水被害が生じていることから、課題のある箇所を中心として、計画的な整備を促進します。
- ・涸沼や河川に生息する貴重な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するため、水質改善などの対策を推進します。
- ・涸沼や河川は本町を代表する景観を有していることから、観光やレクリエーションの場としての整備を行うなど、涸沼湖岸の有効活用を図ります。



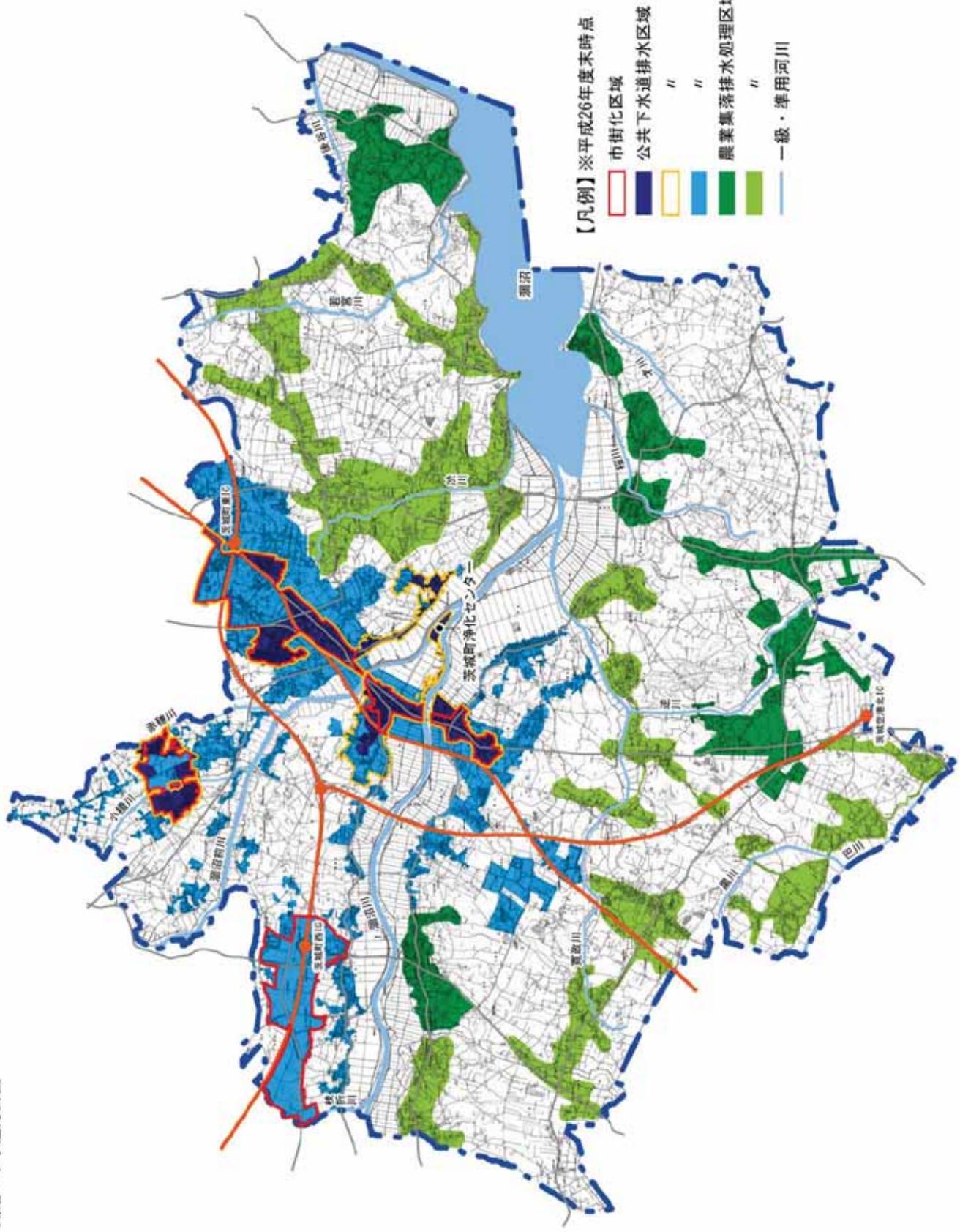
涸沼

(2) 下水道

- ・公共下水道の事業計画区域においては、引き続き整備を推進するとともに、整備済みの区域での接続率の向上（利用者の増加）を推進します。
- ・今後の市街化の状況などにより、公共下水道事業*計画を見直す際には社会経済情勢の変化に合わせた効率的な整備を推進する観点で行います。
- ・茨城町浄化センターについては、今後とも安定した汚水処理を行うため、施設の更新や適切な維持管理を行います。
- ・市街地の雨水を排除し、浸水を防止するため、雨水幹線や都市下水路などについては、引き続き、適切な維持管理を行います。
- ・主要な既存集落においては、農業集落排水事業*によって、し尿や生活雑排水の処理施設を整備し、住民の生活環境の向上を図ります。
- ・その他の既存集落においては、生活排水の適切な処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置を促進します。



茨城町浄化センター



4-5 その他の都市計画施設の方針

本町におけるその他の都市施設は、茨城地方広域環境事務組合による汚物処理場や、茨城町営火葬場、茨城県中央食肉センター（と畜場）があります。

これらの施設のうち、汚物処理場や火葬場については、施設の老朽化などの状況を見ながら、既存施設などの拡充・更新や、適切な維持管理を行うこととします。

なお、新たに供給処理施設などの整備を行う場合には、効率的な運営を図る観点から、施設の管理・運営については、周辺都市との連携・分担を含めて検討します。



茨城町営火葬場

4-6 景観形成の方針

本町には、桜の郷地区などの市街地や、涸沼や河川など、広大な田園や既存集落などの景観資源に恵まれてあり、これらは本町を特徴付ける町の財産となっています。

このため、これらの景観資源の魅力を引き上げ、町民の深い愛着心を育むとともに、来訪者にとっても魅力の高い個性的で良好な景観の形成を目指します。



名勝親沢

（1）都市景観

- ・桜の郷地区については、低層住宅を中心としつつ、各種の立地施設と調和する落ち着いた雰囲気と潤いのある緑豊かな景観形成を目指します。
- ・前田・長岡地区については、広域幹線道路が通過し、大規模な商業施設が立地することから、周辺の住宅地との調和を図りながら、賑わいと活気のある景観形成を目指します。
- ・奥谷地区などの幹線道路の沿道については、空き店舗や未利用地の利活用を図るとともに、歩道などの整備によって住民生活の活気が感じられる沿道景観の形成を目指します。
- ・他の市街地と連続しない飛地の市街地である茨城中央工業団地や茨城工業団地については、周辺の既存集落に配慮しつつ、自然環境と調和した緑豊かな産業景観の形成を目指します。

（2）自然・歴史景観

- ・涸沼周辺については、貴重な動植物の生態系に配慮した環境づくりに努め、湖岸などを利活用した町民が親しめる魅力ある水辺空間の形成を目指します。
- ・河川沿いに広がる広大な農地については、農業環境への影響が懸念される一団の開発行為などの抑制に努めるとともに、農業上における土地利用との適切な調整のもと、農用地の保全に努めます。
- ・既存集落においては、周辺の屋敷林や社寺林などの緑を保全するとともに、既存集落の環境にそぐわない建築物などの立地を抑制し、周辺の自然や農地と調和したゆとりのある緑豊かな景観形成に努めます。
- ・本町の文化・歴史を再認識できる貴重な資源である小幡北山埴輪製作遺跡や小幡城跡などについては、引き続き、周辺の良好な緑地を保全します。

4-7 防災の方針

東日本大震災による被害を教訓として、誰もが安心して安全に生活できる都市づくりを目指し、「茨城町地域防災計画*」に基づいた総合的な防災対策を推進します。



茨城町消防本部

(1) 総合的な災害対策

- ・災害危険性の高い土地における市街化を抑制するなど、災害リスクを十分に考慮した適正な土地利用を誘導するとともに、ハザードマップなどによって町民への災害危険性の周知を図ります。
- ・町役場や水戸医療センターなど、災害時において特に重要な行政施設や拠点病院のほか、国道6号などの緊急輸送道路*に指定された路線などへのアクセス性を確保するため、人口が集積する市街地や拠点と指定路線を結ぶアクセス道路の機能維持に努めます。
- ・市街地における生活道路や、既存集落における主要な道路については、避難路確保のため、狭い箇所の解消を図ります。
- ・町役場や消防本部、茨城町運動公園などの本町全体における防災拠点や、災害時において地域の避難場所として機能する公園や体育館などの施設については、施設の更新や適切な維持管理を行います。
- ・震災による被害を軽減するため、耐震診断などの支援を行い、住宅における耐震性向上の促進に努めます。

(2) 土砂災害・水害対策

- ・急傾斜地における地滑りや崖崩れなどによる被害を軽減するため、開発事業者への適切な指導を行うほか、特に危険な箇所については、市街化や宅地化の抑制に向けた周知・指導を行います。
- ・洪水や浸水などの被害を軽減するため、河川改修を促進するとともに、特に被害の発生が懸念される地区においては、市街化や宅地化の抑制に向けた周知・指導を行います。

第5章 地域別将来像

第5章 地域別将来像

5-1 地域別将来像の基本的な考え方

(1) 地域別将来像の目的

地域別将来像は、茨城町全体の将来都市像との整合を図りつつ、住民にとってより身近な地域を単位として、将来像を定めるものです。

(2) 地域別将来像の設定

地域別将来像では、地域ごとの現状や課題などの特徴をふまえ、これに応じて地域が担う役割を明確化します。また、分野別方針で定めた分野ごとの方針内容と整合を図り、地域別将来像の実現に向けた特に重要な方針を「地域づくりの方針」として定めます。

(3) 地域区分の設定

地域別将来像における地域区分については、住民の日常生活などの地域活動や、行政の集計単位などの地域的なまとまりを勘案し、以下の5地域に区分することとします。

なお、この地域区分は、旧計画の地域区分と整合を図っています。

■地域区分図



■ 地域の概況

地域名	長岡地域	川根地域	上野合地域	沼前地域	石崎地域
構成地区	長岡, 谷田部 小鶴, 前田 大戸, 馬渡 近藤, 常井 桜の郷	木部, 飯沼 上飯沼, 下飯沼 下土師, 奥谷 越安, 蕎麦原 駒渡, 野曾 南栗崎, 南川又 中央工業団地	秋葉, 小幡 南島田, 神谷 鳥羽田, 生井沢 下雨ヶ谷 上雨ヶ谷, 下座	小堤, 駒場 神宿, 海老沢 城之内, 宮ヶ崎 網掛	上石崎, 中石崎 下石崎, 若宮 涸沼の一部
人口	14,320人	4,799人	4,500人	5,329人	4,661人
世帯数 ^{※1}	5,566世帯	1,691世帯	1,668世帯	1,912世帯	1,714世帯
面積 ^{※2}	約2,100ha	約2,143ha	約2,816ha	約2,303ha	約2,796ha
人口密度	約6.8人/ha	約2.2人/ha	約1.6人/ha	約2.3人/ha	約1.7人/ha
概要	北関東自動車道茨城町東 IC, 前田・長岡地区, 桜の郷地区, 小鶴地区, 大戸地区などの既存集落などを含む地域	北関東自動車道茨城町西 IC, 茨城中央工業団地, 茨城工業団地, 奥谷地区, 茨城町運動公園, 木部地区や飯沼地区などの既存集落などを含む地域	北関東自動車道茨城空港北 IC, 秋葉地区や小幡地区などとの既存集落, 小幡北山埴輪製作遺跡公園などを含む地域	役場周辺, 駒場地区などの既存集落, 網掛公園などを含む地域	涸沼, 潟沼自然公園, 下石崎地区や中石崎地区などの既存集落などを含む地域

※1 平成27年4月時点 資料：茨城県の人口(町丁字別)

※2 図上計測による実測値

5-2 長岡地域の将来像

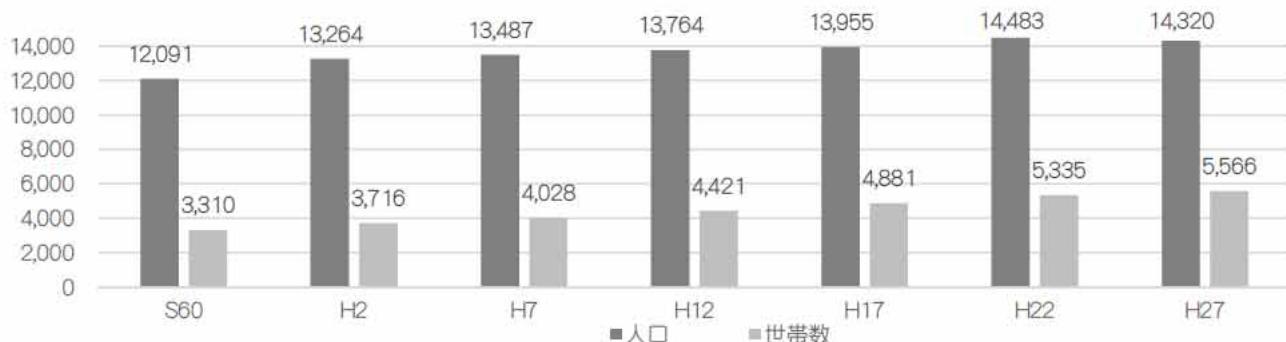
(1) 地域の状況や課題

- ・本地域は、町全体の中で人口・世帯数が最も多い地域であり、人口は町の約43%を占めています。
- ・人口の推移については、平成22年まで増加傾向で推移していますが、以降減少傾向に転じています。
- ・土地利用の状況では、自然的土地利用*が地域の約66%、都市的土地利用*が約34%を占めており、他の地域と比較して都市的土地利用*の割合が最も高い地域となっています。
- ・水戸市に隣接した地域であるとともに、北関東自動車道や国道6号などの広域幹線道路が通過するなど、優位な位置特性や交通利便性から、住宅や商業・サービス施設などが多く集積しています。
- ・恵まれた位置特性や交通利便性から、今後とも本町の中で特に市街化の影響を受けやすい地域であるため、適切な土地利用コントロールを行うことが重要です。
- ・前田・長岡地区では、決定されている地区計画*に基づいた市街地整備を進めることにより、引き続き都市機能*の集積を図ることが期待されます。
- ・桜の郷地区では、拠点地区にふさわしい整備や宅地分譲が進められており、医療施設や介護施設のほか、近年では商業施設が立地するなど、まちの拠点として、様々な都市機能*が集積しつつあります。



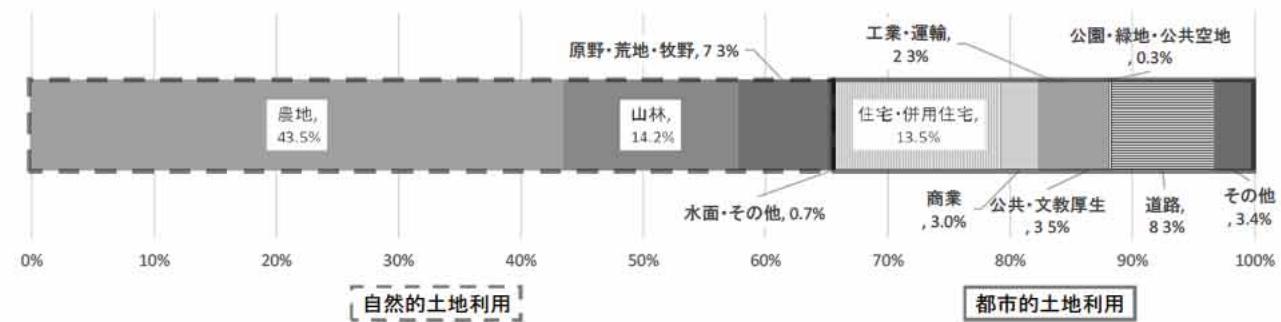
■人口・世帯数の推移

資料：茨城県の人口(町丁字別)



■土地利用の状況

資料：都市計画基礎調査* (H27)



(2) 地域の将来像

**恵まれた位置・交通特性を活かした地域づくりにより
町の都市的発展を牽引する地域**

長岡地域は、位置特性や交通利便性などの恵まれた環境を活かし、本町の中心的な地域として、住む人や訪れる人にとって魅力ある地域づくりを目指します。

また、国道6号沿道部や桜の郷地区などの更なる拠点整備を推進し、商業施設、業務施設、医療・福祉施設などの立地・集積を促進することで、賑わいやふれあい、安心などの面で町民生活を支えることを目指します。

(3) 地域づくりの方針

● 魅力ある市街地環境整備を推進します。

- ・前田・長岡地区は、計画的で秩序ある土地利用を進めるため、地区計画*が決定された区域を中心、必要な都市基盤施設*の整備を推進します。
- ・桜の郷地区については、住宅や医療・福祉施設などが集積した良好な都市環境を保全するとともに、東側地区における土地利用を促進します。
- ・国道6号などの幹線道路の沿道部については、商業・業務施設などによる賑わいのある沿道土地利用の誘導を図るとともに、小鶴地区の主要地方道大洗友部線などの沿道部については、歩行者のための安全で快適な歩行空間の確保に努め、隣接する奥谷地区や小堤地区と一体的な生活拠点の形成を推進します。
- ・前田・長岡地区や桜の郷地区などの市街地においては、今後の社会情勢や市街化の状況などの変化に適切に対応するため、必要に応じて現在の都市計画の見直しについて検討します。
- ・前田団地などの市街地内において、近年増加する空き家の解消に向けた対策を推進します。

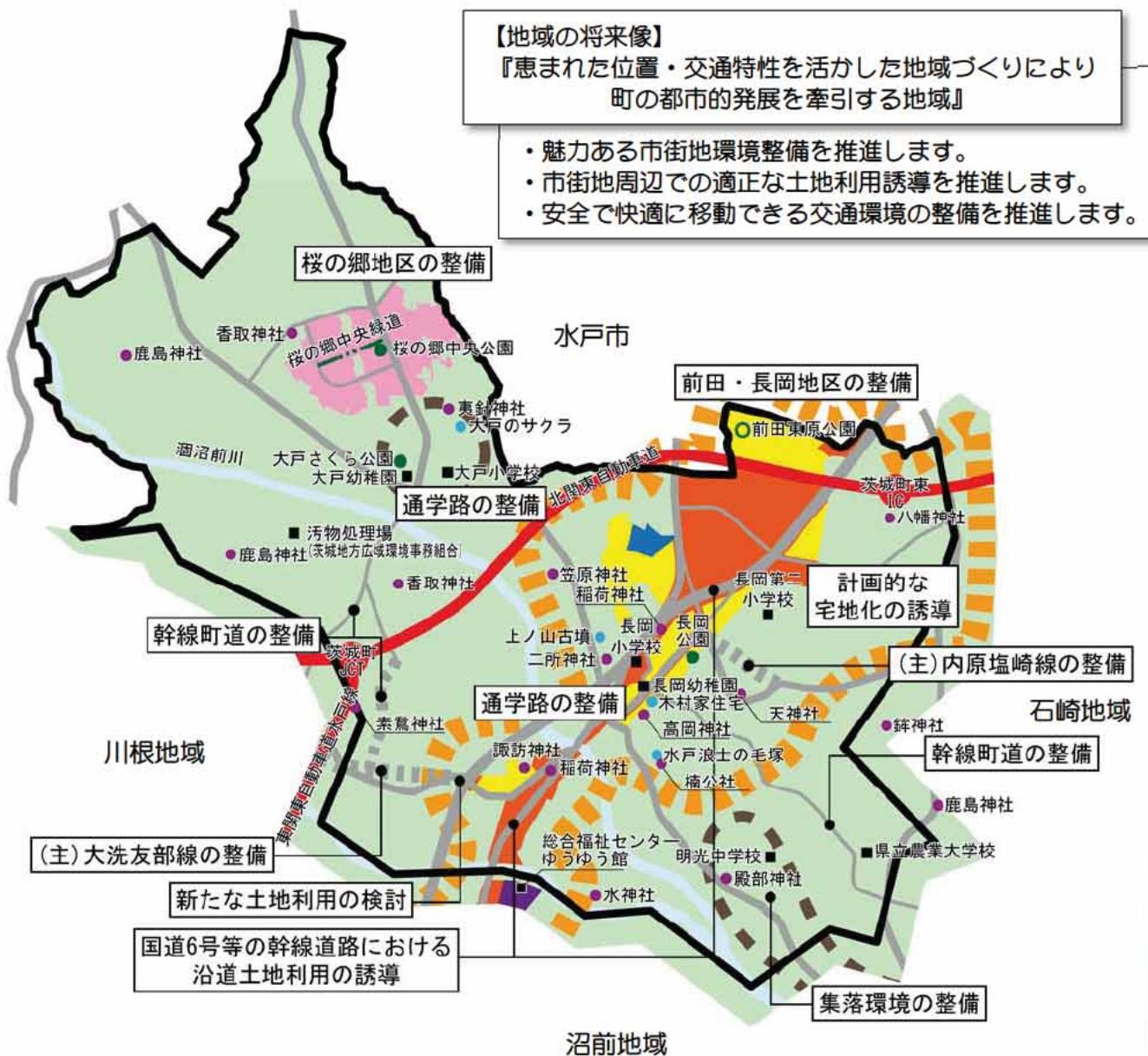
● 市街地周辺での適正な土地利用誘導を推進します。

- ・市街地外においても、幹線道路の整備が進み、宅地化が進行している地区などについては、基盤整備などの周辺の環境への影響に考慮しつつ、地区計画*の活用や区域指定*の見直しにより、一定の宅地化を許容・誘導します。
- ・現在整備が進められている主要地方道大洗友部線（都市計画道路小鶴南川又線）の延伸により、国道6号と接続することで新たな交通結節点となる小鶴地区では、道路整備を契機とした地区計画*の活用などによる新たな土地利用を検討します。

● 安全で快適に移動できる交通環境の整備を推進します。

- ・市街地間を結ぶ主要地方道大洗友部線（都市計画道路小鶴南川又線）や内原塩崎線（都市計画道路長岡中山線）の整備を促進するとともに、幹線道路へのアクセス機能を有する町道整備を推進します。
- ・長岡、長岡第二、大戸小学校などの小中学校の周辺については、児童や生徒の交通安全性を高めるため、通学路の点検・調査に基づいた歩道整備や交通安全施設の設置などによる交通環境整備を推進します。

■長岡地域 地域づくり方針図



【土地利用方針】

市街地	住宅地	複合市街地	工業地
市街地外	商業・業務地	行政サービス地区	
準市街地地区	沿道土地利用検討地区		自然・交流レクリエーション拠点
集落振興地区	農業関連産業拠点地区		

【公共施設やその他の地域資源】※平成27年度末時点

高速自動車国道（既設）	公園・緑地（既設）	神社・仏閣
” （計画）	” （計画）	
幹線道路その他（既設）	公共公益施設 (町役場・小中学校等)	
” （計画）	指定文化財	

5-3 川根地域の将来像

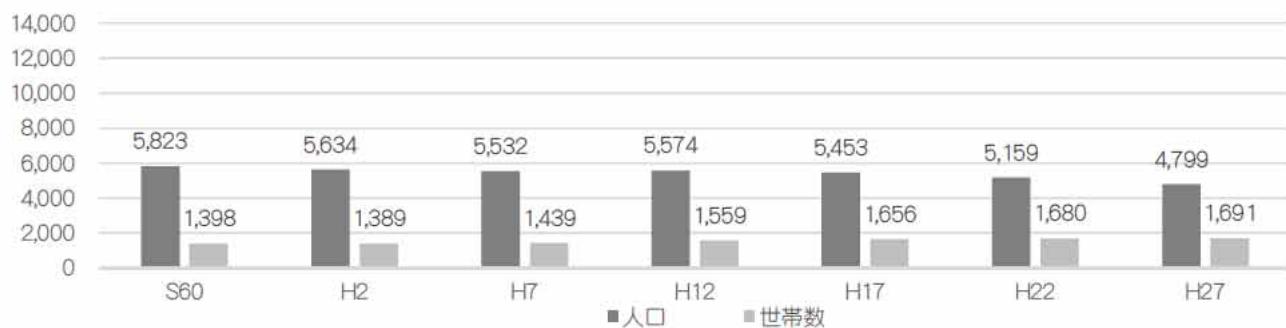
(1) 地域の状況や課題

- ・本地域の人口は、減少傾向で推移しており、近年では減少幅が拡大しています。
- ・土地利用の状況では、自然的土地利用*が地域の約72%、都市的土地利用*が約28%を占めています。
- ・北関東自動車道が地域を横断し、茨城町西インターチェンジが設置されているほか、主要地方道大洗友部線や、茨城岩間線、玉里水戸線などが通過し、隣接する水戸市や笠間市、小美玉市と結ばれる地域となっています。
- ・一団の工業系市街地として、茨城中央工業団地や茨城工業団地が整備され、本町の産業経済の発展を担う産業拠点となっており、引き続き産業機能の集積を図ることが期待されます。
- ・奥谷地区では、幹線道路の沿道部において複数の空き店舗や未利用地が存在することから、商業環境を始めとする地域活性化を図ることが重要です。
- ・地域の中央部に涸沼川が流れ、周辺には一団の農地が分布するなど、良好な自然的環境を形成していることから、これらの土地利用や景観の保全を図ることが求められています。
- ・主要地方道茨城岩間線などの幹線道路沿いを中心として、複数の既存集落が形成されており、住民の定住促進に役立つ生活環境の向上などの取り組みが求められています。
- ・学校の統廃合などにより、現在跡地となっている旧川根小学校や旧川根幼稚園は、有効的な跡地の利活用が求められています。



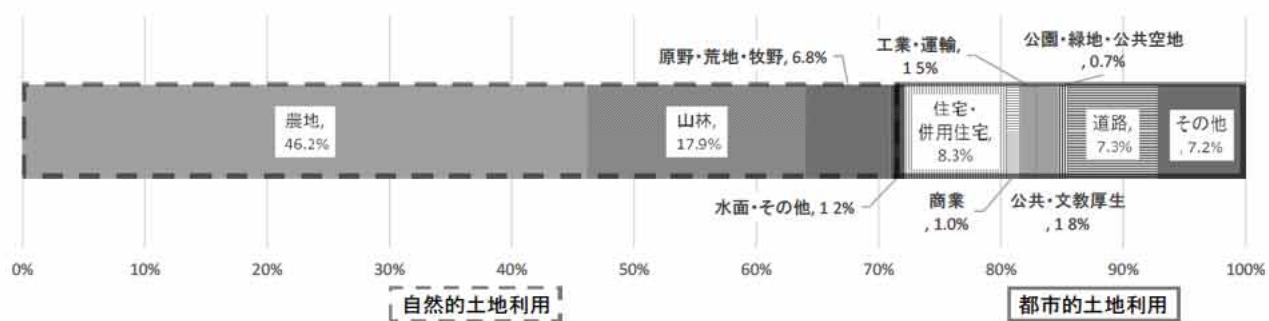
■人口・世帯数の推移

資料：茨城県の人口(町丁字別)



■土地利用の状況

資料：都市計画基礎調査* (H27)



(2) 地域の将来像

産業の拠点化や集落環境の向上などの地域づくりにより 町の活力を生み出す地域

茨城中央工業団地や茨城工業団地では、企業立地の積極的な誘導により、本町における雇用の確保や移住者の増加など、町の活力の向上を目指します。

奥谷地区では、主要地方道茨城鹿島線などの幹線道路沿いにおいて、住民の日常的な生活を支える商業環境の向上を目指します。

幹線道路沿いの拠点的な既存集落においては、住民の定住促進により、地域コミュニティの維持・保全を目指します。

(3) 地域づくりの方針

● 産業集積に向けた企業誘致を推進します。

- ・茨城中央工業団地や茨城工業団地では、企業の立地促進のための都市基盤施設*の整備や、適切な維持管理を行い、必要に応じて現在の都市計画の見直しを検討するほか、町のPR活動や魅力ある立地支援策などの検討を進めるなど、積極的な企業誘致活動を推進します。
- ・企業誘致にも役立つ交通ネットワーク*の充実を図るため、茨城中央工業団地と広域幹線道路である国道6号を結ぶ主要地方道大洗友部線（都市計画道路小鶴南川又線）の延伸整備を促進します。

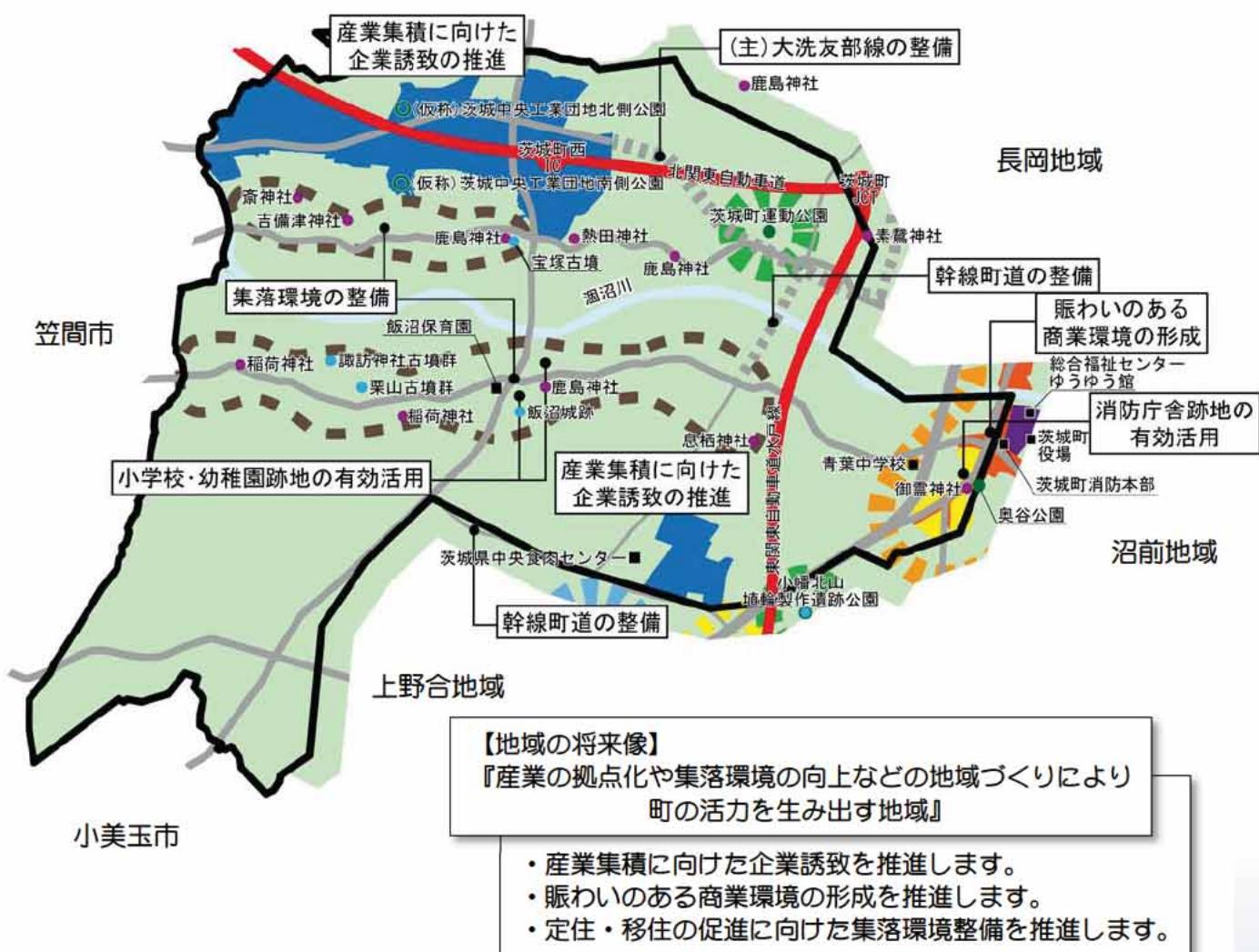
● 賑わいのある商業環境の形成を推進します。

- ・奥谷地区の主要地方道茨城鹿島線や茨城岩間線などの沿道部については、商業・業務機能の誘導による魅力ある沿道空間の形成を図るため、用途地域*の変更による土地利用の誘導や、歩行者のための安全で快適な歩行空間の確保に努め、小堤地区や小鶴地区と一体的な生活拠点の形成を推進します。
- ・奥谷地区に位置する消防庁舎跡地などの市街地内の空き地や空き店舗については、それらの解消に向けた対策を推進します。

● 定住・移住の促進に向けた集落環境整備を推進します。

- ・涸沼川や河川沿いに広がる優良な農地や緑地を保全するとともに、拠点的な既存集落においては、公共下水道事業*などの集落環境整備を推進します。
- ・学校の統廃合などにより、現在跡地となっている旧川根小学校や旧川根幼稚園については、雇用創出などの地域振興や地域活性化に資する施設利用など、有効的な跡地活用を推進します。

■川根地域 地域づくり方針図



【土地利用方針】

市街地	住宅地	複合市街地	工業地
	商業・業務地	行政サービス地区	
市街地外	準市街地地区	沿道土地利用検討地区	自然・交流レクリエーション拠点
	集落振興地区	農業関連産業拠点地区	

【公共施設やその他の地域資源】※平成27年度末時点

高速自動車国道（既設）	公園・緑地（既設）	神社・仏閣
“ (計画)	” (計画)	
幹線道路その他（既設）	公共公益施設 (町役場・小中学校等)	
“ (計画)	指定文化財 (史跡等)	

5-4 上野合地域の将来像

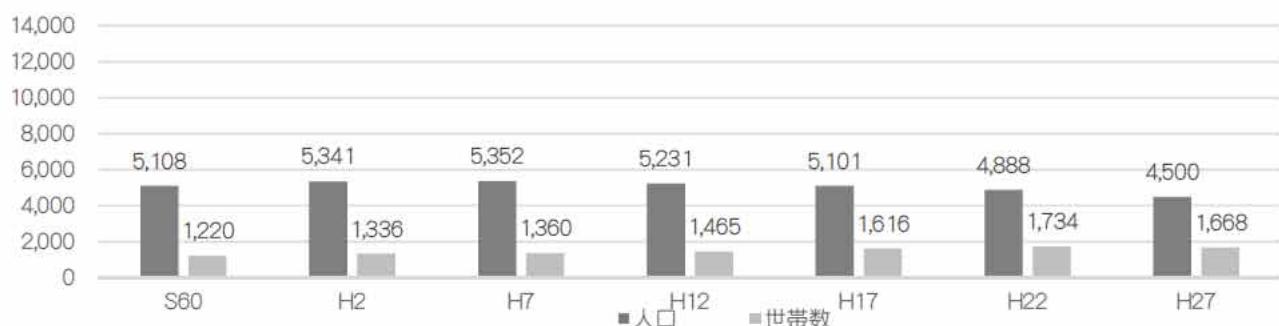
(1) 地域の状況や課題

- ・本地域の人口は、平成7年まで増加傾向で推移していますが、以降減少傾向に転じてあり、近年では減少幅が拡大しています。
- ・土地利用の状況では、自然的土地利用*が地域の約80%、都市的土地利用*が約20%を占めています。
- ・東関東自動車道水戸線が地域を縦断し、鉾田市との境界付近に茨城空港北インターインターチェンジが設置されているほか、国道6号や主要地方道茨城鹿島線、茨城岩間線が通過し、隣接する小美玉市や鉾田市と結ばれる地域となっています。
- ・寛政川周辺や台地上には農地や林地などの自然的土地利用*が多く分布していることから、これらの良好な自然的環境を保全するとともに、幹線道路沿いを中心として形成された既存集落の生活環境の向上を図ることが重要です。
- ・東関東自動車道水戸線の茨城空港北インターインターチェンジ以南の延伸整備による効果をまちづくりへ積極的に活用することが期待されています。
- ・小幡北山埴輪製作遺跡や小幡城跡などの貴重な文化・歴史的資源を豊富に有していることから、これらの資源の保全や活用により、地域の特性を活かしたまちづくりが期待されています。
- ・一団の未利用地となっている茨城県畜産センター養鶏研究室跡地や、学校の統廃合などにより、現在跡地となっている旧上野合小学校や旧上野合幼稚園は、有効的な跡地の利活用が求められています。



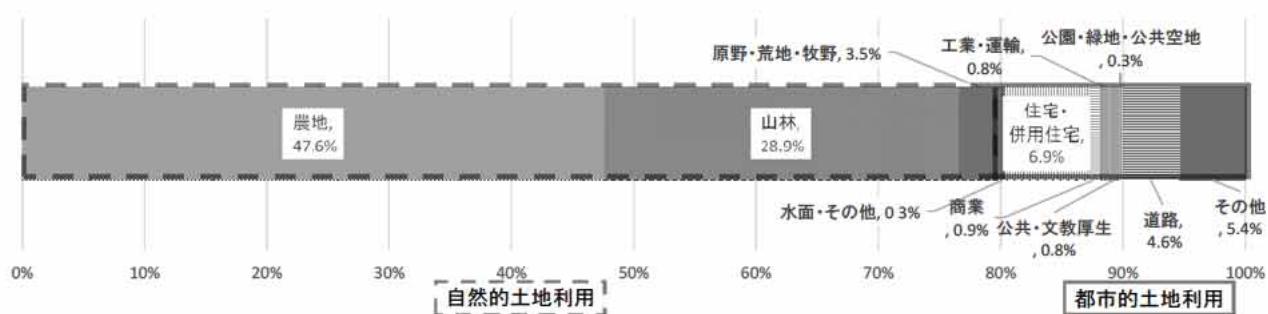
■人口・世帯数の推移

資料：茨城県の人口(町丁字別)



■土地利用の状況

資料：都市計画基礎調査* (H27)



(2) 地域の将来像

文化・歴史的資源を活かした地域づくりにより 町の歴史の継承・発信や新しい賑わいを創出する地域

上野合地域は、小幡北山埴輪製作遺跡公園や小幡城跡などの特徴的な文化・歴史的資源の保全・活用とともに、公共施設跡地の有効的な利活用を図ることで、本町の歴史を継承・発信し、新しい賑わいを創出する地域づくりを目指します。

また、東関東自動車道水戸線の延伸整備による交通需要の増加や交通利便性の向上が期待されることから、町の活性化に向けて、茨城空港北インターチェンジ周辺地域の活用を検討します。

(3) 地域づくりの方針

● 文化・歴史的資源の活用と新たな交流拠点の形成を推進します。

- ・小幡北山埴輪製作遺跡公園や小幡城跡などについては、本町の文化や歴史を後世に伝える貴重な拠点であることから、積極的に保全を図るとともに、子ども達などへの教育学習の場としての活用や、観光・交流の場としての活用など、魅力の向上を図ります。
- ・町民や来訪者の交流拠点として、茨城県畜産センター養鶏研究室跡地の利活用を図るとともに、必要に応じて防災機能の導入や、周辺の土地利用動向などの変化を踏まえた地区計画*の活用について検討します。

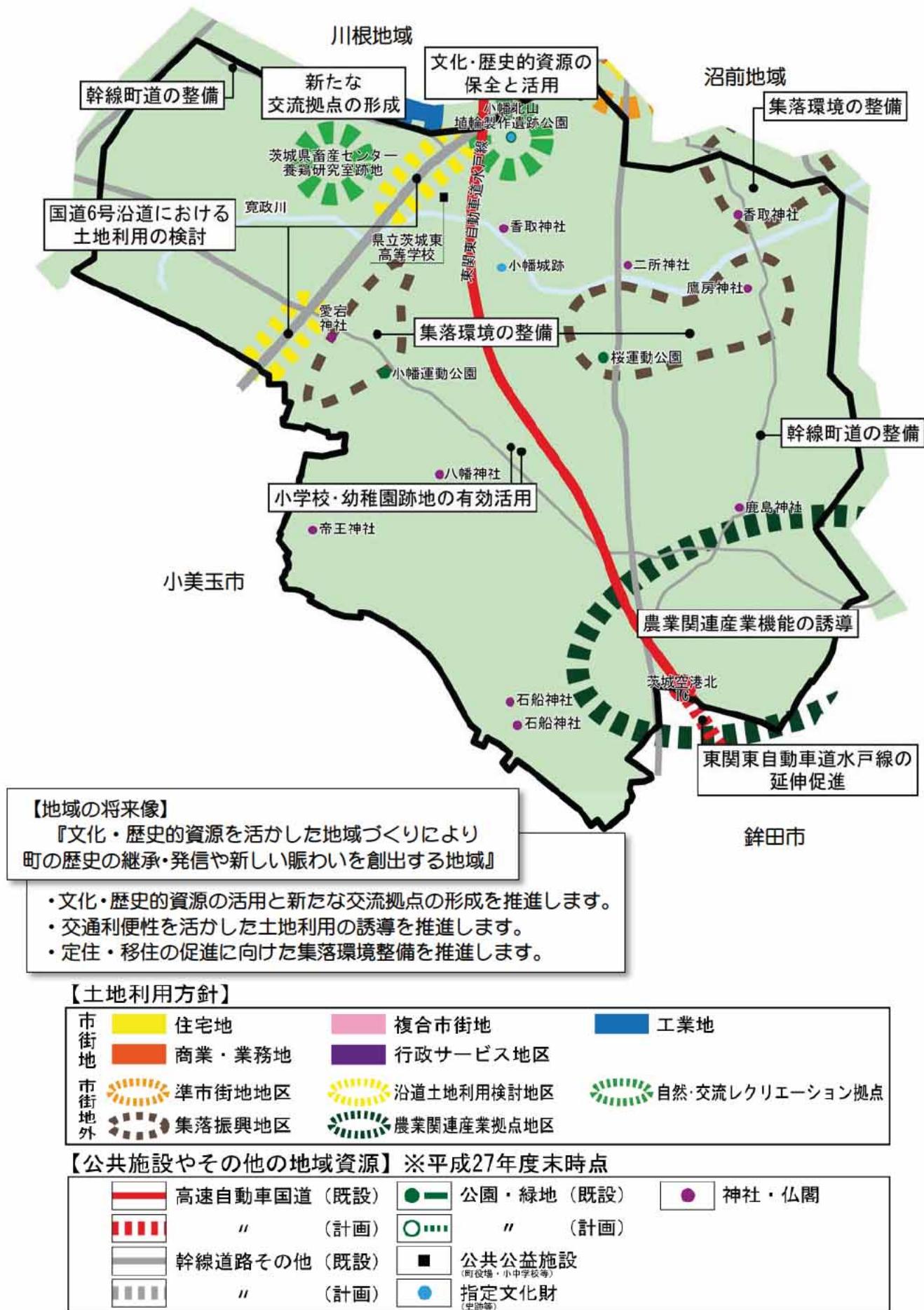
● 交通利便性を活かした土地利用の誘導を推進します。

- ・東関東自動車道水戸線については、茨城空港北インターチェンジ以南の整備を積極的に働きかけ、周辺地域における農業生産機能を活かし、農産物の生産・加工・販売による6次産業化*などの農業関連産業の誘導について検討します。
- ・国道6号の一部の沿道部については、周辺土地利用との調和を図りつつ、地区計画*の活用などにより、交通利便性を活かした都市的土地利用*への転換について検討します。

● 定住・移住の促進に向けた集落環境整備を推進します。

- ・主要な既存集落やその周辺においては、居住環境に対する満足度を高め、定住を促進させるとともに、移住希望者の受け皿づくりや、住民の生活に必要な生活利便施設などの立地を誘導するため、区域指定*の活用とともに、生活道路や排水施設の整備を推進します。
- ・学校の統廃合などにより、現在跡地となっている旧上野合小学校や旧上野合幼稚園は、雇用創出などの地域振興や地域活性化に資する施設利用など、有効的な跡地活用を推進します。

■上野合地域 地域づくり方針図



5-5 沼前地域の将来像

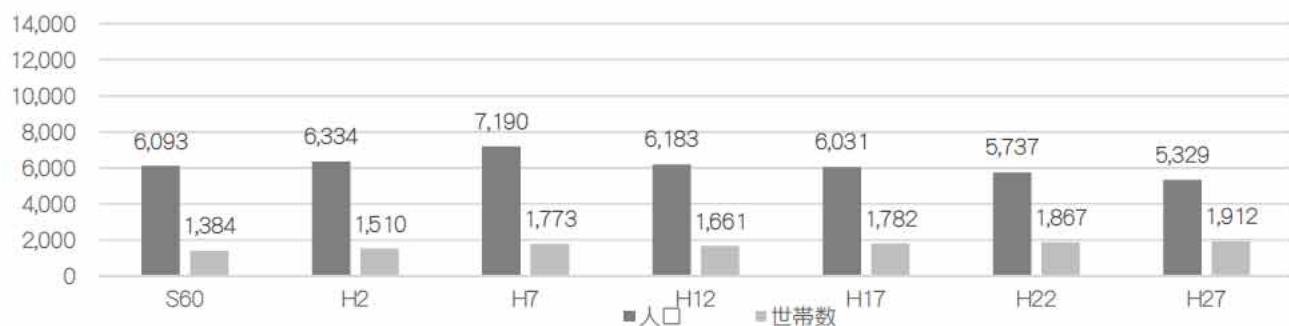
(1) 地域の状況や課題

- ・本地域の人口は、平成7年まで増加傾向で推移していますが、以降減少傾向に転じ、近年では減少幅が拡大しています。
- ・土地利用の状況では、自然的土地利用*が地域の約83%、都市的土地利用*が約17%を占めており、他の地域と比較して、自然的土地利用*の割合が高い地域となっています。
- ・主要地方道大洗友部線や水戸神栖線が地域を通過し、隣接する鉾田市と結ばれる地域となっています。
- ・小堤地区では、町役場やゆうゆう館、町立図書館などの様々な公共公益施設が集積し、多くの町民が利用する地区であることから、引き続き、町民の利便性を確保することが重要です。
- ・涸沼や周辺の自然環境を保全するとともに、涸沼を活用した魅力あるレクリエーション空間の形成が求められています。
- ・主要地方道水戸神栖線などの幹線道路沿いを中心として、複数の既存集落が形成されており、住民の定住促進に向けた取り組みが求められています。
- ・涸沼南岸や鉾田市との境界付近には、広大な優良農地が分布し、一団の農業生産地を形成しています。
- ・学校の統廃合により、現在跡地となっている旧沼前小学校は、有効的な跡地の利活用が求められています。



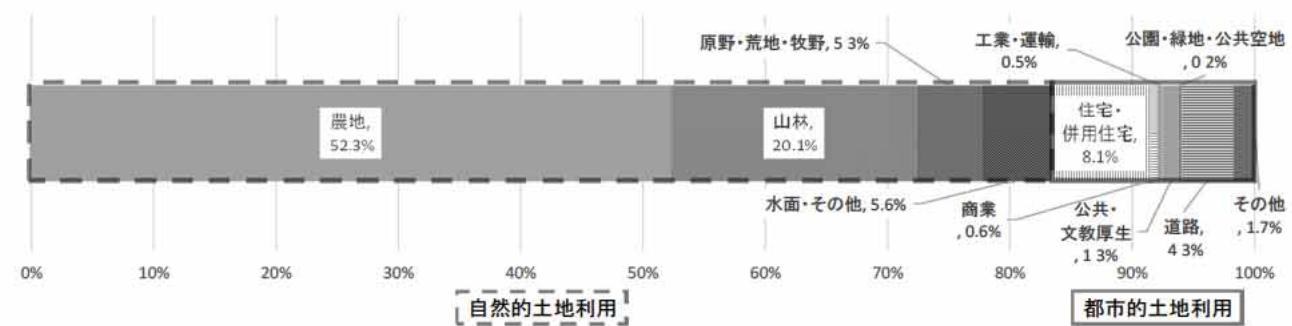
■人口・世帯数の推移

資料：茨城県の人口(町丁字別)



■土地利用の状況

資料：都市計画基礎調査* (H27)



(2) 地域の将来像

**行政機能の集積や農と自然を活かした地域づくりにより
町の快適な暮らしを支える地域**

沼前地域は、町役場やゆうゆう館、町立図書館などの公共公益施設が集積しており、多くの町民が訪れる事から、行政サービスによる町民の利便性向上を目指します。

また、涸沼周辺では水辺や農地の保全を図り、親水*性の高い空間の形成に努めるなどの地域づくりを目指します。

さらに、涸沼周辺や隣接する鉢田市との連続した一団の農地については、本町の基幹産業である農業の振興のため、積極的に保全します。

(3) 地域づくりの方針

● 町民誰もが利用しやすい行政機能の拠点化を推進します。

- ・ 公共公益施設が集積する小堤地区では、多くの町民が訪れ利用する地区であることから、更なる利便性の向上を図るため、バリアフリー*化の推進や、公共公益機能の維持・充実を高めるなど、地区の拠点性向上を推進します。
- ・ 小堤地区では、多くの町民が集まる本町の顔としてふさわしい環境整備として、サインや植栽など、街並みの景観づくりを推進します。
- ・ 奥谷地区や小鶴地区における魅力ある沿道空間の形成を図ることで、公共公益機能と商業・業務機能の集積による一体的な生活拠点の形成を推進します。

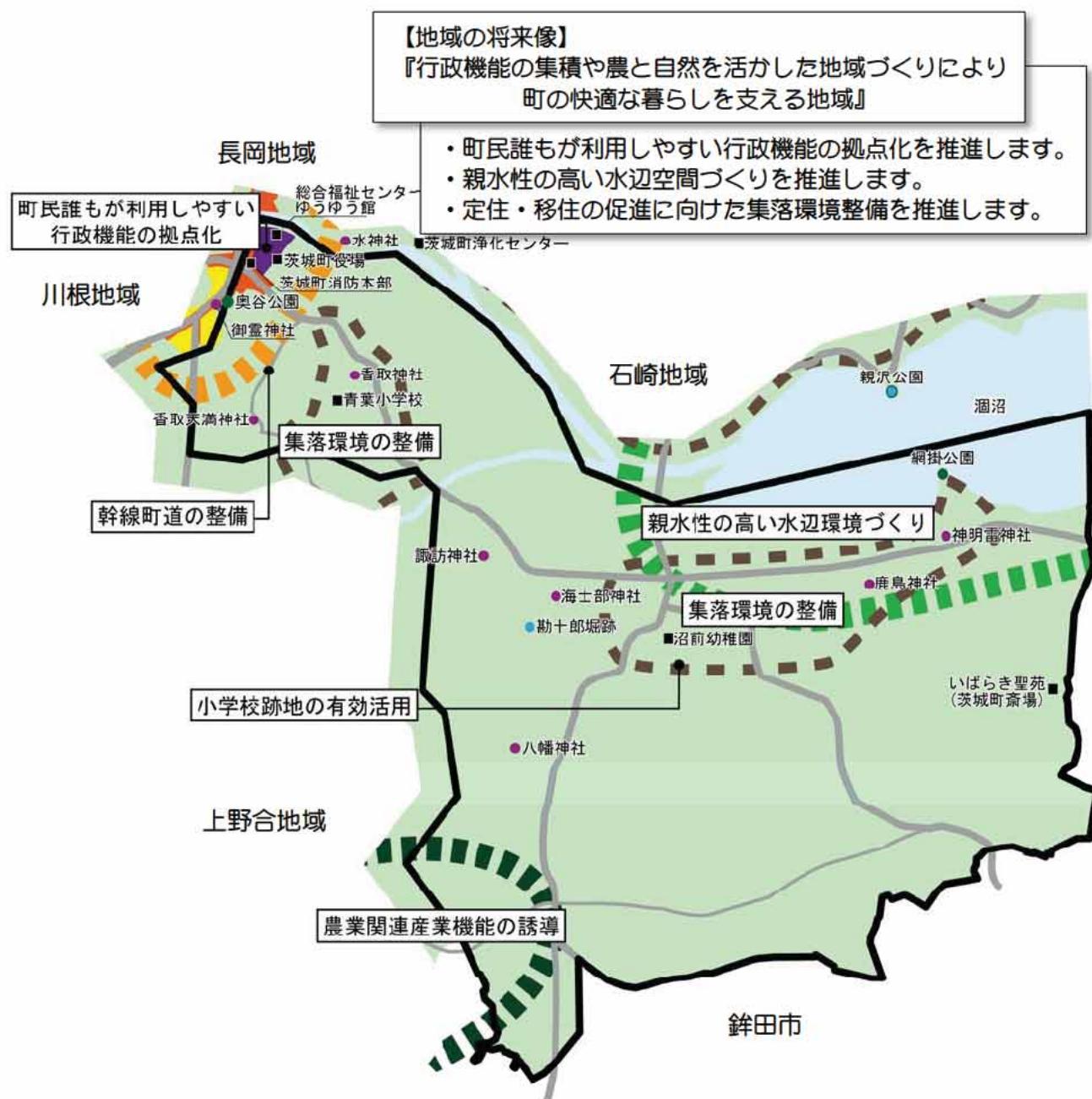
● 親水性の高い水辺空間づくりを推進します。

- ・ 涸沼南岸にある網掛公園については、引き続き適切な維持管理を行い、涸沼や周辺の公園・緑地などとの周遊ネットワーク*の中継点として活用します。
- ・ 涸沼周辺の水田や緑地については、潤いのある景観形成や自然環境保全などの多面的機能を考慮し、引き続き保全を図ります。

● 定住・移住の促進に向けた集落環境整備を推進します。

- ・ 主要な既存集落やその周辺においては、居住環境に対する満足度を高め、定住を促進させるとともに、移住希望者の受け皿づくりや、住民の生活に必要な生活利便施設などの立地を誘導するため、区域指定*の活用とともに、生活道路や排水施設の整備を推進します。
- ・ 学校の統廃合により、現在跡地となっている旧沼前小学校は、雇用創出などの地域振興や地域活性化に資する施設利用など、有効的な跡地活用を推進します。

■沼前地域 地域づくり方針図



【土地利用方針】

市街地	住宅地	複合市街地	工業地
市街地	商業・業務地	行政サービス地区	
市街地外	準市街地地区	沿道土地利用検討地区	自然・交流レクリエーション拠点
	集落振興地区	農業関連産業拠点地区	

【公共施設やその他の地域資源】※平成27年度末時点

高速自動車国道（既設）	公園・緑地（既設）	神社・仏閣
” (計画)	” (計画)	
幹線道路その他（既設）	■ 公共公益施設 (町役場・小中学校等)	
” (計画)	● 指定文化財 (中跡等)	

5-6 石崎地域の将来像

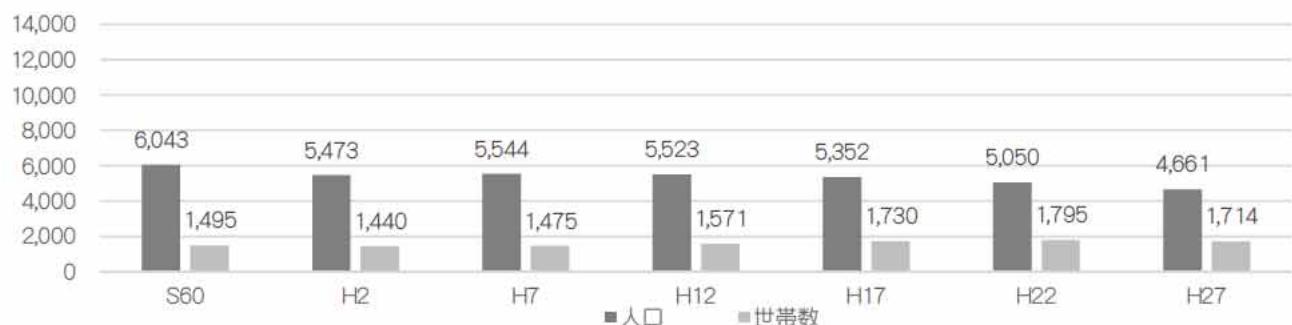
(1) 地域の状況や課題

- ・本地域の人口は、平成7年以降減少傾向で推移しており、近年では減少幅が拡大しています。
- ・土地利用の状況では、自然的土地利用*が地域の約83%、都市的土地利用*が地域の約17%を占めており、涸沼を有することから、他の地域と比較して、自然的土地利用*の割合が高い地域となっています。
- ・主要地方道内原塩崎線や水戸神栖線が地域を通過し、水戸市や大洗町と隣接する地域となっています。
- ・本町のシンボルでもある涸沼があり、涸沼周辺の良好な自然環境を活かしたレクリエーション施設として、涸沼自然公園や、親沢公園などが整備されています。
- ・幹線道路沿いを中心として、複数の既存集落が形成されており、住民の定住促進に役立つ生活環境の向上などの取り組みが求められています。
- ・平成27年度末に廃校となる石崎小学校や広浦小学校は、有効的な跡地の利活用が求められています。



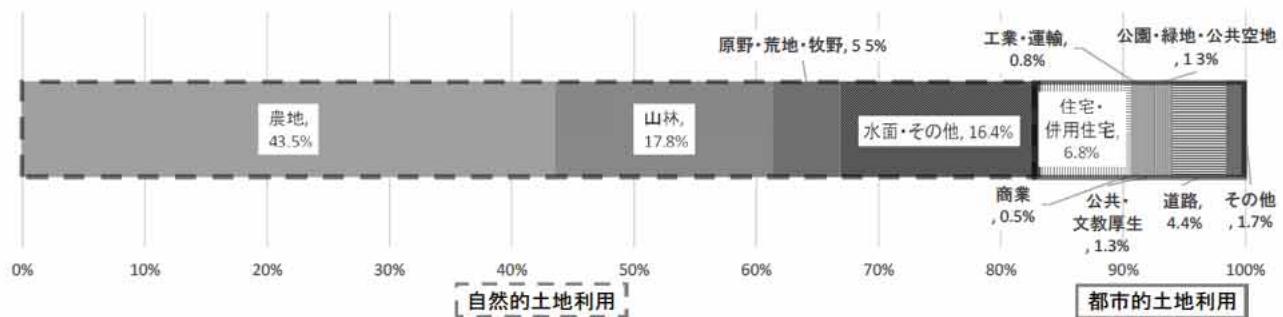
■人口・世帯数の推移

資料：茨城県の人口(町丁字別)



■土地利用の状況

資料：都市計画基礎調査* (H27)



(2) 地域の将来像

涸沼周辺の自然環境や景観を活かした地域づくりにより 町の誇りと新しい交流を育む地域

石崎地域は、涸沼を中心とした世界を代表する貴重な自然環境を保全するとともに、涸沼自然公園を始めとする周辺の公園や親水*系のレジャー・余暇施設などを活かし、自然と余暇が調和する地域づくりを目指します。

また、自然環境と関わりの強い農地や既存集落などで構成される田園風景を維持します。

(3) 地域づくりの方針

● 潟沼を中心とした自然環境の保全を推進します。

- ・ラムサール条約湿地*として登録された涸沼やその周辺については、世界を代表する貴重で豊かな生物多様性を有していることから、これらの自然環境や景観を将来にわたって永続的に保全します。
- ・涸沼周辺における水辺と緑地の維持管理については、住民・企業・行政などの多様な立場の参画による協働*の取り組みを検討します。
- ・涸沼の水質改善のため、生活排水処理の環境整備を進めるとともに、自然の水循環を確保するよう周辺の農地や林地の保全を図ります。

● 住民ニーズを踏まえた涸沼周辺の利活用を推進します。

- ・「活用すべき地域資源」として特に住民意向の高かった涸沼周辺については、自然学習・体験、レクリエーション、憩い及びスポーツなどの多様な交流機能による活用を念頭におきつつ、住民意向を踏まえた利活用方策について検討します。
- ・ラムサール条約湿地*として、涸沼周辺の貴重で良好な自然環境を改めて町外にPRすることにより、本町への感心を高めるとともに、涸沼周辺における道路整備の推進によるアクセス性の向上や、隣接する自治体と連携した広域観光の推進などにより、人の賑わいや交流を促進します。

● 定住・移住の促進に向けた集落環境整備を推進します。

- ・主要な既存集落やその周辺においては、居住環境に対する満足度を高め、定住を促進させるとともに、移住希望者の受け皿づくりや、住民の生活に必要な生活利便施設などの立地を誘導するため、区域指定*の活用とともに、生活道路や排水施設の整備を推進します。
- ・涸沼川周辺などの浸水被害が想定される区域については、防災マップの活用などにより無秩序な宅地化を抑制するなど、被害の軽減を図ります。
- ・平成27年度末に廃校となる石崎小学校や広浦小学校は、雇用創出などの地域振興や地域活性化に資する施設利用など、有効的な跡地活用を推進します。

■石崎地域 地域づくり方針図

【地域の将来像】

『涸沼周辺の自然環境や景観を活かした地域づくりにより
町の誇りと新しい交流を育む地域』

- ・涸沼を中心とした自然環境の保全を推進します。
- ・住民ニーズを踏まえた涸沼周辺の利活用を推進します。
- ・定住・移住の促進に向けた集落環境整備を推進します。



【土地利用方針】

市街地	住宅地	複合市街地	工業地
市街地外	商業・業務地	行政サービス地区	
準市街地地区	沿道土地利用検討地区		
集落振興地区	農業関連産業拠点地区	自然・交流レクリエーション拠点	

【公共施設やその他の地域資源】※平成27年度末時点

高速自動車国道（既設）	公園・緑地（既設）	神社・仏閣
” (計画)	” (計画)	
幹線道路その他（既設）	公共公益施設 (町役場・小中学校等)	
” (計画)	指定文化財 (史跡等)	

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

6-1 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの必要性と期待される効果

都市計画は、社会、経済、環境、医療、福祉、防災などの様々な分野に及ぶとともに、町の主役となる住民や企業などがそれぞれの立場を相互に尊重・理解し取り組むことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化、情報化社会の進展などを背景として、行政サービスへのニーズが大きく多様化するなか、以前よりも厳しい財政状況においては、行政中心のまちづくりではなく、町民などとの協力関係や役割分担による、より一層の効率的・効果的なまちづくりの推進が求められています。

そこで、本計画では、協働*によるまちづくりの推進に向け、住民、企業、行政などのそれぞれの立場が担う役割や参画に関する基本的な考え方を整理します。

■協働によるまちづくりにより期待される主な効果

住民・企業・行政などがそれぞれの立場から、まちづくりへ積極的に関与することで・・・

- ・多様できめの細かい住民ニーズに対応した施策や事業の推進が期待できます。
- ・自らの知識や経験を活かした活躍の機会の場が広がります。
- ・それぞれの立場によるコミュニケーションを通じて、推進するまちづくりへの理解が深まることが期待できます。
- ・まちづくりへの関心が高まるとともに、町や地域に対する愛着が生み出され、町の活力の向上が期待できます。
- ・行政によるサービスの負担が軽減され、特に必要な公共事業に集中できるなど、行政運営の効率化やコスト低減が期待できます。

(2) 住民の役割

魅力ある町を形づくる上では、そこで生活する住民が主体となってまちづくりに関わることが重要であるとの認識から、地域に関する計画の提案・立案や、事業や活動への積極的な参加が期待されています。

そのため、生活する地域の課題や魅力を認識するとともに、地域コミュニティへの参加を通じてそれらを地域で共有し、解決に向けた取り組みを進めていくことが望されます。

また、企業や行政が進める計画や事業については、住民の立場から意見や提案を示すとともに、可能な範囲での協力や支援を行うことが望れます。

(3) 企業や団体の役割

町内の企業や団体についても、住民と同様にまちづくりへの積極的な参加が期待されています。

自らが主体となって取り組む事業については、計画や事業内容について、住民や行政の関係者へ情報公開を進めるとともに、必要に応じて意見交換を行い、意見を計画内容へ反映させるなどの取り組みが望されます。

また、住民や行政が主体となって進める計画や事業については、専門知識や技術に関する助言を行うなど、可能な範囲での協力や支援を行うことが望れます。

(4) 行政の役割

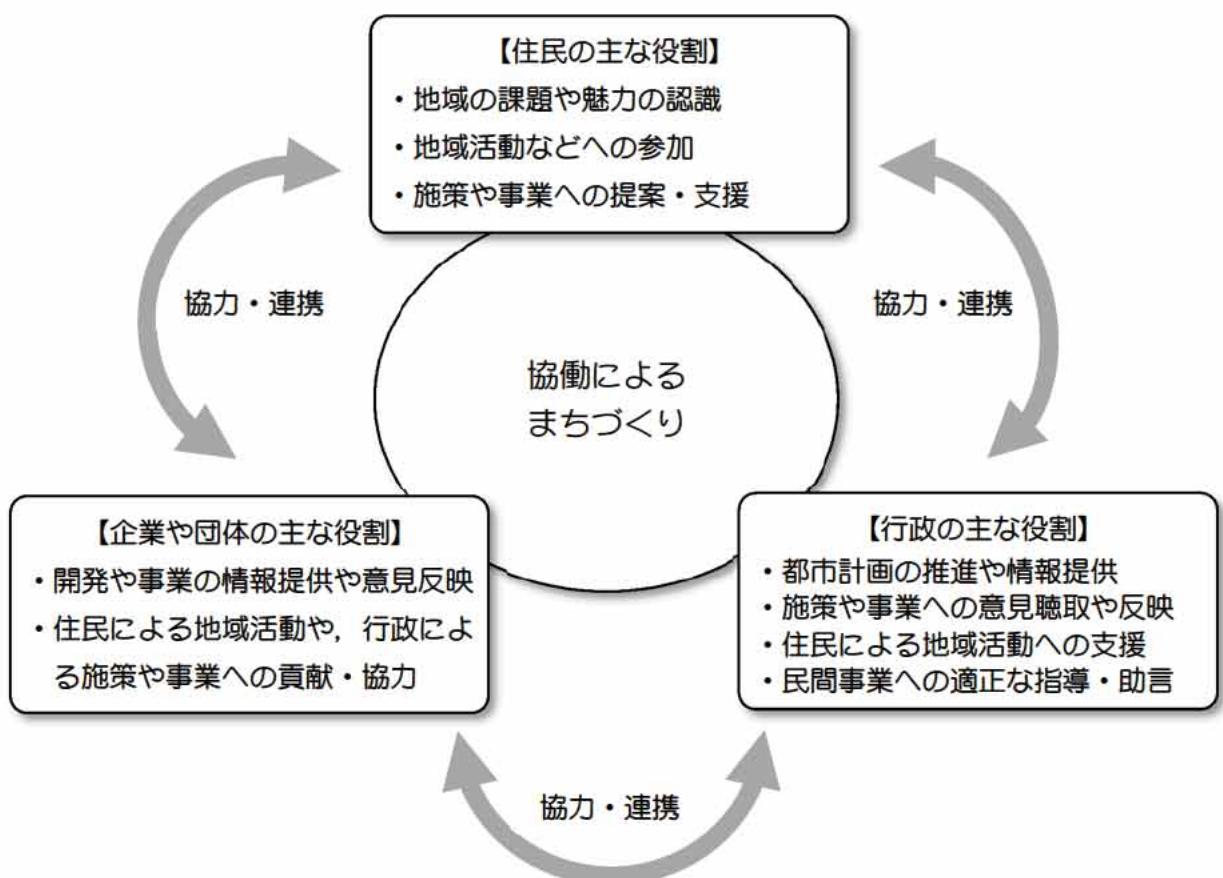
都市計画の推進にあたっては、住民や企業などの意見を取り入れながら、地域地区や都市計画施設などの都市計画の決定・見直しを進めます。

また、住民参加による都市計画を推進するため「都市計画提案制度*」に関する手続きの明確化や周知啓発を推進するとともに、必要に応じて「地区計画に関する案の申し出制度*」の活用に向けた対応について検討します。

さらに、まちづくりにおける住民や企業などの参加を促すため、パブリックコメント*などによる住民の意見聴取を推進するほか、これまで行政が主体となって進めてきた取り組みのうち、行政から住民や企業などへ主体を移行させる仕組みづくりについて検討を進めます。

住民が主体となって取り組む活動については、その活動を支える支援策などの情報提供を行うとともに、ボランティアや専門家の派遣などの人材支援や、活動費の補助などの運営支援について検討します。

民間事業者による開発などの事業については、関連法令などに基づき、必要な助言や適正な指導を行います。



6-2 まちづくりの推進に向けて

(1) 効率的・効果的な施策や事業の推進

人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域経済が疲弊しているなか、魅力あるまちづくりを進めるためには、効率的で効果的な施策や事業の推進が重要となっています。

このため、本計画で定めた方針と整合を図りつつ、事業の必要性や緊急性を見極め、特に優先度の高い事業を実施することで、選択と集中によるまちづくりを推進します。

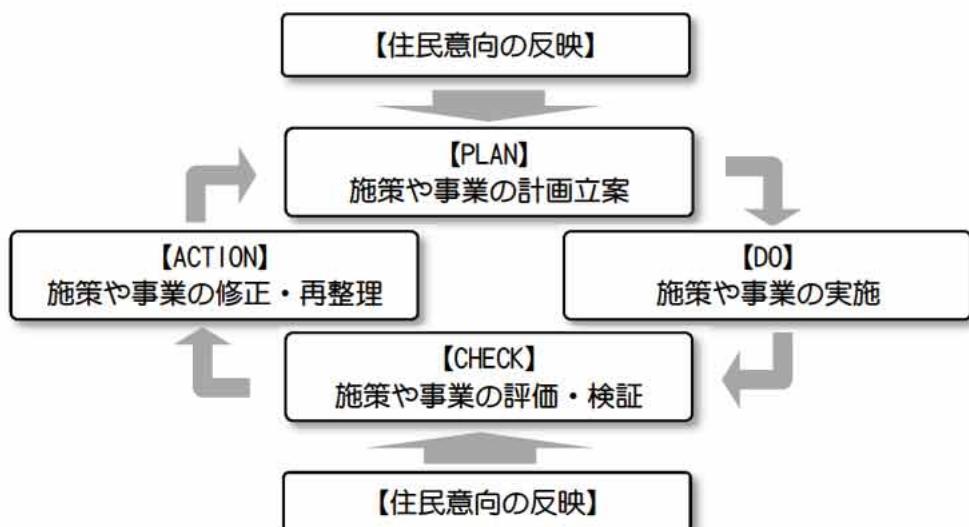
また、事業に関する国や県などの支援策を活用するほか、事務負担などとのバランスを見ながら、必要な権限委譲の受け入れについて検討します。

さらに、施策や事業の実施にあたっては、医療・福祉、観光、環境など、様々な分野が関連する都市計画の性格から、単一の施策や事業を推進するのではなく、都市計画以外の分野の施策などとパッケージとして組み合わせ、プロジェクト化することで、総合的かつ戦略的な施策の推進により、相乗効果や波及効果を高めます。

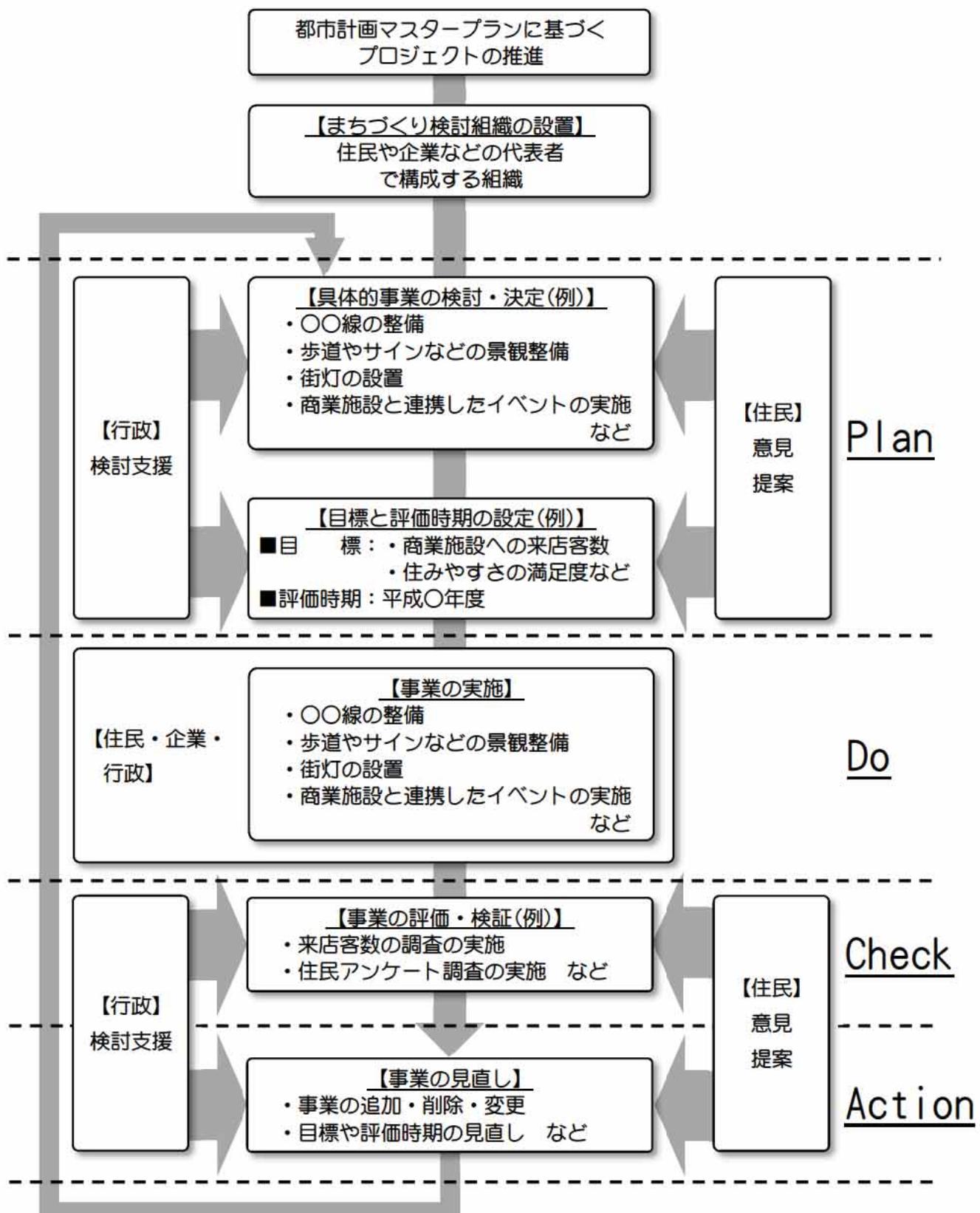
(2) まちづくりの評価と見直し

個別の施策や事業の推進にあたっては、計画内容の適切性を確保するため、住民意向や都市計画基礎調査*の結果などを活用して事業の検証・評価を行い、必要に応じて見直しを進めます。

また、施策や事業の目標を定量化することで、達成状況に関する評価プロセスを容易にするとともに、それらの情報を広く住民に公開することで、施策や事業の内容について、住民の認識や意識の高揚を図るとともに、事業の効果を高めます。



■事業評価(PDCA)フローの例



(3) 周辺自治体との協力・連携

本町が有する市街地や拠点、資源などを活かし、生活や産業、観光などの面において、周辺自治体と協力・連携した一体的な施策や事業を推進することで、相互の地域発展を目指します。

また、幹線道路などの事業主体が国や県である場合には、関係機関との協議・調整のもと、整備の実現に向けた積極的な働きかけを行います。

(4) 他分野における関係機関との連携

各種施策や事業を進めるにあたっては、都市計画以外の分野である医療・福祉、農林漁業、商工観光などの他分野における関係機関との協議・調整を図るなど、横断的な連携により、総合的なまちづくりを推進します。

(5) 都市計画マスタープランの見直し

本計画は概ね 20 年後である平成 47 年を目標時期とする長期的な計画ですが、社会経済情勢の変化や、人口や土地利用の動向など、都市づくりの目標などを修正する必要が生じた場合には、町民との合意形成のもと、上位計画との整合を図りながら、適切かつ柔軟に都市計画マスタープランを見直すこととします。

參考資料

参考資料

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

○茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

平成 26 年 9 月 30 日

要綱第 51 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づく、本町の都市計画に関する基本的な方針(以下、「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定及び総合調整に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランの改定に関する必要な事項。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 地元代表者
- (4) 町の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了するまでとする。

3 補欠により委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要な時期に委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。
- 3 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市建設課長を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会に幹事以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 6 幹事が会議に出席できない場合は、代理者を出席させるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を都市建設部都市建設課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会幹事会

職名	
まちづくり推進課長	都市建設課長
財政課長	道路管理課長
社会福祉課長	下水道課長
農業政策課長	水道課長
地域産業課長	学校教育課長
みどり環境課長	生涯学習課長

茨城町都市計画マスタープラン改定検討委員会委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
町議会代表	小 貴 和 通	前茨城町議會議長	～平成 27 年 12 月 21 日
	海老澤 忠	茨城町議會議長	平成 27 年 12 月 21 日～
	田 家 勇 作	総務経済建設常任委員会委員長	—
団体代表	和 家 文 雄	茨城町農業委員会会长	—
	山西 忠	茨城町商工会会長	副委員長 ～平成 27 年 8 月 10 日 委員長 平成 27 年 8 月 10 日～
	佐 藤 方 彦	茨城町区長会会长	委員長 ～平成 27 年 5 月 8 日
	栗 原 完 次	茨城町区長会会长	副委員長 平成 27 年 8 月 10 日～
	田 口 捷 郎	ひぬま川土地改良区理事長	—
	松 野 聖 史	茨城町商工会青年部長	—
	伊 藤 広 子	茨城町女性会連絡協議会会长	—
学識経験者	石 井 敏 幸	—	—
	小 室 晶	—	—
町職員	柴 義 則	副町長	—
	坂 場 直	総務企画部長	—
	川 澄 静 喜	保健福祉部長	—
	小野寺 晃 宏	生活経済部長	—
	小 堤 弘 文	都市建設部長	—
	佐 藤 肇 亮	教育次長	—

茨城町都市計画マスターPLAN策定経過

期日	会議名等	主な内容
平成26年10月16日	第1回幹事会	・都市計画マスターPLANの概要と策定方針について ・住民意向調査の実施方針について
11月14日～11月28日	茨城町都市計画マスターPLANの策定に伴うアンケート調査	・満18歳以上の町民(世帯主)1,000人を対象に実施
平成27年4月13日	第1回委員会	・都市計画マスターPLANの概要と策定方針について ・茨城町の現状について ・住民意向調査の結果について ・都市計画マスターPLANの改定に向けた課題について
7月6日	第2回幹事会	・茨城町の現状について ・住民意向調査の結果について ・都市計画マスターPLANの改定に向けた課題について ・将来都市像と将来目標人口について
8月10日	第2回委員会	・将来都市像と将来目標人口について
10月19日	第3回委員会	・分野別方針について
11月16日～11月30日	素案の縦覧及び意見募集	・素案（全体構想と地域別将来像）について
平成28年1月15日～1月29日	素案に関する茨城県意見照会	・茨城県関係各課への意見照会
1月18日～2月16日	パブリックコメント（意見公募）	・茨城町都市計画マスターPLAN（素案）について
2月9日	素案に関する茨城県報告会	・茨城県関係各課への報告会
2月15日	第3回幹事会	・茨城町都市計画マスターPLAN（素案）について
2月23日	第4回委員会	・茨城町都市計画マスターPLAN（素案）について
3月下旬	茨城町都市計画審議会報告	・茨城町都市計画マスターPLANについて
4月上旬	町議会（全員協議会）報告	・茨城町都市計画マスターPLANについて



茨城町都市計画マスターPLAN改定検討委員会

用語集

【あ行】	
一団地の住宅施設	都市計画法に基づく都市施設の一つで、住宅施設をはじめとした道路や公園などの良好な都市環境を保持するために必要となる施設(都市施設)
茨城県都市計画マスタープラン	茨城県が、都市計画区域マスタープランの策定にあたり、地域の活性化や県民主体の今後の取り組みなど、茨城県におけるこれからの中長期的な都市づくりの基本方針を明らかにすることを目的として策定したもの
茨城県都市計画マスタープラン【震災対策編】	東日本大震災を踏まえ、巨大地震や津波災害などにも対応した震災に強い安全・安心な都市づくりの基本的な方針を明らかにすることを目的として、茨城県都市計画マスタープランに追加策定したもの
茨城町第5次総合計画	長期的な展望を踏まえた町の目指すべき方向を示し、総合的で計画的な町政運営のために必要な各分野における施策や事業に関する指針を定めた計画
茨城町地域防災計画	茨城町が災害対策基本法に基づき、町民の生命や財産を災害から守るために必要な各分野における対策を定めた計画
茨城町都市公園条例	茨城町が都市公園法に基づき、都市公園の配置や規模に関する技術的基準などを定めた条例
【か行】	
街区公園	主に街区に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たりの面積が0.25haを標準とする
河川保全区域	河川法に基づき、河岸又は河川管理施設を保全するため、河川管理者が指定する土地の区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者などに危害が生じるおそれがある土地やそれに隣接する土地を対象として、都道府県知事が指定する土地の区域
協働(きょうどう)	地域が抱えるさまざまな課題に対して、住民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決すること
漁港区域	漁港漁場整備法に基づき、農林水産大臣や市町村長が指定する漁港の区域
緊急輸送道路	災害時に発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路で、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と指定拠点(都道府県知事が指定する防災拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路
近隣公園	主に近隣に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で1箇所当たりの面積が2haを標準とする
区域区分	計画的な市街化を図るため、都道府県が都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分(線引き)すること
区域指定	茨城県条例に基づき、市街化調整区域内にあらかじめ区域を指定することで、既存集落の維持・保全を目的に、住宅や一定の規模な店舗などの立地が許可の対象となる制度
公共下水道事業	主に市街地における下水を排除・処理するための地方公共団体が管理する下水道事業
コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化による拡大を抑制すると同時に、中心市街地に公共交通などで円滑に結ばれ、公共公益施設などの都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方
【さ行】	
市街化区域	優先的かつ計画的に市街化を進める区域
市街化調整区域	市街化を抑制する区域で、原則、開発行為は抑制され、都市施設の整備も原則として行われない
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域

自然公園区域	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に役立てることを目的として都道府県が指定する土地の区域
自然的土地利用	土地の利用に関する分類の中で、農地、林地、水面などに利用されている土地
住区基幹公園	住民の生活行動圏域の比較的小規模な公園で、都市公園のうち、街区公園、近隣公園及び地区公園が該当する
常住人口調査	国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計したもの
親水	河川や湖沼などの地形を利用して水と親しみこと
【た行】	
大規模小売店舗立地法	周辺地域の生活環境保持のため、大規模小売店舗の配置や運営方法について、適正な配慮を確保するための法律
大規模集客施設	床面積が1万m ² を超える店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など
地域間競争	地域同士のつながりや結びつきが強まり、住民や企業の活動範囲が広域化することで、買い物や商取引、あるいは企業立地などの面で選択の幅が広がり、結果として地域同士がこれら需要の競合関係になることであり、都市間競争ということもある
地区計画	まとまりのある地区を対象に、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるため、住民の意向を反映しながら定める地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画
地区計画に関する案の申し出制度	市町村が、都市計画法に基づき、地区計画に関する提案を申し出る方法などを定めた条例を制定することで、住民や土地所有者などが、決定又は変更する地区計画の案を申し出ることができる制度
地区公園	主に徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準とする
地方人口ビジョン	各地方公共団体が、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するために策定する
中心市街地活性化法	「中心市街地の活性化に関する法律」の略称で、中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための法律
都市機能	一例として行政、商業、流通、業務、交通、工業、研究、学術、教育、医療、文化などの都市が有する役割や性質
都市基幹公園	都市住民を対象に配置される比較的大規模な公園で、都市公園のうち、総合公園や運動公園が該当する
都市基盤施設	道路、公園、下水道、河川、学校、病院などの都市の様々な活動を支える最も基本となる施設
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、5年ごとに実施する調査であり、都市の現況や市街化の動向などの把握を目的に行う調査であり、人口、産業別就業人口、市街地面積、土地利用などが調査対象となっている
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として指定する区域
都市計画区域マスター プラン	都市計画法に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、都道府県が都市計画区域を単位として定める都市計画の方針
都市計画審議会	地方公共団体に設置される審議会の一つで、都市計画法に基づいて都市計画に関する事項の調査・審議を行う組織
都市計画提案制度	都市計画法に基づき、対象となる区域の大きさなどの一定の要件を満たす場合、土地所有者やまちづくりNPOなどが地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができる制度
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内などを連絡するなど、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて決定する道路

都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手續及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地
都市的土地区域	土地の利用に関する分類の中で、宅地、道路、公園などに利用されている土地
都市的未利用地	市街地内の農地や林地、雑種地などの土地
土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害のおそれがある区域で、崖崩れや土石流などの土砂災害から住民の生命などを守るため、都道府県が指定する土地の区域
【な行】	
ネットワーク	道路などの線的なつながりや、主要な施設や拠点などを相互に結びつけること
農業集落排水事業	農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として、主に農業振興地域内の既存集落を対象とする汚水処理事業
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図ることが必要と認められる地域として都道府県が指定する地域
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において集団的に存在する農用地など、今後概ね 10 年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域
【は行】	
バリアフリー	障がい者を含む高齢者などが社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと
パブリックコメント	町が基本的な政策などを策定する過程において、それらの趣旨や内容などを公表して広く住民の皆様からの意見を求め、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表する一連の手続
保安林	森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林
【ま行】	
まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした法律
【や行】	
ユニバーサルデザイン	老若男女、障害・能力、文化・言語・国籍などの違いに関わらず、誰もが利用しやすい施設・製品・情報の作り方やデザインの工夫
用途地域	都市計画法に基づき、人口や建物が多く分布する市街地において、異なる建物の混在による弊害（住宅と工場が隣接して立地するなど）を防止するために定める制度
【ら行】	
ラムサール条約湿地	1971 年にイランのラムサールという都市で採択された湿地の保全や利用に関する条約（ラムサール条約）により、条約で定められた国際的な基準に従って指定され「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地
緑地環境保全地域	樹林地や池沼などが市街地や既存集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地の中から、自然環境を保全することが特に必要なところについて指定する地域
6 次産業化	農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す

【茨城町都市計画マスターplan】

発行 平成28年3月

編集 茨城町 都市建設部 都市建設課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

TEL: 029-292-1111(代表) <http://www.town.ibaraki.lg.jp>

